

第七十一回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十八号

昭和四十八年四月二十六日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 田川 誠一君

理事 伊東 正義君

理事 竹内 黎一君

理事 山下 徳夫君

理事 八木 一男君

小沢 辰男君

粕谷 茂君

小林 正巳君

住 栄作君

高橋 千寿君

登坂重次郎君

増岡 博之君

金子 みつ君

田口 一男君

多賀谷眞稔君

山本 政弘君

田中美智子君

坂口 力君

和田 耕作君

出席國務大臣

厚生 大臣 齋藤 邦吉君

出席政府委員

經濟企画政務次 橋口 隆君

官 厚生大臣官房審 出原 孝夫君

議官 厚生省公衆衛生 加倉井駿一君

局長 厚生省環境衛生 浦田 純一君

局長 厚生省医務局長 滝沢 正君

局長 厚生省薬務局長 松下 廉蔵君

局長 厚生省社会局長 加藤 威二君

局長 厚生省児童家庭 穴山 徳夫君

委員外の出席者

厚生省保険局長 北川 力夫君

厚生省年金局長 横田 陽吉君

厚生省看護局長 高木 玄君

社会保険庁医療 江間 時彦君

社会保険庁年金 八木 哲夫君

社会保険部長 八木 哲夫君

議 員 大原 亨君

議 員 八木 一男君

議 員 寺前 巖君

議 員 坂口 力君

議 員 小宮 武喜君

厚生大臣官房企 岸野 駿太君

画室長 岸野 駿太君

委員の異動

四月二十五日

辞任 瓦 力君

補欠選任 長谷川 峻君

住 栄作君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

菅波 茂君

同外一件(前田治一郎君紹介)(第三二六六号)
同(前田治一郎君紹介)(第三二六七号)
同(増岡博之君紹介)(第三二六八号)
同(松浦周太郎君紹介)(第三二六九号)
同(松澤雄蔵君紹介)(第三二七〇号)
同(松野幸泰君紹介)(第三二七一号)
同(松野頼三君紹介)(第三二七二号)
同(三池信君紹介)(第三二七三号)
同(水野清君紹介)(第三二七四号)
同(宮澤喜一君紹介)(第三二七五号)
同(武藤嘉文君紹介)(第三二七六号)
同(村上勇君紹介)(第三二七七号)
同(栗山ひで君紹介)(第三二七八号)
同(森山欽司君紹介)(第三二七九号)
同(安田貴六君紹介)(第三二八〇号)
同(山崎平八郎君紹介)(第三二八一号)
同(山田久就君紹介)(第三二八二号)
同(山本幸雄君紹介)(第三二八三号)
同(渡部恒三君紹介)(第三二八四号)
同(渡辺紘三君紹介)(第三二八五号)
同(村田敬次郎君紹介)(第三二八六号)
同(生活できる年金制度の確立等に関する請願(荒木宏君紹介)(第三二八七号)
同外一件(石母田達君紹介)(第三二八七号)
同(浦井洋君紹介)(第三二八八号)
同(小沢貞孝君紹介)(第三二八九号)
同外一件(小川新一郎君紹介)(第三二九〇号)
同(栗田翠君紹介)(第三二九一号)
同(田代文久君紹介)(第三二九二号)
同(多田光雄君紹介)(第三二九三号)
同(平田藤吉君紹介)(第三二九四号)
同(増本一彦君紹介)(第三二九五号)
同外一件(正木良明君紹介)(第三二九六号)
同(三浦久君紹介)(第三二九七号)
同(三谷秀治君紹介)(第三二九八号)
同(紺野与次郎君紹介)(第三二九五号)
同(多田光雄君紹介)(第三二七六号)
身体障害者の授産施設整備に関する請願(多田光雄君紹介)(第三二九九号)
全国一律最低賃金制法制化等に関する請願(多

田光雄君紹介)(第三三〇〇号)
中小業者の医療保障制度確立等に関する請願(松本忠助君紹介)(第三三〇一号)
同(瀬野栄次郎君紹介)(第三三〇二号)
同(正木良明君紹介)(第三三〇三号)
健康保険法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(板川正吾君紹介)(第三三〇四号)
同(若垂寿喜男君紹介)(第三三〇五号)
同(梅田勝君紹介)(第三三〇六号)
同(小川新一郎君紹介)(第三三〇七号)
同外一件(神門至馬夫君紹介)(第三三〇八号)
同(板川正吾君紹介)(第三三〇九号)
同(岡田哲見君紹介)(第三三一〇号)
同(紺野与次郎君紹介)(第三三一一号)
同(島本虎三君紹介)(第三三一二号)
同(多賀谷真穂君紹介)(第三三一三号)
同(多田光雄君紹介)(第三三一四号)
同(美濃政市君紹介)(第三三一五号)
同(八木一男君紹介)(第三三一六号)
同(横路孝弘君紹介)(第三三一七号)
同(横山利秋君紹介)(第三三一八号)
健康保険法改正反対等に関する請願(多田光雄君紹介)(第三三一九号)
建設国民健康保険組合に対する国庫負担増額に関する請願(井岡大治君紹介)(第三三二〇号)
同(浦井洋君紹介)(第三三二一号)
同(小川新一郎君紹介)(第三三二二号)
同(大柴滋夫君紹介)(第三三二三号)
同外六件(小林政子君紹介)(第三三二四号)
同外五件(紺野与次郎君紹介)(第三三二五号)
同外二件(柴田睦夫君紹介)(第三三二六号)
同(田代文久君紹介)(第三三二七号)
同(玉置一徳君紹介)(第三三二八号)
同外九件(津金佑近君紹介)(第三三二九号)
同(中川利三郎君紹介)(第三三三〇号)
同(長谷川正三君紹介)(第三三三一号)
同外一件(正木良明君紹介)(第三三三二号)
同外二件(松本善明君紹介)(第三三三三号)
同外三件(松本忠助君紹介)(第三三三四号)

同外八件(米原和君紹介)(第三三三四号)
同(青柳盛雄君紹介)(第三三三八号)
同(小林政子君紹介)(第三三三九号)
同外十三件(津金佑近君紹介)(第三三九〇号)
同(津川武一君紹介)(第三三九一号)
同(中島武敏君紹介)(第三三九二号)
同外七件(松本善明君紹介)(第三三九三号)
同外一件(米原和君紹介)(第三三九四号)
戦災被爆被害者等の援護に関する請願(田中美智子君紹介)(第三三九五号)
健康保険法等の一部を改正する法律案撤回に関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第三三七七号)
は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)
児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)
国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(八木一男君外十六名提出、衆法第一四号)
国民年金等の積立金の運用に関する法律案(八木一男君外十六名提出、衆法第一五号)

○田川委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、健康保険法等の一部を改正する法律案、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、八木一男君外十六名提出の国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案の各案を議題とし、順次その提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣齋藤邦吉君。
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律案
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○齋藤国務大臣 ただいま議題となりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。
日雇労働者健康保険法につきましては、昭和三十六年以來改正が行なわれないうまま今日に及んでおりますので、給付内容をはじめ制度面についての改善が緊要な問題となっておりますが、一方、その財政は、今日非常な悪化を来たしております。
このため、政府といたしましては、日雇労働者健康保険の財政健全化をはかりつつ、順次その給付内容を改善する方針のもとに、今般、給付期間の延長、現金給付の引き上げを行なうとともに、賃金実態に即して保険料日額の改定を行なう等の制度の改善をはかることとした次第であります。
次に、改正案の内容について申し上げます。
まず、給付内容の改善につきましては、第一に、療養の給付期間現行二年を三年半に延長し、また、その後においても、所定の保険料が納付されていれば、引き続き給付が受けられるようにいたしております。
第二に、傷病手当金の支給期間は、現行二十日であります。これを三十日に延長し、また、支給日額は現在二百四十円、三百三十円の二段階であります。これを納付保険料に応じて最低八百円から最高二千六百四十円までに引き上げをはかることとしております。
第三に、出産手当金につきましても傷病手当金と同様に、その支給期間、支給日額の改正を行なうこととしております。

第四は、埋葬料につきまして、被保険者本人に対する支給額を現行四千元から一万元に引き上げることとしております。

第五は、分べん費につきまして、被保険者本人分べん費を現行四千元から二万円に、配偶者分べん費を現行二千元から一万円に引き上げることとしております。

次に、保険料日額につきましては、昭和三十六年以來貸金日額四百八十円以上の者は二十六円、四百八十円未満の者は二十円に据え置かれてまいりましたが、その後の貸金の上昇を考慮し、貸金実態に即して合理化をはかることとし、貸金日額に依りて五十円から二百円までの四段階に改定することとしております。なお、貸金日額四百八十円未満の被保険者につきましては、現行どおり二十円に据え置くこととしております。

最後に、この法律の実施時期につきましては、昭和四十八年四月一日からとしております。なお、昭和五十年三月三十一日までの間は傷病手当金及び出産手当金の支給日額の最高は千八百円とし、保険料日額は五十円から百三十円までの三段階とする経過措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

児童扶養手当及び特別児童扶養手当制度については、母子家庭及び心身障害児に対する手当制度として、近年その改善につとめてきたところであり、福祉の充実が重要な課題となつてゐる今日、母子家庭及び心身障害児に対する福祉施策の向上をはかる必要性は一段と高まつております。

今回の改正案は、このような趣旨にかんがみ、手当額を大幅に引き上げるとともに、公的年金給付との併給制限を大幅に緩和することにより、これ

らの制度の充実をはかることとするものであります。以下、改正法案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額を、昭和四十八年十月から、児童一人の場合、二千二百円増額して、月額六千五百円に引き上げることとし、さらに児童扶養手当については、昭和四十九年一月から、児童二人の場合の加算額を四百円から八百円に引き上げることとしたしております。

第二に、特別児童扶養手当について、昭和四十八年十月から、原則として公的年金給付と併給することとし、児童扶養手当については、老齢福祉年金及び障害福祉年金との併給を行なうこととし、受給者の福祉向上をはかることとしたしております。

なお、以上の法律事項のほか、扶養義務者の所得による支給制限について今回大幅な緩和をはかることとしたしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました健康保険法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

医療保険制度の問題につきましては、財政の健全化をも含めた抜本的な改善がかねてから重要な課題となつてゐるところであります。制度の中核的存在である政府管掌健康保険が現在まで十年間深刻な財政難を続けてまいりましたこともあり、昭和三十六年の皆保険達成以來健康保険においては見るべき改善が行なわれなかつた今日に至つております。医療保険の分野では関係者の間で利害がいろいろと錯綜し、問題の根本的な解決をはかることが困難なものが多々あることも事実であります。これを何とか解決の方向へ導く努力の積み重ねが必要と考えるものであります。今回は、これまでの経緯にかんがみ、また、関

係審議会の意向等を尊重いたしまして、国民の福祉水準の向上を求める要請にこたへるべく、福祉重点施策の一環として、実現可能なものから段階的に制度の改善に着手するとの見地に立ち、改正を行なうこととしたものであります。

すなわち、今回の改正は、制度創設以來三十年間改善されなかつたままになつてゐる家族療養費の給付率の引き上げ、高額療養費の支給等家族医療給付の改善を中心に、国民医療の確保に関する医療保険の側での対策を充実強化するため給付改善を行なうとともに、保険の運営上重要な問題である保険財政の恒常的な安定を確保するための諸施策を講じようとするものであります。この改正によつて懸案の抜本改正の第一歩が踏み出せるものと確信いたしている次第でございます。

まず、健康保険法の改正について申し上げます。

第一は、医療給付の改善でありまして、家族療養費の給付率を五割から六割に引き上げますとともに、高額な医療につきましては、家族療養費にあわせて高額療養費を支給し、自己負担とされてゐるもののうち一定限度額を越えるものを保険から全額給付することとしたしております。

第二は、現金給付の改善でありまして、本人分療養の最低保障額を現行二万円から四万円に引き上げ、さらに配偶者分療養について現行一万円から本人分療養の最低保障額と同額の四万円に引き上げるとともに、家族埋葬料につきましても改善をはかることとしております。

第三は、標準報酬の改定でありまして、その等級区分が最近における給与の実態と著しくかけ離れるに至つてゐる結果生じてゐる負担の不公平を是正するため、現行三十四円から四十万四千円までの三十六等級でありましたものを二万円から二十万円の三十五等級に改めるものであります。

第四は、保険料の改定でありまして、政府管掌健康保険の保険料率を七・七％から七・三％に改定するとともに、当分の間の措置として、現在保険料の算定の基礎とされてゐない賃金等について、支

給のつど、その一％を労使折半により特別保険料として徴収するものであります。なお、この特別保険料は、報酬月額五万円未満の者からは徴収せず、賞与などが五十万円をこえるときは、五十万円として計算することとしております。

第五は、国庫補助の拡充でありまして、財政基盤の脆弱な政府管掌健康保険に対して、これまでの定額国庫補助を改め、定率制の国庫補助を導入することとして主要な保険給付に要する費用の一〇％を国庫補助するものであります。

第六は、保険料率の調整とこれに連動した国庫補助率の引き上げの問題でありまして、政府管掌健康保険の保険料率について、厚生大臣は必要あるときは社会保険審議会の意見を聞いて、法定料率の上下〇・七％の範囲内でこれを調整できる規定を設け、同時にこの規定により法定料率を越えて保険料率を引き上げた場合には、先に述べました定率国庫補助の割合を料率〇・一％につき〇・四％ずつ増加することとしております。

第七は、健康保険組合関係でありまして、それぞれの組合の規約で定めるところにより、特別保険料を徴収できることとするともに、保険料率の調整幅が現行三％から八％までであるのを三％から九％までに、被保険者の負担料率の限度が現行三・五％であるのを四％にそれぞれ改めることとしております。

次に、船員保険法の改正について申し上げます。

船員保険の疾病部門につきましても、先に述べました健康保険の改正に準じ、家族療養費の給付率の引き上げ等保険給付の改善を行なうとともに、標準報酬の改定等所要の改正を行なうものであります。

また国民健康保険法の改正につきましては、健康保険法の改正に準じて高額療養費を支給することとしております。

健康保険の借入れ金にかかる債務をたな上げすること、新規の借入れを限定し、また、昭和四十八年度以前に健康保険において生じた損失を一般会計からの繰り入れによって、補てんする方途を講ずるものであります。

なお、この法律の実施時期につきましては、本年四月一日からとしておりますが、高額療養費の支給に関する部分につきましては、諸般の準備手続等を考慮いたしまして本年十月一日から実施することとし、また国民健康保険法の改正は昭和五十年十月一日からとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

わが国は、急速なテンポで高齢化社会を迎えようとしておりますが、他面核家族化の進行や扶養意識の変化などにより、わが国の老人を取り巻く環境は著しく変貌しつつあります。このため、老人問題をめぐる国民の関心はかつてない高まりを見せており、中でも老後保障の柱となる年金制度に寄せる国民各層の期待は、きわめて大きいものであります。

さらに、経済社会の発展の成果を各世代を通じて均てんさせる上からも、老人が安心して老後を送ることができる年金制度の確立をはかることは、いまや内政上最優先の課題の一つと申すべきものであります。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、わが国年金制度の大宗をなす厚生年金及び国民年金を中心に、老後生活のささとなる年金の実現を目ざして、年金給付の水準を大幅に引き上げるとともに、年金額のスライド制を導入するなど各年金制度の改善充実をはかりとするものであります。

まず、年金額の水準につきましては、厚生年金について最近の被保険者の平均標準報酬の六〇%

程度を確保することを目的に、改正後新たに老齢年金を受ける場合の標準的な年金額をおおむね月額五万円に引き上げるものであります。国民年金につきましても、二十五年加入の場合の年金額を付加年金を含めて夫婦月額五万円の水準に引き上げることとしております。

また、多年の懸案であったスライド制につきましては、年金額の価値維持のため新たに物価変動に応ずる自動的なスライド制を導入することとし、あわせて財政再計算期に従来どおり国民の生活水準その他の諸事情を勘案して年金額の改定の措置を講ずることにより、将来にわたり適正な年金額の水準の確保をはかることとしております。

以下、改正案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

まず、厚生年金保険法の一部改正について申し上げます。

第一に、年金額の水準につきましては、定額部分を大幅に引き上げるとともに、報酬比例部分について過去の期間の標準報酬を最近の標準報酬の水準をもとにして再評価することとして、その飛躍的な改善をはかることとしております。

その他、妻の加給年金の額並びに障害年金及び遺族年金の最低保障額の引き上げ、在職者に対する老齢年金の支給範囲の拡大等の改善を行なうこととしております。

第二に、年金額の自動的改定措置、すなわち、いわゆるスライド制の導入についてであります。が、年度平均の消費者物価指数が五%をこえて変動した場合に、その変動した比率を基準として、政令で定めるところにより、年金額を改定することとしております。

第三に、標準報酬の改定についてであります。が、最近における賃金の実態に即して二万円から二十万円までの三十五等級に改めることとしております。

第四に、保険料率の改定についてであります。給付水準の引き上げに伴ってその改定を行なうこととし、今後受給者が急激に増加することが見込まれて、将来にわたる保険料負担のなだらかな増加を期するとともに、長期的な財政の健全性を確保するという見地に立つて、保険料率を千分の十五引き上げることとし、以後段階的に引き上げをはかることとしております。

なお、以上の改正は、昭和四十八年十一月から施行することとし、現に支給されている年金につきましても、同様に年金額の引き上げをはかることとしております。

次に、船員保険法の一部改正についてであります。が、厚生年金の改正に準じて、年金額的大幅な引き上げ、スライド制の導入、その他所要の改正を行なうこととしております。

次に、国民年金法の一部改正について申し上げます。

第一に、拠出年金の額についてであります。が、その水準の大幅な引き上げをはかることとし、現実に支給されております十年年金については、現行の月額五千元を月額一万二千五百円に引き上げ、また、五年年金については、現行の月額二千五百円を月額八千円に引き上げることとしております。

その他、付加年金の額を引き上げ、障害年金の最低保障額及び母子年金等の額の改善を行なうこととしております。

第二に、年金額の自動的改定措置についてであります。が、拠出年金について、厚生年金と同様のスライド制を導入することとしております。

第三に、保険料及び国庫負担についてであります。今回の給付水準の引き上げに伴う保険料の急激な増加を避け、さらに将来にわたる財政の健全性を確保する見地から、保険料は月額九百円とし、昭和五十年一月以後段階的に引上げをはかることとしております。同時に、十年年金、五年年金等の経過的な老齢年金について、国庫負担割合の引き上げをはかることとしております。

第四に、高齢者の任意加入の再開についてであります。が、任意加入の対象とされた年齢層で加入しなかった人を対象に、申し出により、再び五年

年金に加入できる道を開くこととしております。

なお、以上の改正による年金額の引き上げは、昭和四十九年一月から実施することとしております。

次に、福祉年金の改善について申し上げます。

各福祉年金の額につきまして、昭和四十八年十月から、老齢福祉年金を月額五千元に、障害福祉年金を月額七千五百円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金を月額六千五百円にそれぞれ引き上げることとしております。

最後に、年金福祉事業団法の一部改正について申し上げます。

年金福祉事業団が設置運営する施設として、保養のための総合施設を明示いたしますとともに、新たに、被保険者のための住宅資金の貸し付けを行なわせることとしております。

以上が、この法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○田川委員長 八木一男君。

国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
国民年金等の積立金の運用に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○八木(一)議員 私は、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題に相なりました国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案並びに国民年金等の積み立て金の運用に関する法律案について、提案の趣旨並びに内容の大綱について御説明申し上げます。

社会保障制度の確立は、声ある者、声なき者を問わず全国民の切実な願いであります。そしてまた、このことは、憲法がその第二十五条第二項において、国に対して明確に責務を課しているところでもあります。にもかかわらず政府がGNP世界第三位、成長率世界第一位と誇号するわが日本に

において、その社会保障制度が西欧諸国よりはるかに低位にあることは、低賃金、高物価、公害と並んで、憲法を軽視をし、大資本に奉仕をする自民党政権の冷酷きわまりない政治の代表的なものと言ふべきであります。

ことに医療保障とともに社会保障制度の重要な柱である年金制度の劣悪な現状は、全く国民を無視したものといわなくてはなりません。ウナギのぼりの物価上昇で大部分の国民の生活が異常に圧迫されており、その中でも障害者や母子家庭等は全く苦しい生活にあえぎ、多くの老人はきわめて暗い生活を送っております。戦前からの老後のための貯蓄は、戦後のインフレで完全に消え去り、さらに、家族制度が音を立てて崩壊をしております。そうした現状の中で明治、大正、昭和と続いた圧政と苦難の中を生き抜いてきたわれわれの先輩に対するいまの政治は、きわめて冷酷であり、怠慢であります。

住宅医療等々老人等のために対処すべきことは多々ありますが、年金制度の確立こそがその中心であることは、何人も否定できないところであります。しかしその現状は、全くお話しになりません。ちなみに昭和四十七年度の六十歳以上の人口約一千二百万人であります。そのうち、老齢年金の受給者はすべての制度を合わせて約六百五十三万、そのほぼ半数にしかすぎません。しかもその六割が年金という名に値しない、あめ玉年金、すなわち月三千三百円の老齢福祉年金の受給者であります。厚生年金の受給者ですら平均月一万六千五百円、老人の暗い生活の嘆きがこの数字で裏書きされているといえましょう。

われわれは、昭和三十三年政府が全く放置していた国民皆年金を実現するため、抜本的国民年金法案を国会に提出をしたことをはじめとして、年金制度確立の先駆的役割りを果たすため努力を続けてまいったのでありますが、老人等の生活の現状と人口高齢化の進行を重視をし、昨年総選挙での公約を果たすべく四党一致して、ここに、本二法案を提出したわけであり、ここに、本二

そのうち、まず、国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は国民年金法、厚生年金保険法、船員保険法並びに年金福祉事業団法の一部を改正しようとするものであります。先ほど提案理由の説明のありました政府提案の厚生年金保険法等の改正案と主要点において対比をしながら御説明申し上げます。

本法案の目的とするものは、まず第一に老人、障害者、遺族の生活を保障するに足る年金制度を、いわゆる月六万円年金として確立しようとするものであります。これは厚生年金では、被保険者期間二十年、国民年金では二十五年の人を計算の中心点として六万円年金と称するものであります。これに対し、政府案は、厚生年金では、被保険者期間を二十七年に引き延ばして上げ底として、五万円年金と称し、国民年金では付加部分を加えて夫婦月五万円年金と称するものであり、これを本案と正確に比較をすれば、厚生年金において三万七千円、国民年金において、夫婦四万円としか称し得ない内容であります。

野党四党案が誇大宣伝の政府案とは違い、真に充実した内容であることを明確にいたしておきたいと存じます。

第二に、年金の最低保障額の確立と、それに見合った福祉年金等の改善であります。

厚生年金、船員保険中、老齢年金の最低保障額が妻の加給を入れて現行法月額一万二千二百円、政府案月二万四千四百円であるのに対し月四万三千円とし、それに見合い、老齢福祉年金について現行法月額三千三百円、政府案月五万五千円を月二万円、すなわち夫婦月四万円とし、さらにこれを上回り二十五年年金額に近い、五年年金、夫婦四万六千円、十年年金、夫婦五万一千円を実現しようとするものであります。

さらに、現行法では月八千八百円、政府案では一万八千四百円であるのに対し、月額三万三千円を最低保障額とする障害及び遺族関係の年金、並びにこれに準じた各福祉年金額の飛躍的引き上げ

をはかるものであります。これこそ、いいますぐ、生活できる年金をと呼ぶ国民の要望にこたえる道であると確信をいたします。

第三に、年金の支給対象を大幅に拡大し、年金を必要とする全国民に制度を及ぼし、かつ、また全労働者に被用者年金を適用しようとするものであります。

すなわち、国民年金においては、六十五歳から老齢福祉年金の適用、二級障害福祉年金制度の創設、福祉年金の扶養義務者並びに配偶者の所得制限の撤廃であり、国民年金保険料免除者に対する年金の大幅増額なども同じ趣旨の改正であります。

厚生年金においては、五人未満雇用事業所の労働者への強制適用、日雇い労働者に対する厚生年金適用促進、在職老齢年金制度の拡大及び改善、五十五歳以上退職者の繰り上げ減額年金制度の創設、船員保険も含めて、保険料かけ捨て及び脱退一時金受給者の年金受給権利の確立の推進であり、各制度を通ずるものとしては、遺族年金、障害年金の通算措置の促進であります。

これに対し政府案では、福祉年金の所得制限、在職老齢年金について、わずかな改善を行なおうとするのみであり、その他の多くの事項については、一切取り上げられていない点を明らかにいたしておきたいと存じます。

以上の第二、第三がいわゆる谷間問題の解決等、社会保障の理念に従い賦課方式の考え方に基づき多くの国民のため、年金制度を質的に改革をしようとする本法案の特徴であり、社会保険主義の弊を改めようとする日陰にいる人々にきわめて冷たい政府改正案とは、全く考え方を変えた抜本的な改正案であることを明確にいたしておきたいと思ひます。

第四に、貸金自動スライド制を実施することであり、本案は厚生年金、船員保険はもとより国民年金にも、ことに各福祉年金を含めて貸金自動スライド制をとることにいたしましたのであります。

自動スライド制が年金制度に欠くことのできないことは、もはや申すまでもありません。しかし、政府案のように物価スライドでは現在の苦しむ国民大衆の生活水準、その中でもつましい年金生活者の生活水準を維持するだけにとどまるものでありまして、私たちは活躍中の若年と同様に先輩の生活が豊かになるよう貸金スライドが絶対に必要であると確信してこのことに踏み切ったのであります。ちなみに昭和四十七年度に、政府の推計では消費者物価上昇率は五・七％、賃金上昇率は一五％と推定をされ、貸金自動スライドのほうが年金受給者のための生活保障にきわめて有効であることをつけ加えておきたいと存じます。

第五に保険料の据置きと国庫負担の増率であります。

年金制度の充実を推進するに際し、国民生活の現状から見て保険料の値上げは、断じて避けなくてはなりません。

わずかな年金の充実を計画する際に、これを国民の負担増でまかなおうとする政府案とは違い、本案は、保険料値上げなしに年金の飛躍的充実改善を実現しようとするものであります。国庫負担は、厚生年金の基本部分の二割を三割に船員保険及び厚生年金第三種の二割五分を三割五分に、国民年金の保険料の五割すなわち給付に対する三分の一の国庫負担を保険料と同額すなわち給付に対して五割に増率することとし、厚生年金、船員保険の保険料の労使負担区分を使用主七、労働者三に改めることとしたのであります。各年金の保険料を引き上げ、しかも引き続き一そのの引き上げを計画し、国庫負担増率をしない低福祉高負担の政府案に比し、四党案は、高福祉低負担「社会保障充実」は、国と、資本家の負担で「国民に対する公約を明らかに果たすものであります。

第六に、年金財政を現行の積み立て方式より賦課方式に転換することであり、政府はこれに對し、後代の負担との均衡をはかるべきであるとの理由のもとに積み立て方式を主張しております。しかし、われわれは高物価、低収入で保険料

負担が苦しい現状と、物価が安定し、十分な収入が保障され、年金のための負担に痛痒を感じない、将来あるべき状態を考慮したとき、政府のより形式的均衡論はとるべきではなく、実質的均衡論こそ、重視されるべきであると、確信をいたします。ことに、政府の積み立て方式論の真の意味は、高い保険料を吸い上げばく大な積み立て金を大資本の設備投資や産業基盤をつくるために利用しようとするものであり、目的と手段を混同、いな逆転させ、インフレによって、国民を奪取しようとするものであり、その意図は、断じて、粉碎されなければならないと信じます。

積み立て金制度を継続しようとするれば、たとえ政府が言うごとく、その修正程度を、幾ぶん増大し、さらにわれわれが主張するごとく、国庫負担の増率及び労使負担区分の変更を行なっても、国民年金の被保険者及び厚生年金、船員保険の労働者の近い将来の負担は、たえがたいものになることは必至であります。したがって、われわれは、この際賦課方式に向かつて、踏み切り、現在並びに近い将来の国民の負担の増大を避け、年金制度の飛躍的充実をはかることにいたしましたのであります。大資本の立場に立った、俗論を排し、深い国民的視野に立って、断固として、賦課方式に踏み切ったことを明確にいたしておきたいと存じます。

第七に、本案は、国民年金と、厚生年金、船員保険の各制度間の均衡をはかる考え方のもとに、構成されたものであり、さらに、すべての年金制度充実の過程において、他の被用者年金制度と、早急に肩を並べるようにする考えのもとに、つくられたものであることを明らかにいたしておきたいと存じます。

次に、本案の具体的内容を要約して御説明申し上げます。まず、国民年金法の改正についてであります。その第一は、年金額の引き上げ及び支給範囲の拡大であります。第一点は、老齢年金の引き上げでありまして、

夫婦で月額六万円の年金を実現しようとするものであります。このため老齢年金の額は、現在保険料納付済み期間一月につき三百二十円で計算しておりますものを、千二百円に改め、加入期間が二十五年の場合、現行法では月額八千円、政府案では二万円であるのに対し、これを月額三万円すなわち夫婦月六万円に引き上げることになりました。

また、ただいま支給が行なわれております、経過的年金の額につきましては格段の配慮を払うこととし、十年年金については、現行法の月額五千円、政府案では一万二千五百円を月二万五千五百円に、すなわち夫婦月五万一千円に引き上げ、近く支給を開始をされる五年年金につきましても、現行法の月額一人二千五百円、政府案では八千円を、月二万三千円、すなわち夫婦月四万六千円に引き上げることとしたのであります。

なお、この際、保険料免除期間の取り扱いを改めることに踏み切りました。心身障害者、生活保護世帯など、保険料納入を免除された人たちが、特に年金を必要とするものでありまして、これらの人達の年金額が他の人に比較して、はるかに少ないことは、現行制度の大きな欠陥であります。したがって、現行の保険料免除期間は、年金額の計算上保険料納付期間の三分の一の評価とされておりますが、これを四分の三と評価し、日陰の人たちの年金を大幅に引き上げることとしたのであります。

第二点として、老齢福祉年金につきましても飛躍的な改善を行なうこととし、いわゆる谷間問題を解決するために、その支給開始時期を現在の七十歳から六十五歳に引き下げるとともに、その額を年々五万円、お小づかい年金としかいえない現行の月額三千三百円、政府案五万円に直し、生活保障年金を実現するために飛躍的に引き上げ月二万円夫婦月四万円にすることにいたしました。ただ七十歳未満の人につきましては、施行日から一年間は月一万円、その後一年間は月一万五千元にとどめ、三年目から月二万円とすることにいたしてあります。

第三点は、實的に見て最も所得保障の必要の度が多い障害者のための障害年金の改善でありまして、その額を老齢年金の改善に準じて引き上げるとともに、その最低保障額を障害の程度が二級の者で現行法の月額八千八百円、政府案一万八千四百円に直し、大幅に引き上げ月額三万三千円にすることにいたしました。

第四点は、障害福祉年金の支給範囲の拡大と、年金額の増額でありまして、この点は、現在提出制障害年金制度から、除外されている障害者のために、特に欠くことのできない改正点であります。すなわち新たに、障害の程度が二級の者にも支給することとし、その額は一級にあつては、現行法の月額五千円、政府案七千五百円に直し、飛躍的に引き上げ月三万三千円にすることとし、二級にあつては月二万四千七百五十円にすることにいたしましたのであります。

第五点は、母子年金、準母子年金及び遺児年金についても、現行法の月額八千四百円、政府案一万八千四百円に直し、月三万三千円に引き上げることとした。また、母子福祉年金、準母子福祉年金の額を現行の月額四千三百円、政府案六千五百円に直し、月二万四千七百五十円に引き上げるとともに、子や孫が二人以上ある場合に支給される加給金の額を一人につき月額千円に引き上げることとしたのであります。

第六点は、扶養義務者並びに配偶者の所得による福祉年金の支給制限は、一切これを撤廃することとしたのであります。その第二は、年金額の賃金自動スライドでありまして、その第三は、年金の財政方式でありまして、現行の財政方式は、いわゆる積み立て方式によることとされておりますが、今後は、賦課方式を原則として、年金財政の運営にあたっていくべきこととしたのであります。

とするものであり、これは給付に対して三分の一の国庫負担が二分の一になることは、各位の御理解のとおりであります。その他、今回の給付改善に伴う支出増の過半を国庫負担することとし、また、インフレ等に伴う整理資源について、別途国庫負担をできるようにいたしましたのであります。

第五は、既裁定年金の扱いであります。改正後の規定に準じて、大幅な年金額の引き上げが行なわれることとしたのであります。次に、厚生年金保険法の改正について申し上げます。その第一は、年金額の引き上げ及び支給要件の緩和であります。

第一点は、老齢年金の引き上げでありまして、これは本年十一月新たに老齢年金を受けることとなる者に加算期間二十年で妻の加給を加えて月額平均六万一千円の年金を支給しようとするものであります。そのために、まず、基本年金額の定額部分の算定基礎額四百六十円を千六百五十円に引き上げ、報酬比例部分につきまして、その乗率を現在の千分の十を千分の十五に引き上げるとともに、平均標準月額を計算する場合において、過去の低い標準報酬月額を現在の水準に合うよう再評価することとしたのであります。

また加給年金につきましても、妻については月額四千円、子については、千五百円に引き上げることとしたのであります。第二点は、老齢年金及び通算老齢年金の在職支給の要件の大幅な緩和であります。第三点は、老齢年金を五十五歳から本人の請求により、繰り上げ減額支給する制度を新設することとあります。第四点は、障害者の所得保障を重視をし、障害年金の最低保障額を老齢年金の改善に準じて、引き上げることとし、二級の場合で現行の月額八千八百円、政府案一万八千四百円に直し大幅に引き上げて、月三万三千円といたしました。

第五点として、遺族年金の最低保障額も、現行法の月八千八百円、政府案一万八千四百円に対し、月三万三千円に引き上げることとしたし、また、その第二は、年金額の賃金自動スライドであります。

第三は、標準報酬の下限を二万円、上限を二十万円に改定することであり、第四は、財政方式であります。国民年金と同様現行の積み立て方式から賦課方式に移行すべきこととしたしております。

右の原則にのっとり、保険料率は現行の率を維持することとしたし、また、現在折半負担になつております保険料の負担割合を労働者側三、使用者側七の割合に改めることとしたし、したが、当分の間は、従来どおり折半負担を続けることとしたしております。

国庫負担につきましても、現在一般的に給付時における二〇％、第三種は二五％の国庫負担がなされておりましたのを、それぞれ三〇％、三五％に増率することとし、さらに、インフレ等に伴う給付改善の結果必要となる整理資源について、別途国庫負担をすることをいたしました。第五は、既裁定年金の扱いであります。改正後の規定に準じて、大幅な年金額の引き上げが行なわれることにはいたしました。

第六として、五人未満の事業所の労働者についても、強制適用に踏み切ることとしたのであります。次に、船員保険法の改正について申し上げます。

船員保険の年金部門につきましても、厚生年金保険法の一部改正に準じて所要の改正を行なうこととしたし、また、さらに、年金福祉事業団法の一部改正について申し上げます。その内容は、年金福祉事業団に被保険者に対する住宅資金の貸付け等の事業を行なわせることとするものであります。

なお、年金制度につきましても、今回取り上げ第一類第七号 社会労働委員会議録第十八号

た事項のほかに困難かつ深刻な問題が山積をしてゐることは、同僚議員各位のすでに御承知のとおりであります。たとえば、各種公的年金制度の統合の問題、妻の地位の問題など非常に大きな問題があり、政府にすみやかに実現する責務を課するものであります。

その一つは、日雇労働者の厚生年金制度適用であり、第二は、かつて、厚生年金等の被保険者であった者をできる限り年金給付に結びつけるためのいわゆる掛け捨て並びに脱退一時金受給者の救済措置であり、第三は、各種公的年金における遺族年金及び障害年金の通算措置を講ずることであり、第四は、この法律の施行は国民年金について昭和四十八年十一月一日、厚生年金及び船員保険については同年十一月一日からであります。

次いで国民年金等の積立金の運用に関する法律案について申し上げます。現在、国民年金、厚生年金保険、船員保険の特別会計の積み立て金については、その大部分が資金運用部に預託され、直接間接に大資本の利益のために用いられ、被保険者のために用い得る資金は、増加資金の四分の一程度に限られてゐるわけであり、これは全く不当なことであり、これを是正することにはいたしました。

これはこの運用に關し被保険者代表の意思を示す制度がなく、また、運用の主体が大蔵省に握られてゐることに基因してあります。元来、積み立て金といふものは、老齢または、障害の場合被保険者に、死亡の場合遺族に支給されるものであり、当然その全部が被保険者のものと考へることが至当であります。たとへ、国または資本家がその中の一部を金に負担してゐたとしても、積み立て金となつたときに、被保険者のものになり、彼らには絶対に戻らないものであつて、これに對して介入する権利は断じて認めるべきではないと考へて、これを是正することにはいたしました。

こうした明確な立場に立ち、四党は、積み立て金の運用は、被保険者の意思によつて決定され、被保険者のためになされるべきであるとの見地から、本法案を提出したわけであり、また、本法案の主要内容は、国民年金等積立金審議会を設置し、その構成は、被保険者代表者が十名、学識経験者五名、政府側三名とし、被保険者の意思が完全に反映できるようにしたことであり、また、この審議会の決定に基づき、厚生大臣が、積み立て金を福祉資金と一般資金に分ち、福祉資金は、審議会の議に基き、運用することにしたこと、一般資金については、急速に減少し、福祉資金が真に被保険者のために役立つ運用がなされることを確信して、本法案を提出した次第であります。

以上で、四党提出二法案の提案理由の説明を終わるわけであり、いづれも、年金制度充実及び整備が内政の急務であることにかんがみ、国民のためにこれだけは即時絶対必要であるとの確信のもとに、四党が一致して提案したものであります。さらに、四党とも一そうに年金制度の向上確立のため進捗する決意を持つものであることを明らかにいたしておき、次第であります。全同僚議員各位、われわれ四党は、即時生活できる年金をと求められ、将来を安心して、年金制度をと求められ、国民の意思を体して、強い決意を込めて、本二法案を提出いたしました。この二法案を熱心に審議を賜わり、満場一致可決されることを強く要望をいたしまして、提案の趣旨説明を終わります。(拍手)

○田川委員長 健康保険法等の一部を改正する法律案及び日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、質疑を行ない、戸井三郎君。申し出がありますので、これを許します。戸井三郎君。

○戸井田委員 ただいま議題となりました法案につきましても、私はまず政府に対して、高度成長経済下における福祉の点について、お考えをお伺いしたいと思ふのであります。

政府は、この四十八年度を福祉元年として、今年度の予算を編成されておられます。福祉、社会保障関係予算に非常な重点を置かれたことは、高く評価しなければなりません。国民各層において、これを歓迎されておられることは、御承知のとおりであります。

しかし一方に、急激なる高度成長経済下においては、この福祉に向けられた金額の数字だけでは、これを高く評価することはできないのであります。われわれを取り巻く社会環境は、きつて人間生活を阻害する条件があまりにも多くなつておられます。これは、戦後貧困から脱却し、GNP世界第二位の高度成長をなし遂げたその副作用の一つのあらわれであり、この経済成長というものを、だからといって私は否定するわけではありませんが、むしろわれわれの生活の上に幾多のしあわせを与へたし、また、豊かさを求めればこそ、生産性の向上に励んだのであります。

しかし反面、人間のしあわせというものが、健康という最大のしあわせの上に築かれなければならぬことは、言うまでもないのであります。その観点から見れば、現在の超過密都市というものが、一方において、私たちの健康を非常に阻害をいたしておるのであります。

そこで、われわれは、このきびしい現実に立つて、この矛盾の上に立つて、健康という最大のしあわせを求め、人間の豊かさを求めるために、きつて重大な岐路に立たされて、そのいづれの道を歩むか選択に迫られてゐるわけであり、私は、政府の福祉元年という観点が、その立場に立つて深奥にして、しかも遠大な理想を追求するものでなければならぬと思ふのであります。

保険体制の確立もその中の一環として確立されていかなければならぬと思ふ。そのために国民も、このきびしい現状を理解し、力を合

せて福祉国家への道を歩んでいかなければならぬ
 と思うのであります。

そういう意味において、まず福祉政策の理念と
 でもいいですか、大臣の所信をお伺いしたい
 と思います。

○齋藤国務大臣 近時、国民各階層の中から福祉
 優先の政治が強く要望されるに至りましたこと
 は、国民のため非常にしあわせなことだと私は考
 えております。私も福祉というものを考えま
 すときには、いろいろな表現のしかたがあるが私
 は思います、何と申しましても福祉の基本は、
 まず第一に貧困を克服することであり、疾病の苦
 しみを克服することであり、障害の苦しみを克服
 することであり、さらにだれもが避けることので
 きない老齢に対する問題を解決する、こういうこ
 とから出発しておつたと思います。

戦後二十数年の間、わが党政府は、そういう考
 え方によって、もろもろの福祉政策というものを
 進めてまいつたわけでございますが、しかしそう
 した積み重ねの上に立つて、私もはさらに私ど
 もの身のまわりの環境を豊かにする、すなわち社
 会資本の充実、そうしたことが一番必要であり、
 そうした豊かな環境の上に立つて、当面私どもが
 克服しなければならぬ貧困、疾病あるいは老
 齢、そういう悩みを克服し、さらに一段と高く、
 ゆとりのある安定した生活というものを営み得る
 ようにしていかなければならない、かように考え
 てるわけでございます。

しかも、そういう観点から、私もは何として
 でも西欧先進諸国並みの福祉社会を、さしたる
 当面の一つの目標として進んでいきたいと考えて
 いるわけでございまして、今回私どもの提案いた
 しました健康保険の問題も、あるいは厚生年金、
 国民年金の問題も、すべて西欧先進諸国並みの福
 祉社会建設ということへの出発を意味するような
 ものとして提案をいたしましたわけでございます。特
 にこうした豊かな環境の中で、ゆとりのある安定
 した生活を営み得る状態をつくる、そうした中で
 一番の基本はやはり健康であるということござ

います。

その意味において、わが国の医療においても
 と豊かな医療が受けられるような体制をつくる、
 これが今回の健康保険制度の改正であるわけでござ
 います。いままで申し述べました福祉社会建
 設の一つの問題として健康保険制度というものを
 提案した、こういうふうな御承知おきいただき
 いて考えておる次第でございます。

○戸井田委員 ただいま大臣から、社会資本を充
 実し、西欧諸国並みの水準に引き上げるといふ強
 い御決意を承つたのでありますが、そういう意味
 からして、復興日本の急激なる繁栄の他の一面に
 ついて世界の人たちが非常に心配しております。
 すなわち、経済成長の底力といふことが、こうい
 うものを別の観点から見ても心配しております。
 りますが、それは、小さな国にたくわえられたこ
 の巨大な経済的エネルギーが、このまま外に向
 かって突き進めば、再び危険な道を歩みやせぬか
 ということで、西欧諸国もそうでありまして、ア
 メリカも東南アジア諸国もそうでありまして、そ
 の意味で日本を注目して見ているのでありま
 す。したがって、日本が福祉の道へ進むというこ
 とは重大な意味を持つていふことは私に思ひので
 あります。

話は余談になると思いますが、いま大臣が言わ
 れた社会資本の充実という観点からして、政府は
 いま過密過疎を解消するために、あるいは日本列
 島改造というより巨大な国内投資を、これから
 しようというふうに進んでおるわけであります。
 が、これらも、いま言われたように、福祉国家建
 設の一つの地ならしである、健康にして文化的な
 生活を保障する理想社会へ進むものである、か
 りに私は思っております。同時に、世界
 の人たちがいま警戒していること、このままの経
 済成長を続けていくということに対する警戒、心
 配、こういうものを国内投資に向けるということ
 で、しかも福祉という目的を達する、平和政策の
 一環である、私はかように思っております。
 そこで、福祉社会でのいろいろな役割という

ものが当然重要な役割を占めてくるわけであり
 ますが、医療制度の現状を見ると、その改善を
 行なうとするならば、常に適正な手段と最新の
 資料、その順序をとつていかなければなりません
 が、すでに複雑に入り組んだこの医療の現状とい
 うものは白紙に絵をかくよりなわけにはいかない
 のであります。

そこで、山積みされた医療問題を解決し、前進
 させるために、その原因を究明し、緊急を要する
 ものから逐次なし遂げる、こういうようなことが
 先ほど提案理由の説明でもありましたが、今回提
 出された法案が将来の医療体制確立にどのような
 位置を占め、関係があるかということについて大
 臣の御意見を承りたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 先ほど申し上げましたように、
 福祉社会の建設のための一つの大きな柱が医療問
 題の解決であります。すなわち、一億国民の土
 地にありまして、日進月歩の医学、薬学の恩恵
 を受けられるような体制をつくる、これが基本で
 なければならぬ、かように考えておるわけでござ
 います。私どもは医療体制、医療制度につ
 いて、抜本的な方向というものを打ち出さなけ
 ればならないと考えてきておるわけでございま
 す。

しかしながら、医療体制、医療制度の根本的な
 改革ということになりますと、利害関係が複雑で
 ございまして、なかなか思うように入ることがで
 きません。医療制度の中の一つの大きな問題は、
 経済負担を解決するところの保険制度でございま
 す。

この保険制度一つ考えてみましても、政管健保
 あり、組合健保あり、あるいは公務員その他の共
 済組合制度があり、あるいは日雇健康保険制度
 がある。こういうふうなばらばらな保険制度に
 なつておるわけでございまして、これを初めて白
 紙にものをかくよりなわけにはまいりません。こ
 れらの制度は、それぞれの沿革を経てきておるわ
 けでございます。

療制度の根本的改革ということを目ざしながら
 も、しかし投げつけては行かない、当面やらなければ
 ならぬものだけは積み重ねていかなければならぬ
 い。すなわち、実施可能なものから逐次実施して
 いて、そしてそれが集大成されたときに初めて
 国民の医療保険制度というものが完成する、こ
 ういうふうな考えのございまして、医療保険制
 度の根本的な改革につきましては、今後とも私ど
 もは必要なものから、実施可能なものから逐次行
 なつていく、これが必要であらうと考えております。

そうした経済負担の問題の保険制度と相並ん
 で、やはり一つ大きな問題は医療供給体制の確立
 でございます。医療供給体制の確立ということに
 なりますと、これに従事するお医者さん、あるい
 は看護婦さんの問題がございまして、お医者さんの
 問題は、幸いにわが国の医学教育といふものが進
 歩してまいつておりますために、一応十万人単位
 で百五十人、大体西欧先進諸国並みの医師の養成
 というものが可能になってきていふことは、お互
 いに御同慶の至りだと考えておるわけでございま
 す。そのほかの医療関係者の養成、これがなか
 ながたいへんな問題でございます。

さらにまた、医療施設という問題になります
 と、これもまた国公立それぞれの病院がたゞさん
 乱立しておりました、なかなか体系的な整備がで
 きておりません。

さらにまた、僻地無医村地区における医療供給
 体制をどうするか、離島に対する医療供給体制を
 どうするか、あるいは救急医療体制をどうする
 か。今日までできるだけの努力をいたしてまいり
 ました救急医療体制などになりますと、百万人単
 位について一カ所の救急医療センターを設ける、
 あるいは数カ所の救急医療センターを設ける、
 あるいは数カ所の救急医療センターを設ける、
 院の告示病院、こういうふうなことでできるだけ
 のことをいたしてまいりましたけれども、医療施
 設の体系的整備ということになりますと、まだ今
 後なすべきものがたくさんあるわけでございまし
 て、私どもはそうした面に今後とも一そう努力を

したがって今回の健康保険法の改正というものは、すなわち経済面の問題としての保険制度について申しますれば、抜本改正というものを目ざしながら、必要に於てかつ実施可能なものから段階的にやていく、こういうたてまえに立ておられますし、同時に医療供給体制という面から見ますれば、私どもはこの法律の成立と相まって、すでに先生御承知のように、いわゆる福祉の五カ年計画というものをことしから策定することにしたしておるわけでございます。すなわち先般、経済審議会において福祉の五カ年計画というものをつくるといふことで、厚生省においては年次別の五カ年計画をつくる。医療施設の整備、無医村対策、救急医療対策あるいは施設の体系的整備、こういうものを五カ年計画でやていくというところで、来月早々には懇談会を発足いたしましたして、そしてことしの八月までにはこの福祉五カ年計画を策定しよう、こういうことでございます。

したがって、今回の改正法律案というものは、福祉社会建設における医療面の出発である、（発言する者あり）こういうふうに私どもは考えておる次第でございます。

○戸井田委員　ただいま誇大広告というような声も出ておりますが、私は誇大広告をひとつ政府にしていただくことも、これは将来の医療制度改革のために、大いにここで誇大広告をしていただきたいと思います。

いずれにしても、今回の改正案というものが世に本改正の第一歩である、こういふようなお話でまゐります。

わが国の健康保険制度が発足したのは、当時はおそらくごくわずかな勤労者を対象としたものであります。しかし、昭和三十六年に国民皆保険体制に入って、それから後に非常に様相が一変したように思われるのであります。それはわが国の医療体制基盤というものが、その当時の社会的な要求というものの、必ずしも十分受け入れ体制というものができていなかったのではないか、こういうふうな

當時に、経済的な理由で医療を受けられないことがないようにというような観点から、国民皆保険制度を発足したと思いますけれども、開業医中心のわが国の医療体制の中にあつては、当然増加される受診者、そういった方々の需要に應ずることができなくなる。そこで乱診といひますか、乱治療あるいは場合によつては薬の浪費、どこのお家へ行つても引き出しあたりをあけてみると、お医者さんからもらつた薬があるというような状態が起こつたわけであります。

お医者さんはその逆に過重労働で、新しい医学の進歩というものを勉強しようと思つても時間的にも余裕がない、疲れる、したがつて、近くにお医者さんがいても、ほんとに診断、治療をしてもらおうというようなときには間に合わない。お医者さんの技術水準においても、あるいは時間的にも間に合わないというような深刻な現象をいま呈しているように思ふのであります。このような状態になつてくると、また悪くいえば、お医者さんには神さまではないのだから、毎日毎日非常に疲れる、忙しい、どんどん患者は来るといふような状態になつてくると、保険体制の盲点をついて、あるいは金もうけに走るといふような人が出ないとも限りません。

医療費から一切のむだを省くということは、なかなか困難なことではありますけれども、不可能にしても減らす余地というものはあるわけであ

ります。それがためには、医療担当者の協力と
か、あるいは同時に患者自身の自覚——いまでは
ちよつとした、昔だったらお医者さんに行かぬと

うなものでもお医者さんに行つてみてもらうというよりなことでもあります。こういうようなことが自分で自分の首を締めるような形にもなるわけで

ありますから、そういう意味の自覚も必要です。また、保険者や事業主のそういう意味での指導というものがやはり必要になってくるので

そのほか、わが国が他の諸国と比べて異常な

療費の伸びを示したというより、わが国における特異な体質でもあるのかどうか、ひとつお伺いしたいのであります。

○齋藤國務大臣 私は、誇大広告的に申し上げてゐるのをごさいますんで、事實を率直に披露いたします。批判されるところは十分御批判をいただきたい、お互ひに政党政派を離れて、そして国民の医療問題というものを解決していかなければならぬ、こういうふうなのが政府の抱いておる基本的な態度であることを、まず申し上げておきたいと思ふのでございます。

も、できるだけ医療という問題について、経済負担を少なからしめるようにというところで今日まで努力をいたしてまいりました。ところが、特に一番問題であります中小企業問題、こういうことではなかなか思うように今日まで進みませんでした。が、福祉社会建設ということであつてみれば、中小企業の労働者の方々の医療費における経済負担を軽減しなければならぬ、こういうふうなことで、実は三十六年以来初めての改正という家族給付率を、すなわち五割から六割、こういうふうな改正をいたしておるような次第でございます。

そこで、そういうふうなことの制度的な努力をいたしてまいっておりますが、先ほどお述べになりましたような医療費からむだを排除するようにという御質問、私、まことにごもっともだと思ふのです。乱診乱療あつてはならない、そういうこととはもう当然のことでございます。それがためにいへば、どうしても私どもは医師会等を中心とする医療担当者の御協力をいただかなければならないこ

とは、もとよりでございますし、同時に、診察を受けられる患者の方々、被保険者の方々、そういう方々にも十分自覚をしていただいて、医療担当

者と相まつて、むだというものを排除し、乱診を療をなくすようにする、これは当然つとめなければならぬと考えておる次第でございます、

府としても、そういう面の広報ということにできるだけ努力をいたしてまいりたいと考えております。

にもかんがへ、また医療の供給体制の上においても問題が一つあるわけでございまして、病院と診療所というものの責任の分担、これを明らかにする、これなどもやはり一つの大きな問題であろうと思います。

それからさらに、私どもは、よく病院あるいは診療所等に行きますと、三時間待たされてたつた二、三分くらいきり診察が受けられないなどということもあります。こういふふんな実態などについては、時間の非常に大きなむだでございまして、こういう問題などは、まさしく病院、診療所との責任の分担を明らかにして、利用される方々がそれぞれ道を選んでいただく、こういうことも必要でございまして、さらにこれは、どうしても将来は情報システム化ということの大きな構想に向かって進んでいくことが時間のむだを排除する道だと私は思います。幸いに、来年度において情報システム化の第一歩としての相当な予算も計上されておりますから、今後はこういう方面において時間のむだを省くような努力をいたしてまいりたいと考えております。

〔委員長退席、橋本（龍）委員長代理着席〕

だ、経済的な面だ、これを排除するには、国のそ
うした医療体制の整備と相まちまして、患者さ
方の自覚、それから医療担当者のそういうした御
力、これなくしては絶対できない、こういうふう
に考えるわけで、政府としても、そういう方面
に、広報に努力をいたしたいと考えておる次第で
ございます。

○戸井田委員 もう一つは、そういうふうにしていろいろなむだがあり、あるいは困難な問題はありますけれども、都市では、そういうことであつてふことができるわけがあります。しかし、いなかのほうへ行くと、実際には非常に不便を感じておられます。いわゆる無医地区というものがまだたくさんあるように聞いております。そういう意味からいへば、医療の機会均等というものが必

しも保たれていないのではないかと、非常に残念なことに思っています。特にこういう国民皆保険の体制下にあつては、こういう機会均等が行なわれないということも大きな問題の一つであらう、かように思っています。厚生省では、年次計画をもつて取り組んでいるということも聞いております。

私は、兵庫県の第四区から出させていたたいおるわけですが、私の選挙区の中に家島という小さな島があります。人口一万ほどの島であります。つい先年までは台湾の方がお医者さんで来てくれたわけですが、その台湾のお医者さんが、この一月に突然国へ帰ってしまった。休ましてくれということでも帰ったのですが、その後とうとう帰つてこない。帰ってくるだろう、帰ってくるだろうと思つておつたところが、帰つてこない。これは困つたということで、急にお医者さんさがしを始めたわけがあります。町会議員が四回に分かれてキャラバンをしてさがし集めた。ところが、なかなかいないのです。すぐそばに姫路市という大きな都市がある。お医者さんがたくさんおられます。しかし、そこへわざわざ来てくれるというお医者さんがいない。姫路市から一時間も船に乗つていかなければならない。たまたま私は厚生省へたずねて、お世話になつて、北海道の方が来ていただくといいようなことで、それも来ていただけたらどうかかわからなかったのですけれども、村の人は熱心なものですから、その日のうちに北海道へ四人飛んでいった。そういう熱意を買われて来てくれたわけです。

そういうようなことを考えると、やはり無医地区を政府の手で何としてでも解消していくということが、生命と健康という大事な人間の問題でありますから、ぜひ実現していただかなければならないと思つております。こういう意味におきまして、政府におかれては、どのような具体的な方針でこれから解決に臨まれるのか、御意見をひとつ伺いたしたいと思います。

○齋藤国務大臣 無医地区の医療対策、これは私も厚生省としては非常に重視しておる問題の一つでございます。

そこで今日まで、実は昭和三十一年度から三次にわたる年次計画を立てまして、こうした地域における医療の供給体制をどうするかということで計画を立てて、いろいろな計画を実施してまいつたわけでございます。たとえばそういう地区には診療所をつくるか、あるいは患者さんを輸送するような車を予算的に心配してあげるか、あるいは巡回診療のための自動車を心配してあげるか、こういうふうなことをできるだけやつてまいりましたけれども、まだまだやはり無医地区における医療というものは十分受けられない、そういうことがたくさんございます。

そこで、こういう問題について私も考えておるわけですが、こういうやり方は全部、たとえば各町村において、うちの村では隣の町からお医者さんに来ていただくということもありませんし、さらにまた、車さえあれば隣の町まで患者はいつでも運べるのだ、こういう町もありましよう。そこで、ことしの八月までに現在の無医地区について総ざらいしてみようと思つております。そして、各町村ごとにいろいろな特殊事情があるわけでございます。私の村には隣に国立病院がある。それならば、国立病院なり療養所からお医者さんに一週一回は来てもらえるような体制を厚生省に心配してくれ、こういう希望を持つところもありましよう。それから、私のほうは隣の町の医師会の御協力をいただいて、病院とはつきり契約をして、そして患者が出たら、そこに運ぶために輸送車を一台ほしいというふうな、各町村ごとにいろいろなニュアンスがたくさんあると思つております。

そこでこの際、八月までにこういう無医村についても総ざらいしてみようと思つております。総ざらいして、そして病人が発生したときに一時間以内には医療を受けられる、こういう体制をつくるのが私は基本だと思つております。

なるほど無医地区にも全部お医者さんに行つて

いただくのが望ましいことに違いありません。望ましいことには違いありませんが、実際問題それはできません。日本はお医者さんに強制的にそういう配置命令を下せる権限はありません。それはできないのであります。自由社会においては、医師の同意なくして無医村に行つてもらうというわけにまいりません。そこで、そういう方々に医療を受けられる体制をつくる、これが基本であります。

そこで私も、この無医地区につきまして総ざらいをいたしまして、患者輸送車にするか、あるいは診療所をつくるというやり方がいいか、あるいは親元病院の協力によってこの問題を解決するか、いろいろな方式がありますから、その村、村に合った具体的な計画を八月までにつくるようにしたい、こういうことで目下計画を進めているような次第でございます。

○戸井田委員 特に八月までに無医地区を総ざらいます、たいへんけっこうな御構想であり、計画であります。ぜひそれを推進していただきたいと思つております。

もう一つは、最近特に問題になっておりますことは休日診療あるいは祝祭日あるいは夜間の診療という問題が大きくなつてきておりますけれども、特に近年は週休二日制が叫ばれているような時代でございますから、そういうことにおける医療の配置といえますが、そういうことがやはり一つ重要な問題になつてきはせぬかと思つております。

この問題は現在各地区では、私もあまり詳しくは知らぬのですが、当番制のような形になつて、開業医の方や私的病院の方々によつて不十分でありますけれども行なわれております。しかしこれは徹底しておりません。私どもの近くでは、新聞の地方版のすみに、緊急診療所はどこであるということが、ごくわずかに載つていただけであります。そういう状態から見たならば、だれでも知っているような公立病院、公的な病院、こういう病院にもやはり協力を願つて、そして緊急な場

合であるとか、あるいは夜間であるとか、あるいは祝祭日とか、そういうようなときにもひとつ協力してもらつたらどうか、こういうふうに思つてあります。こういう点について、最近の状態などなたがひとつおわかりでしたら、お知らせいただきたいと思います。

○滝沢政府委員 緊急の問題につきましては、いわゆる消防法に基づきますところの交通事故等の、屋外におきます主として外科的な対策につきましては、消防法に基づきまして救急車による搬送、それを受けるところの救急指定病院と申ししますか告示病院、診療所というものを設けてございます。

主として先生お尋ねの休日、夜間等における一般的な家庭内におきますところの急病患者の対策でございますが、これにつきましては、ただいまの実態をいたしましては、郡市の医師会数が八百二十七全国にございまして、実施の地域数が五百二十三で、約六五％が実施に入つております。非常に休日、夜間の診療というものは小地域的な対策が必要でございますので、主として一般家庭内に起こりますところの急病につきましては、医師会を中心に実施いたすわけでございます。

ただいま御指摘の公的病院に対する救急医療の担当問題でございますが、これにつきましては、主として外科的な時間的に急ぐような重症の患者等を受け入れるために救急医療センターというものを全国百五十三カ所用意いたしておりますが、これはまだ不十分でございますから、先ほどの五カ年計画に基づきまして、さらにこれを拡大いたす方向でございます。

いずれにいたしましても、休日、夜間の診療につきましては地区ごとに計画をお立て願ひ、建物等について必要であれば今後県が協力いたしまして、これが設置についても考慮いたしたいと思つて、それからこれが運営の問題につきましても、やはり単なる数だけでございますという問題ではございません。待機しておつても患者がな

い場合もございませう。そういうようなことを含めまして、設備運営費についても五カ年計画の中で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○戸井田委員　ぜひそういう緊急、特に夜間の救急患者等に対する便宜、こういう点について十分な御配慮をお願いしたいと思ひます。

そういうようなことも、やはり現在の医療体制の中で、特に医療従事者が不足していることが大きな原因にもなっているのではないかと、かように思ひます。特にわが国の医療体制がそういう意味で整っていない。医師の不足あるいは看護婦の不足、こういうような状態が非常に深刻なところまでできておるのではないかと思ひます。最近では大きな病院でも、ベッドはあるけれども看護婦さんがいないから入院を受け付けられないというふうなことも、私たちのところでもあるわけでありませう。

そういう意味からするならば、医療制度改革の一つの前提として医師、看護婦さんの確保、こういうようなことにつとめなければならぬのではないかと。特に看護婦さんの場合は世界の各国、先進諸国と比べて著しく少ないようでありませう。医療という点からすれば、お医者さんに見てもらう時間はごくわずかでありませうけれども、患者さんが看護婦さんに見てもらふ時間というものは非常に長いし、精神的にもあるいはいろいろな面で看護婦さんにたよるところが多いわけでありませう。そこで看護婦さんの労働量というものは、はた目で見ると少ないものでなくして、たいへん過重な労働になっていると思ひます。

そういう意味からするならば、やはり看護婦さんが働きやすいような魅力的なものにすること、その魅力的なものにする第一は、やはり十分な補給体制がつくことだろうと思ひます。遊ぶひまもない、めしを食うひまもない、こういうような状態で追い回されておたのでは、看護婦さんになる人もいない。そういうような悪循環になっているのではないかと。そういう

意味からするならば、まず看護婦さんに対する待遇というものを十分に、魅力あるものにひとつさしていただかなければならぬと思ひます。また同時に、足りないという絶対的な条件の中においては、やはり新しく養成教育するということが大切でありませう。

そういう意味で厚生大臣は、その実態においてどういふ認識の上に、そして今後どのような補強体制というものをとっていけるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○齋藤国務大臣　大体、現在、看護婦さんの数は三十数万おられるわけでございますが、最近における医療需要の増大、さらにまた医療の高度化、そういうふうなことから、それから勤務体制の整備、こういうふうな問題から看護婦の不足というものが強く訴えられておるわけでございます。

そこで、この問題を解決するためには、できるだけ養成する数をふやす、これが大事であることはもとよりでございます。これにつきましまして、できるだけ養成所に対する補助の増額などをいたしました。施設の拡充をはかってまいりたいと思ひますが、さらにまた看護婦さんであつて、やめ御家庭に帰つておられる方がおられるわけでございます。

こういうふうな潜在的な看護婦さんに、もう一回、時間の余裕のあるときにはお手伝いをいただくような方法がないだろうかということも一つの問題でございます。そういう方々を、お子さんをお持ちの方が多くわけありますから、共同の託児所みたいなものをつくる、そして子供さんは託児所で預かつて、その御婦人に働いていただく、こういう保育所の施設を整備しようというふうなことで今日まで多少設置はいたしておりますが、もう少し大規模にこれを拡充していくということが必要であらうと計画をいたしております。

それから、何と申ししましても、第三に申し上げなければならぬのは、処遇の改善であります。特に夜勤があるわけでありませうから、先般実

は国立病院等につきましては、昭和四十八年度の夜勤手当を一日一千円ということに増額いたしました。したが、そういうことばかりじゃなしに、やはり処遇の改善を思い切つてやる、これ以外に私は魅力ある職種にすることは、困難であると思ひます。

〔橋本(龍)委員長代理退席、委員長着席〕

そういう意味におきまして、本年度の公務員の人事院勧告に期待をいたしておるわけでございます。近々私も人事院総裁にお目にかかりまして、この看護婦不足の事情を訴え、そして魅力ある職業にしたいといたしたためにも、この待遇改善に人事院としても思い切つた勧告をしていただくように直接お願いに行こうというふうに考えておるわけでございますが、やはりこの処遇改善、これが何と言つても私は一番大事な問題だと考えておるわけでございます。今後ともそういうふうな面、質量両面にわたつて看護婦等の医療従事者の確保に全力を尽くしてまいりたいと思ひております。

○戸井田委員　特に看護婦の処遇改善、これには十分力を入れていただきたいと思ひます。これが最も前提であり、魅力ある職場につながると思ひのであります。

また近年は、大きな病院等でもそうですけれども、特に差額ベッドというものがたいへん蔓延をいたしておるようになっていると思ひます。これはやはり病院経営というものが非常に苦しいというところからの一つのしわ寄せである。このしわ寄せはどうも患者に寄せられている。こういう点が非常に問題だと思ひます。今日の病院経営は、また一方医学の進歩によつて、あるいは施設とかあるいは機械、そういうような整備が常に要求されてまいります。そうなつてくると、やはり医療の採算というものも考えるのは当然だと思ひるのであります。

そういうような意味で、その採算がもとで差額ベッドであるとかいろいろなものが出てくるのではないかと。医療機関の整備にそういう意味から政

府がやはり公的資金を大量に導入して設備の補充をひとつしていただく、こういうことが、ひいては問題になっている患者に差額ベッドのしわ寄せというものがくることを防ぐことができないか。こういう意味で公的資金というものを十分に投入していただく方策はないか、ひとつお伺ひしたいと思ひます。

○齋藤国務大臣　お話、まことにどうもございまして、私も、この差額ベッドというもののについては本人の意向といふことを十分中心に考えていかなければならぬ問題でございます。本人の意向も聞かずに差額ベッドの差額料を徴取することのないようにということを指導しておるわけでございます。

特に国公立の病院等については、差額ベッドの数なども、まあこの程度に自粛してくださいといふことで一応の数字も示しておるわけでございますが、やはりこういうふうなことが最近では非常に目に余るものがあるようになってきたことは、ほんとうに遺憾でございます。もしそれが採算がとれないから、そういうことをやるんだということであるならば、それはやはり診療報酬改定という問題等において合理的に処理していかなければならぬ問題ではないか、こういうふうに考えておる次第でございます。

それと同時に、私も、国公立病院についてばかりではありません。民間の診療所につきましても、医療金融公庫あるいは特別地方債等によつて、できるだけ資金の融資をいたしておるわけでございます。公的医療機関については、特に一番問題でありました赤字等につきましては、本年度から二億八千万円という金を日赤、済生会等に補助するよういたしました。

さらにまた公立につきましては、県立、町村立につきましましては、いわゆる還元融資の金でめんどろを見ているわけでございますが、それでも非常に赤字だということで、地方の病院がもう悲鳴をあげて実はお困るわけでございます。これにつきましては診療報酬改定という問題、これは私は、

ら十五位くらいということですが、医療給付の水準は、これで見ると大体欧米各国の水準に近くなつてきております。今回の改正から見て、どの程度まで進んでおりますか。

○北川(力)政府委員　ただいま仰せのとおり、わが国の総医療費の推移は、皆保険後、国民所得に對しましておおむね三・七、八%から四・三%程

度で推移をいたしております。それから特に最近数年間は、医療内容の向上等もございまして、四十五年の実績で申しまして、国民所得に對しまして二兆五千億で約四・三％、こういうことで全体に占める医療費の割合というものはほぼ平準化されてきておる、このように考えております。今回の改正によりまして、家族につきましては五割給付が六割になりますし、また高額療養費の支給という問題もございまして、全体的にこの割合というものは、さらに相当に向上いたしてまいらぬではないか、このように考えております。

○戸井田委員 いま高額療養費というおことばがありましたが、私は今回の改正の中で一番改善であると思われ、高額療養費だと思つたので、そういう意味で、家族の中に重病あるいは難病、こういうものが発生したときに一番心配なのは、やはり医療費の問題であります。そのために家計の危機におちいつて、家庭が一転して暗い、精神的にも不安な、しかも悲惨な結果を招くというような事例はたくさんあるわけでありまして、病状を苦にして生命を断つたりするその原因は、やはり経済的な理由によって多く起つてゐるという事も事実のようでありまして、また、近年の医療の進歩とともに、高額療養費を必要とする病氣も数が増えてきておるといふことも聞いております。

このような現状を見ると、このたびの高額医療給付というものは一大福音といふべきものであつて、私はかように思ひます。本来、保険といふものはこういう事態のために備えてあるべきものであります。二日酔いであるとか、すり傷程度のものであれば十分に治療が成り立つて、重病の場合にはたいへんな自己負担があつてやりきれない、こういうような状態は、保険制度の本質から見ても本末転倒であります。そういう意味で、今回の改正の中のこの高額医療費というものはたいへん評価され、世間でも歓迎されております。

そういう意味で、高額医療費が含まれたといふことはたいへんけつこうなことでありますが、こ

の負担の中で、足切りが三万円程度であるといふようにいわれております。しかし、この三万円というのも、政管健保の中で治療を受けようとする方々にとつてはたいへん大きな負担になるものであります。そして、これが大体一カ月といふことではあります。その一カ月といふのはどういふような基準で、たとえば暦月でいつて一カ月のなか、あるいは入院したときから一カ月のなか、この算定のしかたによつて、高額医療制度といふものがたいへんよくもなり、場合によつては、あまりよくないといふようなことにもなりますから、これらのことはどういふふうにお考えになつておるのでしようか。

○齋藤國務大臣 高額療養費の問題は、御指摘のようによつて、今度の改正の中で非常に高く評価されております。御承知のようによつて、家族の方々がガンや心臓病におかされると、ほんとうにたいへんな自己負担になるわけでございます。それが今度は最終的には三万円自分で負担は済む、こういうわけになるわけでございます。その三万円はどこを起点とするか、こういうお尋ねでございますが、それはもう入院したときから一カ月の間に三万円といふわけでございます。すなわち、一カ月以上も長くかかるような場合で三万円以上といふことでございまして、入院したときから一カ月、こういうふうにお考えいただきたいと思ひます。

○戸井田委員 さらにこの制度を国民健康保険にも適用する。それは昭和五十年十月より実施するといふことになっておりますが、これが発足したから、すぐ十月から行なわれるわけですから、五十年といふのは、たいへんおくれた出発になるわけでありまして、これはどうなるか。

それから、国民健康保険の場合には市町村が保険者ですから、この制度が適用されて、財政負担の上に圧迫を受けるといふようなことがないのか。これらについて具体的な御見解をお伺いしたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 先ほど高額医療費で、入院した

ときから一カ月といふことを申し上げましたが、誤解があるといけませんから、入院したときから一カ月、一件一カ月、こういうふうにお正しく申し上げておきたいと思ひます。

それから、いまの国保の問題でございますが、実は国保についてもこの高額医療の制度を一緒に行なうことにいたしておるわけでございます。しかし、御承知のようによつて、国保の経営といふのは市町村ごとによつておるわけでございます。市町村は完全なる自治体でございますから、国が命令して一律に全部やれ、こういうわけにはまいりません。やはり相当の保険料の負担もふえるわけでございます。そこで、一応三カ年計画で高額医療の制度を全部の国保組合に行なつていただくようにしようといふことで、どんなにおくれた場合でも五十年十月一日までには全部完成しなす、こういうことでございまして。

しかし、これは三年かけてやるという性質のものではございません。その自治体において、私の町では早くやりたい、私の町はこつしはやれない、来年やりますといふことがあるわけですから、自治体の意向を尊重しながら、何はあつても五十年の十月一日までには、この制度は完成させよう、こういう仕組みで動かしてまいりたいと思ひます。

○戸井田委員 先ほど大臣は料率の改定について触れられました、保険料率〇・三％といふことをおっしゃいましたが、ボーナスから一％特別保険料として徴収するといふことになっております。毎月の給与でも、中小企業にとつては、給与水準も低いし、年寄りであるとか婦女子であるとか、こういうふうな方々でありますから、いろいろな意味で負担になるわけでありまして、特にボーナスから一％徴収するといふことであります。私たちが、このボーナスから徴収するといふことには異存はありませぬ。財源が困難であり、また給付が大幅に改善されるという中においては特にそれに対して異存はないのであります。わが国では、ボーナスといふものが賃金の一

部になつて、たとえば各種の保険であるとか月賦販売であるとか、こういう分割で負担するものがあるといふありますけれども、そういう中で毎月の支払いよりもボーナスにウェイトを置いてゐる。これが一つの慣例になつております。ですから、毎月の給料から差し引くよりも、ボーナスのほうから引くというほうが合理性があるように私は思ふのであります。ただ、保険料を徴収する場合に、そういうふうな非常に給与水準の低い人たちがから取るのでありますから、十分慎重な考慮が必要であると思ひます。

そういう意味で、料率改定の段階において、あるいはボーナスからの徴収という段階において、十分な配慮のもとに行なわれたことは思ひますけれども、どのような観点でこういう制度に踏み切られたのか、お伺いしたいと思ひます。

○北川(力)政府委員 ボーナスの保険料すなわち特別保険料の制度につきましては、要するに今回の給付改善をまかなひますには相当の財源が必要なのでございまして、したがつて、かりに特別保険料を取らないで、すべて本来の保険料率一本でまかなひますと、かなりな負担になりますので、そういう意味合いで、べたに被保険者一般にかかりますことを避けるために、少しでも軽減しようとする趣旨で今回の制度を設けたものでございまして、したがつて、これはあくまでも保険財政の安定という見地から考へたものでございまして、財政の安定するまでの間の暫定的な措置でございまして、ただいま先生がおっしゃいましたような見地で、別な観点からこの問題を将来処理するといふふうなところのことまでは考へておりません。

○戸井田委員 時間も迫つてきたようでありまして、財政問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

元来、保険制度そのものは自由経済社会の産物でありますから、社会主義体制下の発想でこれを見ると、いろいろな無理があると思ふのであります。そこで、国民の健康を保全するための国家的

制度であるということから、当然国の責任ということが大きく出てまいりますが、だからといって受給者負担の原則というものが否定されるものではないと思ふのであります。ただ、そこには政府の社会保障の立場が第一義的に出てくることは当然ではないか。そういう意味で、定額国庫補助を改めて、一〇〇定率の補助を行なわれたものであらうと思ふ。

同時に、負担の公平ということも一つの原則として置かねばなりません。公平ということからは、私が言うのは算術的な公平ばかりではないのであります。政管健保は、先ほど申しましたように、零細なところで働く人たちが対象になっておりますから、体質的にも財政の基盤が脆弱であり、賃金水準も低く、また労働条件も劣悪で年齢的にも中高年齢層が多い、また女子労働者の占める割合も多い、そのため保険料収入は低い、医療費はよけいかり、赤字になりやすいという体質を持つておるわけであります。

そこで大幅な赤字の累積が起つたのだと思ふますが、今回の改正が従来のごとく財政対策だけではなくして、給付改善にもきわめて積極的に関与し入れられておるということは、私は政府がみずから責任体制を打ち出したというふうに見るわけであります。従来、政府はこの財政基盤の脆弱な体質に対して積極的な援助といえますが、助成といふものがなされていなかった。そういう意味では、この赤字財政、累積赤字が出たという段階において、やはり政府として、ある点の反省すべき面があると思ふ。今回の積極対策をとられた大臣の御意見をひとつ伺いたいと思ふ。

○齋藤国務大臣 まことに御指摘のとおり、政管健保は中小企業を対象とし、そこに働く労働者の健康保険制度でございます。そういうふうなことで、中小企業に働いておられる方々でございますから、大企業に比べれば、賃金も比較的安い、また疾病率も高い、こういうふうなこともありまして、私もこの政管健保については、何と

してでも国が一部の責任を持つというふうな財政対策を立てるべきである、こういう考えに立つたわけでございます。

特に、福祉政策の一環として今回考えるにあたりましては、いままで三十六年以來手をつけなかった給付改善をやる。同時に、それを全部保険料だけでまかなうのは、どうも好ましいことではない、そういうふうな考え方から、中小企業の労働者を対象としておるということにかんがみ、したがって財政も非常に脆弱である、こういうふうなことから、御承知のように国においては、昨年までは定額のたつた二百二十五億の補助金でございましたが、今度は医療給付総額の二割、すなわち八千八百億が総医療費ということになりますれば、その二割、八百八十億を予算に計上しなすれば、将来、医療給付費が一兆になれば一億になる、こういうふうなことで、定率の一割というふうに思い切つていたしたわけでございます。政府としては、今日まで二百二十五億きり出さなかつたが、これは八百八十億、こういうふうなことで、定率の補助ということにいたさうというわけでございます。

さらにまた、今日までの赤字は全部たな上げしなす、こういうことを思い切つていたした。そういうことで、今後は中小企業の方々の医療保険制度というものを安定させていきなす。こういうことにいたしたわけでございます。しかも安定させるにあつては、今後は、将来いろいろ診療報酬改定等によつて保険料率を、短期保険でございませうから、ある程度上げていたかなければならぬ場合がありなす。それについては上限を設けて、すなわち弾力条項ということにいたしておりますが、その際でも国が負担をしなす。言うなれば、健康保険制度の負担といふものは、以前は労使、保険料だけということでありました。それが今度の改正によつて国が一割出しました。そしてまたその上に、保険料率を〇・一％上げるときには給付費について〇・四％出し

ましなす、すなわち、今後の保険料の増額の際には三者三泣き、すなわち、一％という保険料率はどのくらいいくかといふと百十億ですから、労使が五十五億、その五十五億負担をしていただいたときには、国は大体四十億ぐらいの負担を出したしなすといふことで、制度的にも非常に画期的なものである、かように私は考えておる次第でございます。

○戸井田委員 たいへん時間もたつてまいりました、私はさらに標準報酬の公平の原則、あるいは予防医学的な観点に立つて少しも財政を明るくするたにいろいろ申し上げたのであります。したが、大臣がいまお触れになつた財政に対する政府の責任体制、一つは弾力条項と世間でいうものであります。それに踏み切られたということ、私はこれは運用のいかんによつては、たいへん問題が起ると思ふ。これは各方面からもその問題がいろいろ出ておりますが、政府が責任体制に出た以上は、その設定について責任ある態度をこれからとていかなければならぬと思ふのです。

これはいつごろでしたか、最近ありました、中医協のほうで診療報酬のスライド制の導入というものを議題にしたといふことを新聞で私は拝見いたしました。こういうふうなものが当然これから財政負担の中にはね返ってくるわけでありなす。そういうことも含めて、そういう場合に弾力条項といふものを発動されるのか。そうすれば当然この弾力条項といふものが、上下限になつてくるけれども、上のほうに向いていきなすかという意味で、安易に弾力条項を発動して、そのばを合わせるというふうな状態になれば、政府が出した責任体制といふものは、そこで何らかのはつきりしたものを示さなければならぬ。そういう意味からするならば、弾力条項といふものは、一つは何らかの歯どめといふか、責任といふものををはつきりしておかなければならぬように私は思ふのであります。大臣の御所見をお伺いしなす。

○齋藤国務大臣 弾力条項は、上げる場合、下げの場合、上限、下限の限界を置いて運用することになるわけでありなす。これを発動いたした場合は、診療報酬の改定が中医協において決定されて、そして現在の財政ではまかなうことができないと保険庁長官が判断をいたした場合に、厚生大臣にそれを申し出て、そこでワンクッション置いて、厚生大臣がそういう必要があるかどうかを判断して、さらに社会保険審議会の意見を聞くということにするわけでありなす。この社会保険審議会は、御承知と思ひますが、労使それぞれ代表が選んだ委員が出ておるわけでございなす。その歯どめのもとに行なつていくわけでございなす。

なお、こういうふうな弾力条項については、私は健康保険制度については非常な歯どめがあると思ふのです。よその短期保険は全部こういうのを持つておるのです。失業保険、労災、公務員の共済組合、全部あります。しかしこれは上限も下限もありなせん。ところが私どものほうは、そういう御意見もありなすと思ひましたので、慎重の上にも慎重にしなければならぬということで、上限、下限を設け、しかも保険庁長官だけの判断ではだめだ、厚生大臣がもう一回判断をする、そして社会保険審議会の意見を聞く、こういうわけで、慎重の上にも慎重な配慮を加えた規定であることを十分御理解いただきたいのでございなす。

○戸井田委員 いろいろ聞きたい点があるので、私はいまここで結論に入りなすと思ひますが、本案が提案されてから、いろいろな時間を経過されておる。しかし、いろいろな意味で先ほど来御説明がありなすのとおり、いろいろな問題がありなすが、いい面もあるわけでありなす。この法律の施行が四月一日になつておりますが、このまゝいくとだいたい時間を経過するようになすのであります。が、今度の改正でいろいろ患者側が受けるべき恩典といふものは、当然早く通ればそれだけ早く受けられるわけでありなす。一月月おくれれば、そ

ただいろいろな意味でいい条件が受けられない。実は入院患者からいろいろと早く通してくるといふ陳情もあるわけであります。もちろん反対という意見もあります。

そこで私は、最近の新聞論調でも、そういう意味で党利党略にこだわることなく早くやれというようなことも論議として出ております。また、この間、四月二日でしたか、東京で開かれた医療関係者の中で、わが国の医療問題がたいへんむずかしい状態にあるというのを参加者もいろいろと驚いておられたわけでありましたが、その人たちが驚いたのは、ただ問題の解決がむずかしいという意味で驚いたのではなくて、解決の方向が比較的明瞭になつていながら、何か理論ばかり先ばして、実際に何らの手が打たれていない、こういうふうな意味で驚いておられるわけであります。

私は、先ほど申しましたように、この保険制度そのものがやはり自由経済社会の一つの産物でありますから、社会主義的な理論でこれを割り切ろうとすると、なかなか割り切れないのです。ですから、ひとつここで足し算と引き算をやつて、プラス面が出たならば早く実行するという姿勢を示すべきである、私はそれが多数の国民が望んでおる点ではないかと思ひます。そういう意味から、ひとつわれわれも審議に精を出しますので、十分にがんばつて——ひとつ激励をしておきます。そして、これを早くつばに改正して、国民の皆さんの幸福のために一日も早く成立することを願ひ次第であります。

私は、先ほど申しましたように、この保険制度そのものがやはり自由経済社会の一つの産物でありますから、社会主義的な理論でこれを割り切ろうとすると、なかなか割り切れないのです。ですから、ひとつここで足し算と引き算をやつて、プラス面が出たならば早く実行するという姿勢を示すべきである、私はそれが多数の国民が望んでおる点ではないかと思ひます。そういう意味から、ひとつわれわれも審議に精を出しますので、十分にがんばつて——ひとつ激励をしておきます。そして、これを早くつばに改正して、国民の皆さんの幸福のために一日も早く成立することを願ひ次第であります。

○田川委員長 内閣提出の厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案、八木一男君外十六名提出の国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、及び国民年金等の積立金の運用に関する法律案の各案を議題とし、質疑を行ないます。

申し出がありますので、これを許します。多賀谷貞雄君。

○多賀谷委員 政府はさきに、経済計画を改めまして経済社会基本計画を二月十三日に発表された。この計画に基づく、社会保障の給付の国民所得における割合はどの程度になるか、これをまづ経済企画庁からお答え願ひたい。

○橋口(隆)政府委員 経済社会基本計画におきましては、昭和四十七年度の振替所得は大体六割でございまして、今後五年の間にこれを伸ばしまして、四十七年度は四兆五千億円でございまして、八兆円ふやしまして五十二年度には大体十二兆三千億程度になります。そうしますと、大体国民所得に対する比率は八・八割というふうに想定をいたしております。

○多賀谷委員 厚生大臣は、さきの本院の委員会における田邊議員の質問に対して、五年後、十年後という見通しを述べられたと思いますが、それをお聞かせ願ひたい。

○齋藤國務大臣 経済企画庁の策定いたしました経済社会基本計画によりますと、振替所得の国民所得に対する比率は六割から八・八割ということに上るわけでございます。そうなりますと、それが国民所得に対して社会保障給付費がどうなるかということは見てみますと、大体一〇割になるわけでございます。社会保障給付費が国民所得に対する比率が一〇割になります。そこで、一応の機械的な数字で計算しますと一〇割になります。私が、私も一日も早く西欧先進諸国並みに持つていきたいということを考えて、一〇割に持つていくように努力をいたしました。こういうことを考えておるわけでございます。

算術計算でいきますと、間違ひなく一〇割になります。その一〇割で、もうそれでけっこうだといふことをやつておつたのでは、いつまでたつても日本の社会保障は進まない。そこで、社会保障給付費が国民所得に対して一〇割になるように努力いたします。そして十年後には一五割に引き上げるようにいたします。この率で、こ

これは経済企画庁のほうの数字になりますが、五年後の経済計画というものはまあいいわけでございますが、しかし、このような式で進んでいけば大体一五割以上になることは確かであろう、こういうふうに見えておるわけでございます。

○多賀谷委員 十年後の一人当たりの国民所得は幾らになるわけですか。これはドル計算で、いま不安定ですけども、普通相場でドル二百六十五円ぐらいの換算にしてどのぐらいになるか、あるいは日本の円でもいい。それから五年後はどのぐらいと見ておられますか。

○橋口(隆)政府委員 昭和五十二年度におきましては、一人当たりの国民所得はドルにいたしますと百二十四万ドル、前の為替レートにいたしますと百二十四万という一応の計算をいたしております。また、十年後のこの想定はまだ確定ではございませぬけれども、一応これを六千ドルと想定をいたしております。

○多賀谷委員 今日、四十八年度は幾らですか。○橋口(隆)政府委員 大体二千ドルと推定しております。

○多賀谷委員 経済企画庁が従来振替所得について、常に計画をつくられる場合に提示をされる。しかし、一回も合つたことがないです、率直に言つて、池田内閣が最初登壇したときに出した国民所得倍増計画、この点においては、基準年度が三十一年から三十三年で四・八割である。そして四十五年六・一割という十年計画を出したわけですが、これは経済の基盤がぐずれましたから問題にならない。そこで四十年の一月の二十二日、中期経済計画を出した。三十八年度に振替所得が五・三割、四十三年度は七・〇割と出したんです。

これが実行されてない。次に四十二年の三月の十三日に、経済社会発展計画を出した。これは四十二年度から四十六年度。すなわち四十六年度においては、四十年度が振替所得が五・五割として、それぞれ二割程度上昇することになる、こういうきわめてあいまいな表現をしたけれども、二割という基準を示した。続いて四十五年の新経済社会発

展計画では、四十四年度の実績を五・二と見て、五十年度にはそれぞれ二割程度上昇となる、こう書いたが、四十五年度の実績は五・三割にすぎなかつた。四十七年度の見込みが六・〇割、こうおつじやるわけですけども、ことごとく違つておるのです。一回だつて実行されたことがない。

しかもあなたのほうは、将来の国民生活像として二十年後のビジョンというのをを出している。これは経済企画庁が、役人が実際作業したのですから、なるほど国民生活審議会が内閣総理大臣に出した答申とはいへ、かなり内容的にタッチしておる。これを見ると全然前進してないことが明らかである。すなわち一人の国民所得が千五百ドル段階になると大体基礎的な保障分、国民所得における社会保障費用が九・〇割、それから所得を比例すると二三・二割、さらに多く加えると一六・六割という数字が出ておる。しかし、いま日本経済は、一人当たり国民所得は千五百ドルをこえておるでしよう。先ほど二千ドルとおつじやつた。でありますから、その国民にこういうような生活像、イメージを与えなければ、実際一人当たりの国民所得——私はGNPを言っているのじゃないですよ。トータルを言っているのじゃないですよ。日本は一億国民がおりますから、GNPのトータルでは言っていない。

しかしながら一人当たりの国民所得で言えばイギリスを追い越そうとしておる。実際には今度のドル換算をすれば、明らかにイギリスを追い越しておる。そして二千五百ドルに近づこうとしておる。これはなかなか計算がむずかしいのです。あなたのほうは、まだ四十八年度を出しておられませぬから計算しにくいのですが、GNPは大体百兆と出ている。そうすると国民所得は大体八十兆と踏んで、そう間違ひがない。そうすると、それを一人当たり直してみると、一億国民で割つてみれば、もとの三百八十四のレートで大体二千五百ドル、二百六十五ドルで計算すると三千ドルになります。これが実際をこまごまいくのかどうかはつきりしませぬけれども、まあそういう計算になる。

ところが二千五百ドルのときに、一体その当時
 どのような想定をしたかといふと、基礎保障分
 が九・八％、それから所得比例を入れると一四・
 一、さらに上のせをする一七・九。ここで二千
 五百ドルのところ、欧州各国の部分と大体歩調
 を合わせていくわけですね。ところが現実はどう
 か、二千五百ドルにならないとしておるのに、現実
 はきわめて低い率ですね。私は一人当たりを言っ
 ておるのです。そのトータルでGNPを言え
 ば、人口がよその欧州よりも多いじゃないかとい
 う議論があるから、これは別に、一人当たり
 の国民所得を比べても、社会保障給付費が非
 常に低い。

この点、経済企画庁は作業ばかりしておるけれ
 ども、一体どういふように各省にそのワケ組みな
 り指示をしておるのか。大体八・八というの
 積み計算ですか。どういふ計算をして八・八に
 なったのですか。また厚生大臣の一・一というの
 は、基礎計算はどういふようにして一・一になる
 のですか。これをお聞かせ願いたい。

○橋口(陸)政府委員 八・八の計算につきまし
 ては、厚生省その他各省と相談をいたしまして積
 み上げ計算をやりました。そしてこの数字を出し
 たわけでありまして。

○多賀谷委員 積み上げ計算をしたのにまた一
 一ふえたのですか。

○岸野説明員 いま先生の御指摘いただきました
 八・八を最終的にセツトいたしますまでは、
 事務的にいろいろなやりとりがあったわけでありま
 す。しかし、従来の傾向をかなり一般的に伸ばし
 た場合、それからさらに五年間におきまして幾つ
 かの政策的な改定をする場合、最終的に五年間に
 何を政策改定をするかということが、将来のこと
 でございますので、かなり疑問がございます。そ
 ういう意味では従来の傾向数値を伸ばしました数
 字に若干の政策改定が見込まれる数字を加算いた
 しまして、およそ八・八というところにいたしました
 わけであります。厳密な意味で完全な積み上げを
 したというわけではございません。

○橋口(陸)政府委員 企画庁で申し上げましたの
 も、詳細に厚生省と打ち合わせまして、そして、
 いま厚生省からも話がありましたように、従来の
 趨勢を伸ばした線に政策的な配慮を加えた数字で
 あることは当然であります。

○齋藤国務大臣 そこで振替所得の六％から八・
 八％、この分については事務当局においても積み
 上げ方式でこまかく積み上げてつくったものでご
 ざいます。それをもとにして、社会保障給付費が
 国民所得に対してどのくらいになるか、それは大
 体一〇％でございます。そこで、一〇％でいいだ
 ろうか、厚生大臣としては、もう少し上げるくふ
 うはないかという点を努力しておるわけござ
 いまして、私はどういふ点をねらっているかとい
 うことになりまして、わが国で社会保障給付費が
 六％であった時代がございまして。一九六六年のI
 LOの統計がそれなんです。

○多賀谷委員 いまでもそうですか。

○齋藤国務大臣 それが一番おくられておるのは年
 金なんです。そこで、いまの年金の制度で、この
 積み上げていったときに、五年後に、そういうも
 のの何かもひくくするめて一〇％になるというわ
 けですから、それだけでは済まぬじゃないか、年
 金を何年か先にもう少し政策改定をするくらい
 の努力をしなければ一・一にはならないわけござ
 いまして。そこでひとつ、そういうことを野心的に
 努力をしようではないかということで、私は努力
 目標として一・一にするように……。(発言する
 者あり)お静かに聞き取りいただきたい。一
 一にするように努力をいたしますということをし
 申し上げておるわけでございます。

○多賀谷委員 そういたしますと、一・一というの
 は国民所得に対する一％ですから、きわめて大き
 いですね。そうすると、いま出されておる厚生年
 金は非常に修正の余地ありということですね、
 一％の財源を大臣はくれたわけですから、それで
 しょう。少なくとも厚生年金の改正が発表されて
 から、この数字が積み上げられたわけでしょう。
 それは結局一〇％になるのだという。しかし、そ
 れではいけないから、年金の給付額が少ないから
 というので、大臣は一・一という目標にいま
 ま作業をさせておる。

言うならば、この委員会は大臣から一％もらっ
 たことになるのだから、厚生年金中心で、国民年
 金も当然改正してもいいのでしょう。大臣、五十
 二年度というのは、あなたの言う五年計画の以前
 ですよ。

○齋藤国務大臣 そういふふうにひねった話では
 ないのであります。要するに現在のものを積み
 上げていくと、社会保障給付費は一〇％になりま
 す。しかし、もつと多くするよう努力ができない
 であらうか、その一つのものとして年金の問題も
 ありまして。それから児童手当の問題もありま
 しょう。それから医療給付費の問題もありまし
 ょう。それから社会保障給付費というのにはすで
 に御承知のように厚生省所管の分だけございませ
 ん。すなわち失業保険の問題もございまして。それ
 から労働保険の問題もございまして。そういう問題
 をみんないっしょに考えて一〇％で安住しないで、何とか
 一・一まで持っていくような努力をしようでは
 ないか、こういうことを申し上げるにすぎない
 のでございまして、いま直ちに厚生年金につ
 いてどうのこうのというように夢にも考えて
 おらないことを明らかにしておきます。

○多賀谷委員 これは国会の審議をしているので
 すよ。そして、私は、大臣が一〇％ということ
 に――振替所得の面から八・八％、類推すると一
 一％だと、こうおっしゃるけれども、それならば
 この一・一という意欲的な大臣の政策はどこにある
 のかと聞いたら、それは一番おくられておるの
 年金です、ですから年金をひとつ積み上げた、こ
 ういふ発言をされた。そこで、一体どういふよう
 にされるのですか、こう聞いたら、今度は失業保
 険まで含めて全体の話をします。大臣は、役人では
 ないのですよ。代議士であって、大臣ですよ。で
 すから、いかにがん答弁をしたら困りますよ。
 この一・一というのは非常に重大です。というの
 は、この一・一がここ十年間一つも上がってないの
 ですから。国民所得に対する社会保障がここ十年
 間上がってないのですよ。ですから、一・一とい
 うのはきわめて大きな財源であるといわなければな
 らぬ。それを大臣は、一・一を上げて一・一にされ
 るといふのですから、しかもそれは年金が一番お
 くられておるから、年金について、こうおっしゃ
 るのですよ。われわれとしては、年金についてひ
 とつ考えざるを得ない。ところが、あとから答
 弁で、夢にも考えない、そんなことを言えますか、
 いいかげん答弁をしたらだめですよ。

○齋藤国務大臣 私は、はつきり言っておるの
 は、一〇％になるわけでございますが、一・一に
 目標を置いて努力をいたします、こういうことを
 予算委員会、この前の社労の委員会でもお答えし
 ておるわけでございます。一・一にするにはどう
 いふ点がねらいか、それは年金が中心であること
 は、私は間違いないと思っております。それをいまの段
 階でやるか、五年後の中でやるか、それは別の問
 題じゃございせんか。私は、五年後において一
 一〇％になる、この数字からいくと、確かに一〇
 一〇％になります。その一〇％になるのをその五
 年の間に政策改定することによって、年金などは
 一つの大きな課題でございまして、私それが中心
 になると思っております。しかし、それをいまの段階
 で一・一ふやす、そういうことを言っているのじゃ
 ない。五カ年間の計画の、五年後の目標として私
 言っているのです。それは十分御理解いただけ
 ると思っております。

○多賀谷委員 五十二年というものは、四十八年
 度のいま厚生年金のいわば改正が行なわれてお
 る、あなた方が言われる五年の区切りをつけて見
 直しをするという五年というものは、五十二年
 五年の未満の中に入ってくるでしよう。五年後
 に見直しをするということは、五十二年から発足
 するでしよう。はつきりしてください。

○齋藤国務大臣 提案をいたしております法律
 は、五年以内というものを明らかにいたしてお
 ります。したがって、社会情勢、経済情勢の推移に
 応じて、この五カ年の間に政策改定は私はあり得

です。国民所得に対する社会保障がここ十年
 間上がってないのですよ。ですから、一・一とい
 うのはきわめて大きな財源であるといわなければな
 らぬ。それを大臣は、一・一を上げて一・一にされ
 るといふのですから、しかもそれは年金が一番お
 くられておるから、年金について、こうおっしゃ
 るのですよ。われわれとしては、年金についてひ
 とつ考えざるを得ない。ところが、あとから答
 弁で、夢にも考えない、そんなことを言えますか、
 いいかげん答弁をしたらだめですよ。

厚生省がとる社会保障給付費と国民所得の割合の場合のとおり方と、ILOが諮問してとる場合の社会保障給付費の割合はちよつと違ひのです。いうならば日本の国内のはうがちよつと低いのです。

そこで、政策をさらに積み上げておけるといいますが、しからば当然社会保障計画が出るはずですね。この五カ年の社会保障計画はいつ出さ

す。

○齋藤國務大臣　私は、ラフな、こう申しました。

が、大臣就任以来、まだ選挙区外には行っておりません。見ておりません。

○多賀谷委員 いまこの老人ホームに、御存じの

ように一般の養護老人ホーム、寝たきり老人の特
別養護老人ホーム、さらに軽費老人ホーム、さら
に有料の老人ホーム、大体四つの類型がある。そ
こでこの四つの類型をずっと回ってみますと、
おのおの非常に違った印象を受けるわけです。

とにかく一般の養護老人ホームに行かれると、
実にやはりわびしいですね。そして、いまのこと
ですから、まあわりあい整とんとし、きれいに
掃除も行き届いておられますけれども、しかし、何
といつても、厚生省基準で一人に大体二畳でし
ょう。ですから、雑居であるし、六畳には三名、八
畳には四名雑居しておるんですね。そういう状態
である。しかも面会者がほとんどないのです。私
はなるべくそういう施設を勉強したいと思っ
て、ずいぶん回って見たのですけれども、寮母さ
んがこぼしておるのは、ほとんど面会者がない
ということです。

いなかですから、大体老人ホームはその周辺の
町村の関係者ばかり預かっておるわけです。それ
に六カ月に一回くらい来る人は四割ぐらいいしな
い。あとの六割は六カ月に一回も来ないのです。
これは幼稚園の児童とか、あるいはどここの母
の会とかが来るのは別です。身内が来ない。し
かも、私はふしぎなことを聞きましたが、手紙が
来ますね。これは手紙が来るときに、何々老人
ホームと書いてないです。それは番地が書いて
あって、そして名前が書いてありますから、い
なかの郵便局ですから、ああこれは老人ホームの
人だというのがわかりますから届きますよ。届き
ますけれども、何々老人ホーム内何のたれがしと
書いてないです。故意に書いていないとしか
うかがわれない点がある。これは一体どこに原因
があるのだろうかとは私は非常に疑問に思いまし
た。

ところが同じ老人ホームでも、軽費老人ホーム
に行くとき全然空気が違ふです。御承知のように軽
費老人ホームというのは、これはみずからまたは
扶養者が一部を負担するのです。しかも、施設
は最近の施設ですから、わりあいによろしい。四

畳半に一人ずつという個室があります。北九州で
いますと、四十七年度が事務費が一万六千八百
円、生活費が一万二千三百円、ですから二万九千
百円かかるわけです。これに対して負担費が、事
務費で千四百円、それから生活費はそのままです
から一万二千三百円、一万三千七百円大体平均
納めておる。問題はなぜ明るさで違ふかとい
うと、やっぱり自分が金を出しているという点で
す。私は問題はそこにあるのだからと思う。

ですから、あなたは貧しいから、身寄りがな
いから、ただで置いてあげますよというのは、政策
としては親切なようであるけれども、きわめて冷
酷です。要するに自分は部屋代も払い、食事代
の一部も払っておるのだという気持ちです。この
気持ちを与えるということが、私は非常に必要
ではないかと思うのです。

〔委員長退席、橋本(龍)委員長代理着席〕

そこで私は、今度の年金問題を通じて、まず第
一の問題は、いま皆さんは、国民年金や厚生年金
の改正が出ておるけれども、いまの年寄りの
のは国民年金や厚生年金の適用を受けない年寄
が多いということですね。これに対して政府は報
いなければならぬです。ところが幾ら国民年金
や厚生年金を上げられても、いまの少なくともあ
なたの政策では、六十七歳以上の人は全然恩恵に
あずかれないということですよ、いまの制度が続く
以上、永遠に。軽費老人ホームにも入れぬとい
うことです。これに対して、一体厚生大臣はどう対
処するつもりであるか。

とにかく、いまあなた方が公約した公約は、全
くいまの年寄りに適用のない公約をしたとい
うことです。一体それについてどう考えるかお聞か
せ願いたい。

○斎藤内閣大臣 国民年金で申し上げますれば、
いまから十二年前国民年金制度をつくったとき
は、一応二十五歳加入ということをお前提として
いたしたために、現在のところ、まだ五万円年
金というものをいたしたとしても、いたされる者は
いないわけでございます。それはもうそのとおり

でございます。制度がそういう制度として発足し
た、その制度からくる一つの弱点だと私は思いま
す。そのかわり、私はそれを率直に認め、そして
また、そういうことではありますけれども、七十
歳以上の方々については御承知の老齢福祉年金と
いうものを差し上げることにしておるわけござ
います。これについては保険という制度でなし
に全額国費ということでありましたために、わず
かな金額にとどまる、その実態は私は率直に認め
ざるを得ないと思っております。

私どもはよく公約で、こうおっしゃられるので
すが、たびたび本会議等において、おまえは選挙
のとき五万円年金という公約をしたじゃないか、
まぼろしだとか、いろいろなことをいわれますけ
れども、こういう制度で五万円年金あるいは二万
円年金というときには、一定の水準をもとにして
の年金であるということは、私は御理解いただき
たかったのです。けれども、そういうことを一々
言わなかったために、国民に何かいまのはず五
万円になるかのごとき錯覚を与えたということ
は私は遺憾だと思っております。しかし年金という
のは、由来そういう水準を基本にしての議論であ
る、これはもう多賀谷先生のような専門家の方
にはおわかりになっていただけたと思うのでござ
います。

そこで、確かにおっしゃるとおり、国民年金か
らいえば、いわゆる五万円年金というものがいた
だけるのはだいぶ先である、これは私は率直にそ
う申し上げております。しかしながら、入ってお
る十年年金のものは、それは保険料を納めて
こられた方ですから、そこで御承知のように今度
は私どもで二万五千円にしよう、こういう努力を
したわけでございます。

○多賀谷委員 国民年金が発足したのは昭和三
十六年ですが、三十四年の国会にかけた。このと
きは二十五歳納めた人は月二千円の給付を与え
る、十年年金の人は千円、しかし年をとられて、
どうしても掛け金をかけても資格がないから、こ
れはむだだという人が七十歳以上千円、ですから

十年年金と福祉年金は同額で出たのです。よ
うになぜ今日そんな差をつけておるのですか。
○横田政府委員 その問題につきましては、先生
御指摘のとおり発足当時は十年年金と福祉年金が
同額であったわけでございます。その後福祉年金
は御承知のように百円ですとか二百円ですとか非
常に少ない上昇をたどってまいりましたが、今回
はそういうことではならないということで、昨
年度御承知のように三千三百円と千円の値上げを
いたしました。今回また引き続いて千七百円の値
上げをする、そういうようなことにいたしましたわけ
でございます。

十年年金のほうにつきましては、その際従来か
ら福祉年金と同じような金額というふうな推移
をたどらせるのがいいかどうかという議論は、御
議論としては十分あり得るところでございますけ
れども、やはり十年年金というものは拠出年金で
ございまして、それからまた現実に国民年金の拠
出年金として現に給付されておるものは、その十
年年金だけでございまして、したがって、拠出
系統の年金というものは、できるだけ拠出の体系
の中で生活保障的なものに近づける必要があると
いうようなことから、今回御承知のように五千円
を一万二千五百円と二倍半の引き上げをする。

つまり従来は、発足は説話のとおりでございま
すけれども、それからいろいろな推移を前提と
いたしまして、とにかく拠出の体系のほうは、で
きるだけ拠出の体系のほうとして十分なものに近
づけていくという考え方、それから福祉年金につ
きましては、従来の百円、二百円というパターン
を千円、引き続いて千七百円、それからまた政治
ベースの問題といたしましては、かねがね厚生大
臣、総理大臣がお答えのように、来年はさらに二
千五百円、引き続いてさらに二千五百円を引き上
げる、そういうふうな決定をいたしておるわけ
でございます。

○多賀谷委員 ともかくあなたは年配者だからも
うかけないで、そのかわり七十になったら十年年
金と同額を与えましょ、こういうことでしょ

り。十年年金は六十五歳から支給されるわけですが、あなた方の福祉年金は七十歳からですよ。当然同じではないわけですね。ですから福祉年金は十年年金と同額やっても政策的にその矛盾はないわけですね。しかも三十四年は千円というのはいまの予算は一兆四千億です。今日十四兆でしょう。予算の伸びだけを平均して伸ばして見ても一億円ですよ。いまの大臣だけを責めるわけではないのだけれども、これは政府だけでなくて、いまの若い、働いておる層が全体としていまのお年寄りに対して親不孝をしておる姿ですよ。少なくとも年金額を急速に上げるべきですよ。法律の制定のときは十年年金と同じであるという事で出たのですね。そしてこれの中には——これは小山君が書いた。当時の年金局長ですから、責任者が書いておる。そして積み立てという事について、終戦前百年間の統計をアメリカとイギリスでとって見たら、卸売り物価はほとんど百年間上がってないから、一時的なインフレが終息したら、大体物価上昇というのはいないだろうという想定でできておる。ただし、経済は伸びるから、生活水準の上昇があるだろう。だから年金を積み立てて産業に投資をして、経済が伸びたら、そのお返しをもらうのだという事が積み立て方式の趣旨なんですよ。経済は伸びて国の予算は三十四年から四十八年までに十倍になったけれども、福祉年金はそれすらもいかなかったという事は、どういうわけですか。

○齋藤国務大臣 確かに私も思い出しましたが、国民年金法のときには福祉年金と十年年金の額は同じで出た。確かに私もそのように理解をいたしておりました。そこで、私もできることならばたくさん出したという考えもありました。しかし一面これは全額国費だということも考えておかなければならぬ。それからもう一つの問題は、十年年金は、いま年金局長がお答えいたしたように、提出できておるといふことであれば、やはり提出のほうもできるだけ上げるようにしなければならぬという事で開きが出たという事を私は率直に認めます。

その意味においては確かに老齢福祉年金を上げることに付いて、おまえの努力は足りなかったという御叱正は甘んじて受けますが、やはり国全体の財政というのを考えてみれば、全額国費でいく老齢福祉年金でございまして、そう思うように上げることはできなかったという事情があると思います。そこで、それはそれとして、提出制の十年年金はできるだけ上げるようにしよう、こういうことにして二万五千円ということにしたことを御理解いただきたいと思ひます。

○多賀谷委員 二十五年かけた人に対して十年かけた人は半分だというのは当時の原則です。二十五年かけた人二千円、十年かけた人千円というの原則です。しかし福祉年金も同額だというの柱をなぞくすのだと言っておるわけですよ。その柱をなぞくすのだと言っておる。一体十年年金をかけた人の掛け金は幾らですか。

○横田政府委員 二万五千円でございます。それからもう一つ、ただいまの御指摘でございますが、十年年金が二十五年年金に比べて半分であるというそのリンク関係でございますが、十年年金につきましては高齢者優遇の立場から、かさ上げをしておりますので、それでその辺のリンク関係はくずれするという事でございまして。

○多賀谷委員 それはよく存じております。ですから、二十五年の人が二千円、十年の人が千円、普通積み立てだけのことを考えれば、バランスを失しておるではないかということになる。しかし現実には、その人は二十五年かけた人も千円、千円ではないかということになる。だから十年で半分もらうのだという事です。全部経過措置です。ですから福祉年金では、かけたても全然加入できない仕組みになっておるから同額だということになっておるのです。これも積み立ての年金原理からいって、これは矛盾しておるかもしれない。しかし政策は、経過的にそういうことを認めたわけですね。だから大臣、二万五千円しか掛け金を出してないのです。

問題の差は、福祉年金と十年年金の人は二万五千円なんですよ。しかも、いまの福祉年金をもらっておる人がかつてに入らなかったのじゃなく入らなかったのです。ですから、私はこの程度の積み立てをしたかしないかによって、それだけ差をつけて、一万二千五百円と五千円の差をつけるべきでない、これはもう同額にしたらどうですか。

○横田政府委員 福祉年金と十年年金の給付の差と、それからどのくらい保険料を納めたかどうかという事のつり合い関係というだけではございませんで、やはりこの福祉年金につきましては、従来発足当初の千円というものが、いかなる性格のものであったかという事は相当議論があったところだと思ひます。ただし、どのように考えたとしても、その千円自体がそれでもって生活を保障する年金額だということではなかったわけでございますが、ただいま先生御指摘のように、それは言っても、やはり福祉年金しかもらえない方がいらつしやるという事から、逐次生活保障的なものに近づけていかなければならぬ、そういう経過をたどってきておるわけでございます。

そうなつてまいりますと、今回御提案申し上げております五千円、それから七千五百円、一万円というふうな事になつてまいりますと、そのほかのいろいろな公的扶助とかかわり合いの問題等も当然出てくるわけでございます。したがって、福祉年金の金額をどのように引き上げるかという、いわば福祉年金の論理と申しますか、そういうものは、できるだけ生活保障的な金額にいたしていく。ただその場合に、制度的に割り切らなければならぬ問題をいろいろ割り切つていかなければならぬ時期に來た、こういうことだろうと思ひます。

それから提出のほうは、当初は先生御指摘のように、十年年金と福祉年金が同額で出たわけですね。十年年金のほうも、やはり提出年金といふものは、提出年金のそういう論理の中で、できるだけ高齢者に対する優遇措置を厚くするといふふうな観点から改善をはかるべきである、そういう事でございまして、現時点及び将来にわたつての福祉年金十年年金系統の高齢者優遇の経過年金の展開を考えますと、やはり片や生活保障的なものとしていろいろな公的扶助との関係を解決し、片や提出制年金のワケ内において、高齢者に対する特例的な年金をどのように優遇するかというふうな事になりますので、当初のリンク関係というものは、その意味では薄れたか、あるいはなくなつたかというふうな感じで、私も現在この制度を仕組んでいただきたと思つておるわけでございます。

○多賀谷委員 十年年金と福祉年金のリンク関係がなくなつたか、薄れたかということでしたけれども、私はやはり法制定ということをおつしやいましたから、法制定の趣旨に基づいてやつてもらいたい、こういうふうに要求します。

まあ大臣、軽費老人ホームに入れるくらいの年金をやつたらどうですか。少なくとも軽費老人ホームに入れるくらい。とにかく最低二万円は要りますよ。それで二万円の中から、やはり小づかいを取らなければならぬ。この老人ホームといふのは、ちり紙と新聞と浴場の石けんくらいしか共通のものはない、あとは個人に身につけるものはない。ですから、下着類とか、それからいろいろな日用品も要るでしょう。やはり七、八千円くらい要るんですよ。そうすると、一万三千円から一万三千円か四万四千円納めて、七、八千円取つて、やはり二万円はどうしても要る、軽費老人ホームに入るにしても。

ですから、軽費老人ホームに入れるという最小限度のものに、やはり福祉年金はすべきである。そして家庭におる人は家庭におつてよろしいわけですから、そしてあとの足りない部分は、いまままでどおり国や自治体が見ればいいわけですね。少なくとも福祉国家と銘打つたら、その程度はすべきですよ。大臣、どうですか。

昔のことを思い出してきているわけですが、この制度を初めてつくったときには、なるほど額は十年年金千円、福祉年金千円と同じになっておりますが、その当時の福祉年金というものの考え方は、いまのような考え方でなかったと私は思うのです。あの時代は、実際老齢福祉年金というものは、そうじゃなかったのです。それは、年金というものは保険制度であって、拠出制を原則とする。そこで二十五年で何千円というふうにきめてきました。ところが保険制度に七十歳以上の者は入れない。そこでこういふ人たちについて何にもやらぬというのはどうであらうかということでも老齢福祉年金、こういうことばで、年金ということばをつけたので、そういうふうにお考えになるが……

「年金の中に入っている、冗談じゃない」と呼び、その他発言する者多し」

○橋本(龍)委員長代理 御静粛に願います。

○齋藤国務大臣 けれども、あの当時から老人の全生活保障をするというたてまえで、できておったと思うのであります……

〔発言する者多し〕

○橋本(龍)委員長代理 御静粛に願います。

○齋藤国務大臣 私は、その点で相当問題であつたと思うのですが、おそらくあの当時の説明は、老人生活におけるゆとりを……

〔発言する者多し〕

○橋本(龍)委員長代理 御静粛に願います。

○齋藤国務大臣 老人の生活を補足するとか、ゆとりを与えるようにするとか……(でたらめだ)と呼ぶ者あり)でたらめでも何でもありません。そういう観念でおつたわけでございます。それがだんだん多くなつてまいりまして、来年七千五百円、一万円、そこで初めて老齢福祉年金を生活保障的なものを持つていったらいいのかどうか本格的な検討をしなければならぬ、こういう段階に来ているのじゃございませんか。私は、そうだと思うのです。そこが一つの問題であると思います。

〔発言する者多し〕

○橋本(龍)委員長代理 御静粛に願います。

○多賀谷委員 そのことを言うならば、当時の二十五年かかまして二千円しかもらえない、一般の国民年金も同じじゃないですか。それで、一般の金額から見てもそんなにない。二十五年かけて、そして二千円しかもらえないので、当時の法律は、それならそのこと全体が同じじゃないか、国民年金自体が、ですから、あなたは福祉年金だけ別個の概念に入れようとするから間違ひがある。これは概念の中で一種の経過規定として置いてある。(経過年金だと呼ぶ者あり)ですから、経過年金だからこれに書いてある、言うならば人生の過去勤務債務なんですよ、この人たちは。ですから、同じように、全体として把握すべきですよ。拠出年金のほうは生活を保障する方向にいく。福祉年金はただゆとりを持たすようなことじゃないのです、一緒に書いてあるのだから。

○齋藤国務大臣 それはなるほど法律の中に一緒に書いてございませう。しかし国民年金が発足いたしましたときは、拠出制を原則として、それは最後の生活の保障という方向で持っていくまじゅう。ところが七十歳以上の方には拠出制をしようとしても、することはできない。そこでこれについては、生活保障という概念で、この法律概念を律したほうがいいのか、あるいはそこでいろいろ議論があつたところでございませう。あの当時、私も記憶しております。

そこでこれは全額国費でありますので、何にも年金体系の中に入らぬというのもおかしいじゃないか。そこで御承知のように、皆さん方の御協力もいただいて、老人生活のゆとりとか、そういう説明をすつとしておつたはずでございます。(そんないことが議論の上で、私もあの当時国会へ出て、初めてやつた法律でございませうから、よく記憶しております。ゆとりということではないとおつたはずでございますが、その本にはどう書いてあるか知りませんが、老後の生活を全部見るといふ拠出制年金と同じ性格であるとは言つてないはずでございます。

○多賀谷委員 だから私は、この賦課方式という問題は、やはり制度が発足をしたときに、この制度に乗りかたの経過の人々をどうするかというの、一つは賦課方式にするか積み立て方式にするかの大きな論点でなければならぬ。でありますから、私はそういうような過去に、要するに人生で尽くした人、この人たちは残念ながら制度に乗らない。そういう場合には、やはり制度に乗るようすすべきじゃないですか。私は理屈にならぬと思うのですよ。なぜいまの六十七歳以上の人を不公平に扱うのですか。この人たちが一番大事な人じゃないですか。

○齋藤国務大臣 おっしゃるとおりでございます。ところが年金制度というのから申し上げますれば、二十五年以上ということまでおれば、二十五年たたなければ、その老後の生活保障をする年金は支給を受けない。そこで、そういう人たちは、あの当時五十歳から五十五歳の方でございませう。五十歳から五十五歳の方は任意加入で十年年金、それから五十五歳以上の方については、七十歳になったときに老後の生活のゆとりを何とか考えなければならぬというので、したわけでございます。制度はそのとおりでございます。しかし、多賀谷先生おっしゃる通りに、そういう方は一番苦労しておる方ではないか、こういう人こそ考えるべきじゃないか、こういうことについては私も同感でございます。

そういう意味合いにおいて、私どもは、老齢福祉年金についてはできるだけの増額をしまして、三千三百円をこしは五千円、来年は七千五百円、五十年度まできめておるわけでございます。そこで、一万円になったあとどういふふうに持つていくかということ、老齢福祉年金とその他の公的年金との比較において、その性格を十分検討して持つていくべきじゃないか、その方向としては、先ほども年金局長の言つた老後の生活の保障という方向で持つていくべきじゃないか、そのゆとり面でなしに老後の生活保障という方向で持つていくべきじゃないか、これがいまの率直な気持ちでございます。

○多賀谷委員 社会福祉というものは、現実に生きている人々をどうするかという問題で、ゆとりゆつくり進んだんじやだめなんです。日本のように現在ドルが余つておる、そして二回にもわたつて円切り上げが要請される、この時期にやらないでいつやるのですか。しかも、それらの人はやがて人生を終わります。間に合ひませう。

でありますから、これは大臣、あなたは職を賭してやるべきですよ。私はいい提案をしておるのに、それに食いついて、やりますと言つたら、いいじゃないですか。私は根拠を挙げておるのですよ、あなたに。私の意見を幾ら否定したつてだめなんです。国民は喜ばない。十年年金と同額で出されたから、十年年金と福祉年金と同額にするように大臣つとめればいいじゃないですか。しかも六十七歳から六十九歳、いまだに解決しない。いつ出すのですか。

○齋藤国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、ほんとに現実に困つておる、困つておるといふか、年金の必要性を痛感しておられる方々は、やはりそういう方々だけである、そういう方々が一番痛感しておられる、この点について、私は同感でございます。けれども、それについては、いづゆる全額国費であるというところで、(いいじゃないかと呼ぶ者あり)いいとおっしゃる。言うほうはそれでけっこうですが、全額国費であるというところで、よその公的扶助との関係等もあつて、その簡単にはまいらない。

しかしながら、できるだけ前向きに努力しておることは、お認めいただけると思うのです。三千三百円からこしは五千円、七千五百円、一万円、(その次は)と呼ぶ者あり)その次については、今回の五カ年計画で定めるわけでございます。

そういうことで、いまの考え方は、ゆとりのな考え方できた福祉年金を、老後生活保障ということに持つていく、こういう考えに変わつてつあ

ることは率直にお認めいただきたい。

そこで、六十七歳、八歳、九歳、この方々はまだ七十歳になっておりませんので、老齢福祉年金はもらえませんか。しかしながら、これは何とかしようじゃないか。皆さま方からも強い御叱正をいただいてまいりました。予算委員会等においても、きびしい叱正をいただいてまいりましたので、何とかこの方々については、法案審議のこの過程で話し合いをしていただいて、この問題は解決していただきたいと考えておる次第でございます。六十七歳、八歳、九歳、法案審議の過程において話し合いをして、話し合いで解決していただきたいとお願いをしたいと思います。

○多賀谷委員 大臣は、六十七歳から六十九歳までの人については、ひとつこの法案の審議の過程で話し合いをしてもらいたいという話ですから、これはもう政府はこの委員会に一任をした、こう見て、これはあとから委員長にひとつ骨を折ってもらわなければならない課題である、こういうふうに思います。

「委員長、確認してもらいたい」と呼ぶ者あり

○橋本(龍)委員長代理 静粛に願います。

○多賀谷委員 そこで私は続いて質問いたしたいと思ひます。時間がありませんので、ポイントだけ質問いたしたいと思ひます。

いま申しましたように、年金問題につきまして、現在のお年寄りをどうするかというのが一つの問題であると同時に、いま年金の掛け金を納めておる人々は、自分が年寄りになったときには、そのときの生活水準の何割程度が保障していただけるかという不安がある。残念ながら今度の厚生年金を見ても、それがさっぱりわからないうえに、いま掛け金を納めておるけれども、自分が年寄りになった場合には、一体政府は、毎年どの程度の生活水準の保障をしてくれるのだというのがあら

われてない。これをひとつお聞かせ願ひたい。

○横田政府委員 年金の水準でございますが、基本にいたしておりますのは、御承知のように厚生

年金の年金水準でございます。国民年金のほうは、これにリンクをするというふうな形になっておりますが、これにつきましては平均標準報酬の六割、つまり大まかに申しますと、現役の勤労者であった時代の六割程度の水準を年金として保障する、そういうことを基本に考えております。

○多賀谷委員 法律のどこに書いてありますか。

○横田政府委員 この点につきましては、法律の中では御承知のように定額部分、報酬比例部分というふうな考え方をいたしておりますので、そういったものを組み合わせて計算をいたしました際に、標準的な年金の水準というものが、その程度になるというふうな仕組みになっております。したがって、その法律の明文でもって、どの程度保障するという書き方はいたしておりませんけれども、今回改正の内容で御計算いただきますと、このような水準の年金の実現の法律であると存じます。

○多賀谷委員 計算をしたら六割になるのだというところでは保障じゃないです。大臣はこの法律の提案の説明において「最近の被保険者の平均標準報酬の六〇〇程度を確保することを目途に、云々」と言われておる。しかしルールがないでしよ。要するに、私がいま質問をしておるのは、いま掛け金を納めている人が、自分が年とったときにはそのときの生活水準の何割くらいくれるのだからかというところがわからないと不安がつてくるのだから、そのことには何ら答えていないじゃないですか。

「橋本(龍)委員長代理退席、委員長着席」

なぜ、それだけでも——はつきりしたことをおっしゃるなら、法律にはつきり明記をすべきではないですか。

○横田政府委員 この問題につきましては、実は立案の過程におきまして私どももいろいろ考慮いたしたわけでございますが、このようないしけにいたしますと六割が保障されるというふうな、そういう内容のものであるというところは、おそれる提案理由の説明なり御審議の過程において明らか

になることで、法律の明文を要しないというふうな判断をいたしたわけでございます。

○多賀谷委員 これは社会保険ですか。

○横田政府委員 社会保険の方式をもって運営をしております。

○多賀谷委員 保険であるのに、保険に加入する場合、一体老後には幾らもらえるかわからぬような保険契約がありますか。これは国だから強制的に入っておるけれども、これが私企業の契約だったら、一体自分が年をとったら幾らくれるのだ、それがはつきりしないのだ、そのつどきめるのだというところでは、契約は成り立ちませんよ。あなたたちが保険だ保険だと言ふならば、こんな無茶な契約はないでしよ。

○横田政府委員 保険契約ということばが当たりますかどうか、その辺は問題だと思ひますけれども、まず掛け金がどういふものであり、そして給付される内容がどういふものなわけ、どのよう計算されるかということがはつきりいたしておるわけでございますから、そういう意味で、保険といたしまして、出すものももらふものも、そのつり合いの関係というものははつきりいたしておると思ひます。

それからもう一つは、年金の仕組みのつくり方、御承知のようにいろいろあるわけでありまして、一番はつきりいたしておりますのは定額制の年金でございます。それから厚生年金につきましては、定額制の年金制度をとっております。定額と報酬比例の組み合わせをとっております。いうようなことから、その意味で定額制の年金におけるように何万円というふうな金額の明示は法律の体系から申しまして、いささかむずかしいというところがございます。

○多賀谷委員 厚生年金が発足しましたとき、さらに労働者年金から厚生年金に移りました昭和十九年の改正では、きわめてはつきり書いてある。要するに、全期間の平均報酬月額額の四カ月分である。そして二十年を一年増すごとに四日分を加算する。きわめて明快です、残念ながらこれはイ

ンフレによってついたわけですから。

それから昭和二十九年の改正で定額と標準比例報酬とが出て、これからわからなくなつた。加入者にはさっぱり計算の方式がわからない。そうして、このたび初めて平均標準報酬月額額の六〇％とおっしゃつた。これはいいですよ。こういうふうには明確に出すべきである。明快ならば、法律のどこかに書いてあるかと思つたら、全然ない。そのときの思いつきですよ。五年後なら五年後にはまた改定して六〇にするだとか、あるいは何年後にはこうするんだということが、はつきりしたものが一つも出ていない、法律の中に。いま財政に少しゆとりがあるから、じゃ、六〇やろう、しかしその後は保証しませんがというのが今度の改正案ですよ。大原則ですよ。平均標準報酬額の六割というのが大原則だ。一番大きな原則です。厚生年金のどの条文を見ても——二十年たつたら何割やるといふのが一番大きい原則ですよ。その原則のない法律というのはいけません。

それは公務員でも、あるいは公企体の諸君でも、御存じのように明快に書いてある。要するに、やめるとき、最終時の賃金の四〇％からさらに加算する、これは公企体ですね。公務員の場合は、過去三カ年の平均賃金の四〇％に加算する。きわめて明快ですよ。ところが、厚生年金はこれだけ長期の給付であるのに大事な点が抜けておる。これは西竜点睛を欠くという比喩じゃないです。基本の柱がないわけですよ。そして役人がなかなかいい頭をもつて、ああ五万円と政府が言え、一生懸命作業をして五万円に合致す。そうして、日本には有能な役人がおりますから、それで合致してこういう数字が出ました、こう言う。それでは掛け金を納めている労働者はわからないのです。ですから、原則を書くべきです。なぜこれを抜いたのか。大臣答弁です。

○齋藤國務大臣 おっしゃること、私も非常に理解できます。そういう原則を書いて、しかる後こ

局長が説明いたしましたように、定額部分と報酬比例部分を二本立てで組み合わせてきておるという制度でございますから、金額を六割、五割というふうになかなか書きにくいのでございます。

そこで、一応平均の標準報酬の方々が八万四千円だとしておきまして、大体二十七年加入のものはそのなつておるもので、そういう方々については大体六割になるという計算のたてまえの上に立つた年金額を支給します、こういうことになるわけでございますが、おたくのような書き方もあると思ひますが、厚生年金は非常に入り組んでおるのです。定額部分と報酬比例部分と入組んでおるわけでございますから、そういうふうになつておることを十分御理解いただきたいと思ひわけでございます。

○多賀谷委員 各国の老齢年金制度を見ても、やはりはつきり書いてあるのです。二十年たつたら幾らだ、それに対して、それをこえることにこらうというように加算する。どこでもその方程式が書いてあるのです。日本の定額部分と、いわば比例部分というのが非常にわかりにくいのです。これはわかりにくいことを言つておるのです。それと将来の保障がないということ。それは、あなたがせつかく答申を得られて、そして六〇％という答申を得られたなら、六〇％をすなおに書いていただくかと言つておる。なぜ、その大事な点をわざわざ抜かすのですか。これなら自由自在に變更することができるといふ。○横田政府委員 法律技術的な問題が非常に多いでございますので、私から申し上げたいと思ひますが、実は社会保険審議会等におきまして、この定額部分と報酬比例部分と大体フィフティ・フィフティぐらいで組み合わせておるというやり方について今後いかにすべきであるかという点、それから報酬比例部分につきましても乗率である千分の十をどのようにするかというふうな問題、こういった点についてはいろいろな御議論もいただいたわけでございます。

それで、先ほど先生御指摘のように、定額部分と報酬比例部分を組み合わせて厚生年金を組み立てるというやり方は昭和二十九年の大改正の際にやりました。つまり二十九年改正が現在の体系の原型をなすものでございまして、この定額の部分の存在理由につきましても、これは御説明申し上げるまでもないことでございまして、ある意味で年金額につきましても最低保障というファンクシオンを果たしておるという関係がございまして、等を考えまして、今回の改正を相当大幅にやる場合であつても、この構成はくずすべきではない。それから定額部分と報酬比例部分の比率につきましても、大体現在のやり方を踏襲するのがよろう、こういうふうな結論になつております。

それから、もう一つは公務員共済でございます。とか、それから公共企業体の共済のように、最終給与あるいは退職前三カ年の平均給与をとつたらどうかという点につきましても、いろいろな御議論があつたわけでございますが、これをそのようにいたしませんで、全雇用期間を通じての平均の標準報酬額というものを維持いたしたものは、大企業、中小企業等によりまして賃金の年齢によるカーブが非常に変わつております。大まかに申しますと、大企業におきましては大体におきまして年功序列型のおやめになる時期が非常に高い。しかし、それ以外の企業の場合は、平均的に申しますと、四十歳の後半が一番高く、おやめになるころは非常にダウソンの傾向にある、そういうこと等がございまして、

そういうことでございまして、最終給与なり、あるいは退職前三カ年の給与をとりまして、企業格差等によりまして、あるいは場合によつては業種、職種によつて非常に不公平が起る、こういうふうなことがございしたので、従来からとつておりました全雇用期間の平均標準方式をとつた。ただここで問題になるのは、全雇用期間といふと、相当以前のものでその後のいろいろな物価上昇等によりまして、実質価値が下がつておるという問題がございまして、したがつて、その点をカバーいたします手法をいたしまして、昭和

和四十七年度の平均標準報酬をのさしにいたしました。従来、標準報酬をそれぞれ読みかえをするというところによつて、時間のズレによるそういった減損部分が、年金額の計算にマイナス作用を来たさないよう、そういうたしかけにいたしましたわけでございます。

○多賀谷委員 私、必ずしも退職時の給与をベースにするというのを言つておるのではないのです。これは民間の場合は、おっしゃる通りに必ずしも最終年次が高いとは限らない。ことに最近では、定年後に再就職をした場合、約六割五分くらいに落ちておるわけ。私は、そういうことを言つておるのではない。あなたのほうが勉強しておるから、知つておると思つて言わなかつたのですけれども、ドイツなんかの方式はどうなんですか。あのポイント方式、要するに生涯を通じての個人の標準報酬額を点数であらわして置く。すなわち自分が入社したときはそのときの全国労働者の何割である、そして年々賃金が全国労働者に比べてだんだん上がつていく、ある時点からはずつと下がっていく。そうすると生涯を通じて、そのときの労働者の平均の何割という点が出る。すなわち百とすると百二十点という点が出る。それを今度受給時のその労働者の賃金をベースに置いて、自分の点数をかけて、そうしてそのときの労働者の平均基礎というものは、一年を除いて、過去三年の全労働者の平均賃金の統計をとつていくという方式ですね。

ですから、結局、毎年労働者の賃金が上がれば年金も上がっていくという方式です。こういう方式だつて幾らもあるのです。あなたがらる説明されたけれども、私はそのことはよく存じておる。民間の場合にはそういう方々は必ずしもおひきかしのいいこととも知つておる。しかし、各国は非常に苦心をしていろいろな方式も編み出しておる。

ですから、問題は、受給時の給付がそのときの生活水準の何割を常に保つのだというその保障が必要であるということを私は言つておるのです。それは定額もこの定率の場合も、私は必ずしも否定しません。しかし、いまのような方式ですと、政府が特別にしょつちゅう法律を改正して、上げてくれなければ上りませんよ。そうでなくて、私はルールというものを確立すべきで、原則、方程式をつくるべきだと言つておるのです。そしてそれは毎年生活水準が上れば、その年金給付も上がっていくという仕組みが必要である、このことを言つておるわけ。今度の厚生年金や国民年金を大改正と言ふならば、そのルールをはつきりすべきじゃないですか。大臣、どういうふうにお考えですか。

○藤田国務大臣 でございますから、そういうことも私は立法論としては、あり得ると思ひます。しかし、現実問題として……（理事会でやろう）と呼ぶ者あり。これは理事会の問題ではございせん。これは私どものほうの考え方として、二十九年のときの改正以来、定額部分とそれから比例方式——報酬比例部分と、その組み合わせでやろうという方式が定着して、今日まで来ておるわけでございます。立法論としては、そういうことも私はあり得るというところは理解いたしますが、私は現在の制度のままでけっこうではないか、かように考えております。

○多賀谷委員 その問題は、野党案のように賃金スライドをしていくと、いまの年金給付が、いまの労働者の平均標準報酬月額何割ということになつてきますから、賃金スライドをしていけば、それが保てるのです。ところが、あなたのほうには物価スライドでしょう。物価スライドなら結局は保障はないということ。それは定額部分と比例部分をつくられたときの気持ちとはわかります。低所得者には厚くという気持ちもあつたことも知つておる。しかし、物価スライドでは意味がないでしょう。いまのように物価と賃金の問題が差がついておる。たいへんな差がつくと、また差がつかないやうならぬわけでしょう、日本経済はこれだけ隆々としておるか

必要であるということを私は言つておるのです。それは定額もこの定率の場合も、私は必ずしも否定しません。しかし、いまのような方式ですと、政府が特別にしょつちゅう法律を改正して、上げてくれなければ上りませんよ。そうでなくて、私はルールというものを確立すべきで、原則、方程式をつくるべきだと言つておるのです。そしてそれは毎年生活水準が上れば、その年金給付も上がっていくという仕組みが必要である、このことを言つておるわけ。今度の厚生年金や国民年金を大改正と言ふならば、そのルールをはつきりすべきじゃないですか。大臣、どういうふうにお考えですか。

ら。

そうすると物価スライドの場合は、お年寄りだけは前の生活を維持しない、お年寄りだけは経済の繁栄の恩恵にあずかるといふことですが、物価スライドといふことは、昔のままの生活をしない、これは私はひどいと思ふのです。せつかくおっしゃるなら、なぜ賃金スライドと言わないうのですか。あなたは定額と、いまの標準比例制という方式でいきたいというなら、それならそれで一応認めるとして、それならば、その賃金スライドでいくと、こういうふうになぜ書かないのですか。すぐくずれていくでしよう。

○横田政府委員 御提案申し上げております内容の物価スライドについて多少御説明を申し上げますが、この御提案申し上げております物価スライドと申しますのは、前年度の消費者物価指数が五割以上上がった際に自動的に物価スライドをいたす、こういうことでございます。したがって、物価スライドを導入したということではございませんで、自動的物価スライドを導入した。したがって、先ほど先生御指摘の賃金の上昇でございますが、あるいは生活水準の上昇でございますか、そういうことによつて、ただ単に物価値上げ分の埋め合わせをしただけではどうにもいたし方がないではないかという点につきまして、言うなれば政策スライドを行なう、こういうことでございます。

今回御提案の中で政策スライドの最たるものは、この過去の標準報酬の再評価である、こういうことでございます。したがって、先ほど先生御紹介くださいました西ドイツのポイントシステムといふものと比べてみました場合に、このよう今回の政策スライドの手法をもし繰り返し実施するといふと、西ドイツのポイントシステムに非常に近いことになりそうです。

それからもう一つ、多少手前みそになりますすが、今回のこの再評価といふものと西ドイツのポイントシステムとを比べました場合に、この再評価は、先ほど申しましたように昭和四十七年度の

標準報酬をものさしにして、四十八年十一月からの年金額の計算をいたしておりますので、西ドイツ等と比べますと、このとりました手法自体のタイムラグはずつと短くなつておるといふメリットもございいます。

○多賀谷委員 この再評価をしたという点については、ほくも評価するわけですが、こういうシステムをとつたといふことは、しかし、この再評価のしかたが、ほくもどうも納得できない。一体あなただけは、昭和四十六年の十一月から四十八年の三月を一〇としたデータを出されたことがあつた。それは三十三年度を五・五倍という数字を出されておる。それがなぜ三・八七になつたのか。これは私は、今後非常に影響があると思ひますので、ひとつこの際、明確にしておきたいと思ひます。

○横田政府委員 この点は、標準報酬同士をなまに比べました場合の指数は、ただいま先生御指摘のとおりでございます。それをなぜ三十三年度以前については三・八七、それから一番近いところでは一・一五というふうに低目に修正をしたか、その修正の問題でございますが、この修正の要素は三つございいます。

それで一つは、三十三年度以前の報酬といふものは、前回、昭和四十四年度の改正の際にこれを切り捨てております。したがって、原則といたしましては、それ以前の標準報酬といふものを持たない計算になるわけでございます。

非常に端的な言い方を申しますと、たとえば昭和十七年に会社にお入りになつて、まあかけ出しの社員であつたわけでございますが、その方が三十三年度になつて、おそろく、十六年たつておりますから課長さんかその辺まで御昇進なさつておられることだらうと思ひます。そういう意味合ひで、三十三年度以前の標準報酬を持つておる場合と、それを持たない場合とを比べますと、三十三年度以降は、課長さんになつてから部長さんでおやめになる、その間の標準報酬である、こういうことがございいます。したがって、その三十

三年以前を切り捨てておるといふことによつて、まあどちらかといへば、ある程度高級な報酬を取られるようになつた時期以降の標準報酬といふことで、これを修正いたしております。

それからもう一つは、どの時点をとつてもよろしいわけでございますが、三十三年度と四十八年度と、こういうものを比べますと、厚生年金の保険料が年齢的にも成長してまいつておりますから、被保険者集団としてとらえた場合に、平均年齢がだいたい過つてきております。平均年齢が何歳違うことによつてどの程度報酬に差があるかといふことを比率の上で出しまして、この読みかえ表にございましてよりなぐりの期間それぞれにつきまして、その被保険者集団としての平均年齢の上昇ぐあいをみて、それによつて修正をいたしております。

それから第三番目の修正の要素といたしましては、賃金そのものを比べておるわけではございせん、標準報酬自体を比べておるわけではございせん。そうなつてまいりますと、今回御提案申し上げた点でもおわかりいただけますように、現実には十三万四千円という上限をこえておる方がいっぱいおられる。それをいふところではまだ十三万四千円であつたわけではございまして、できるだけ実勢を反映するようにアップリミットを二万五千円にする。こういうふうな改正をいたすわけではございまして、この標準報酬の改正が給与の実態に即応いたしまして常時そのように改正されておりますと、大体賃金それ自体の比較と標準報酬の平均を比べた場合と同じような指数になる道理でございますが、必ずしもそのようにスムーズに上限の改定が行なわれておられません。したがって標準報酬の上限の改定が行なわれておらなかつた場合には、その期間における平均標準報酬といふものは額の上で低くなるわけではございまして、それを比率を修正いたしません、なまのままでその期間の標準報酬を読み直しますと、これまた高く出過ぎるということがございいます。

したがって、この三つの修正係数と申しますか

修正係数と申しますか、そういうものを加味することによりまして、御提案申し上げておるような三・八七から一・一五に至るそれぞれの期間のくくりによつての再評価のポイントが出てきておるわけではございいます。

○多賀谷委員 ですから、頭打ちの標準報酬がここに出ておるわけではございせん、私、どうもその点が合点いかぬわけですよ。それをたとへば三十五年五月から三十六年三月とすると、それで四・一となつておるのに、その要素を入れれば、これはまた下がるにきまつておるのです。もうすでにこちらは下がつておるのです。その下がつたものと比べてみて四・一という数字が出ておるわけではございせん。もうすでにあなたのおっしゃる上限が頭打ちで、かなりあつた。その数字が出ておるのが被保険者の標準報酬といふものでしょう。それにまた、もう一度それを下げる修正をするといふのは、理由がないじゃないですか。

○横田政府委員 その点につきましてはこういうことでございいます。アップリミットにランクされておられる方については、先生御指摘のような問題がないわけではございせん。アップリミット以上のランクにランクづけられておる方につきましては、私の申し上げたようなことでございまして、ですから、その意味では一〇〇％数字的に正しいかどうかという点については、率直に申しまして多少の問題はございいます。

ただもう一つの問題は、過去においてどのようなランクづけで保険料を提出したか、そういうことも考えあわせまして、アップリミットに属する方については、いま御指摘の程度の不合理といふものは、これは無視せざるを得ない、そう考えたわけではございいます。

○多賀谷委員 いや、その標準報酬月額と、それから実質上の賃金との差、すなわち平均賃金をここに導入しろといへばそういう議論になるのだけれども、ともに平均標準報酬を対比するその対比が、先ほど申し上げましたように五・五倍から始まつておる。それがあなたのほうは三・八倍に

なつておる。ですから、その点は修正する余地はないんじゃないか、こう思うのですよ。それをあなたのはかなり大きなウエートで修正をされておる。すなわち〇・七というようないんじやないか、どうもその点は要素に入らないんじゃないか、こういうふうに思うのですが、大臣、あなたの五万円に合わせたんじゃないですか。日本の有能な厚生省の役人が逆算したんじゃないですか。

○横田政府委員 御指摘の問題は率直に申し上げたわけですが、ただちやうど現在時点における十三万四千円というたまりぐあいというものと、それからここにございまして過去の上限たまりぐあいというものは、たまりぐあいは過去においてはそのほとんど上限は多くない、こういったことが一つございまして、それをひとつ何らかの方法で検証してみようということで、私のほうでは、平均賃金の伸びでやった場合と、このようなり方をやった場合にどう違ふかということをやってみたわけでございます。昭和三十三年についてはここにございまして、いま申しました三つの修正係数を使ひまして三・八七でございまして、平均賃金でやりました場合には四倍ということで、あまり違わないというふうなこともございまして、いま申しましたような平均の標準報酬自体を比べて、三つの修正係数を使うことは、それほど問題はないうであらう、絶対に問題はないと申しませんが、それは問題はないであらうというふうなことで、このようにいたしましたわけでございます。

○多賀谷委員 この点はきわめて重要な問題ですが、また技術的にはきわめてこまかい問題で、ここで時間をかけて一問一答しておつてもなから、委員会ではやはり小委員会でもつくつて、この問題は十分ひとつ納得のいくように説明を願ひ、また意見を述べてやるべきじゃないか、こういうふうに私は委員長にお願いをしておきたいと思ひます。これは将来ずっと尾を引く重要な問題です。この問題をまた何年か後にさかのぼつて

修正するというのは非常にむずかしい。この際、この再評価率が出たときに、これは議会としては基本的に十分納得できるように検討をすべきものである、こういうふうに考えますので、そういう御配慮をお願いしたいというふうに思ひます。

○横田政府委員 従前所得あるいは未熟練労働者の賃金という言い方をしておりますが、この従前所得というものの考え方は、ILO条約にできるだけ多数の国が批准をしてもらったほうがいいというふうな観点から、それぞれの国の法令なり何なりでもつてきまされた、そういうとり方をしてもよろしい、大体そういう解釈と承つております。

○多賀谷委員 では欧州のドイツとかフランスとかというふうな国の場合の所得と、日本の場合の所得とはどう違ふのですか。

○横田政府委員 おそらく数字の問題と、それから体系の問題だと思ひますけれども、体系の問題について一番大きく違ふのは、ポナナスのあるなしとか、そういう点が一番多いと思ひます。

○多賀谷委員 ポナナス、期末手当、これは大きなウエートを占めておる。ですからILOが、たとえば百二条条約であると四〇％という数字を出している。あるいはまた百二十八条条約によると四五％、さらに勧告では一〇％アップということをしておる。ですから、結局日本の六〇％というのは、どのくらいに当たるのですか。

○横田政府委員 ポナナスの点を入れて考えますと大体四五％です。ですから、百二号よりは高く、百二十八号水準だと思ひます。

○多賀谷委員 この点さらに所得保障という問題について、これは単に年金だけでなくて、長期給付の場合には十分考えなければならぬ問題だと私は思ひます。たとえば労災の給付の場合です。労災の給付の場合も期末手当というポナナスは入っ

てない。日本の所得、要するにきまつて支払われる金額の大きなウエートを占めておる期末手当というものを入れていない。長期給付の場合は私はここに問題があると思ひます。あなたのほうは、短期の健康保険にポナナスのほうから取り上げるといふ。しかも給付のほうは知らぬという。そんなむちゃくちゃなことを厚生省はおやりになつておる。給付のほうをやらないで、取るほうだけ、しかも短期給付の場合にやっている。こういう主客転倒したことは、おやめになったほうがいい。これは健康保険でありせんから、これ以上追加いたしません。長期給付の場合は全体的に考えなければならぬ問題だ、こういうふうに思ひます。

実はまだずいぶんあるのですけれども、きょうは十巻のうちの十巻程度で終わつておきたいと思ひます。

ただ一つ、私どもの筑豊炭田のように、すでに年金受給者の多い地域で困つておられますのは、とにかく六十歳から権利があつても、働きに行つたら厚生年金はもらえないということである。日本の年金は六十歳というけれども、言うならば六十歳で五歳です。厚生年金は六十五歳年金です。六十から資格があるといつても、六十歳から年金だけでは食えぬわけですから、どうしても働きに行つて、働きに行つたら、五万円未満は別として、当然厚生年金の加入者になる。そうすると、在職年金というところでございまして、これはいままではほとんどもらえなかつた。これはやはり踏み切るべきです。大臣、どうですか。これは続いて質問があると思ひますから……

○齋藤国務大臣 私はいま踏み切る意思はございせん。諸外国の老齢年金もみんな六十五歳なんです。よその国の例、もし必要があれば申し上げますが、六十五歳なんです。そこで日本は老齢年金の受給年齢は平均しますと、六十二、三歳でございまして、ということとをございまして、諸外国の例を申し上げますと、西ドイツから始まりましてスウェーデンは六十七歳、イギリス六十五歳、アメ

リカ六十五歳ということとをございまして、私はいいところではないかと考えておりました、六十歳に全部下げるという考えは持つておりません。

○多賀谷委員 都合のいいことだけお話しになつて……

もう一つ聞いておきたいのは、五万円の根拠です。これをひとつお聞かせ願ひたい。

○横田政府委員 簡単に申し上げますと、四十八年十一月に実施いたします場合に、そのとき年金を受けられるであろう方、その中で二十年以上の被保険者期間を持つ方、それが標準的な方でございまして、そういう方々の平均的な被保険者期間は何年であるかということを実際に年金保険部の業務課のテープから抜き出して計算いたしますと、二十七年になります。その二十七年、平均的な被保険者期間を持つておられる方の過去の標準報酬というものを、これもなまなかのついで先ほど御説明申し上げました再評価率で再評価をいたしますら、その平均は八万四千六百円でございます。それに妻の加給、現在千円でございますが、それを公務員の扶養手当のベースアップに準じまして二千四百円、そういうことで八万四千六百円に上つてきて、二十七年の被保険者期間を持つておられる方の年金額、定額部分につきましては、これは先ほど申し上げておりませんが、九百二十円。それから報酬比例分につきましては、八万四千六百円を千分の十にかけた二十七プラス二千四百円、これが五万八千二百円でございます。○多賀谷委員 あなたはわりあい順調にすすつていかれたホワイトカラーの年功序列の賃金になつておる方のモデルをとられた。現実を見てごらんないかい。われわれが組合にたのんで現実点をとつたところが、そうなつてないのです。たとえば四十三歳で五十五歳になつて退職する。そのときまでは五万四千円の標準報酬だった。退職をして系列会社に入つたら六五％の賃金になった。そして六十一歳になつて標準報酬が六万円になった。そして読みかえ規定を全部適用してもらつて初めて七万一千円になった。この人が二十年とすると、

二千四百円の妻の加給を加えても三万五千円しか
ならぬ。二十七年にすると四万六千四百十円。

もう一人、いまのはブルーカラーの人ですけれ
ども、ホワイトカラーの人を見ましたら、やはり
五十五歳で七万円、四十二年です。それから今度
別の会社へ行きましたら当然ダウンする、四十七
年六十一歳、三万六千円、読みかえ規定を入れま
してこれは九万五千円の人、この人が二十年で三
万九千円、二十七年で五万二千円。ですから途中
で——いま六十歳というのは六十歳までずっと会
社に行ける人は、これは非常に恵まれた人なん
です。ほとんど定年で退職して、今度は六五%
の賃金から出発しなければならぬ。

こういう事態を考えると、どうもあなたのは
はきわめて順調に行つたホワイトカラー、途中で
ダウンなんかしなかった人の統計をとつておるで
しょう。そうでないというなら、どうしてそうで
ないのですか。そういうようなものをもって五万
円年金というけれども、もう少し実態に即応した
ものをもってごらん下さい。あなた方がつてお
るのは、会社を退職したこともなくて、ずっと最
後までつとめて、そして年金の資格がついた人
でしょう。

○横田政府委員 八万四千六百円の計算につきま
しては、先ほど申し上げましたように、二十年以
上の平均が二十七年。二十七年の被保険者期間を
持つておられる方を、数の上大体この程度の抽出
をすれば、おおよそ正しいであろうという程度の
数字の抽出をいたしております。その間会社を
転々としたとかしなかったとか、そういう要素は
一切加味いたしております。そういうふう
にやつて現実の吟味をいたしましたのが、いま申し
ました金額でございます。私ども実はいろいろな
御依頼がございまして、たとえば〇〇さんにつ
いては大体どうであろうかというふうないろいろ
計算をしてみました。これはいま先生御指摘の
ように、たいへんバラエティーがございまして。た
だ、八万四千六百円につきましては、このよう
な作爲は一切加えておらない次第でございます。

○多賀谷委員 作爲は加えてなくても、現実には
必ずしも合っていないことだけを申し上げ
ておきたい。

最後に、私は浪人中に高利貸しのところへ行
きましたら、厚生年金証書が山積みになっておる。
これは私が金を借りに行つたわけではありませ
んけれども、偶然に参りましたら厚生年金証書、
カーキ色のこの程度の大きさのものです。これが
山積みになっておるわけです。そして私ははつと
胸を突かされたわけなんです。厚生年金は御存じの
ように「保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担
保に供し、又は差し押さへることができない。」と書
いてある。ただし、国税滞納処分者は別だ、税金
は別だと書いてある。ところが現実には高利貸し
の家に山積みになっておるわけです。

そこで私は、これはおかしいと思つたのです。
というのは、恩給でもそうです、共済もそう
です、これらのものは国民金融公庫へ行けば金を貸
してくる。それは給付の三カ年分、いまは五十
万円までで頭打ちですが、金を貸してくる。厚
生年金や国民年金には、いわばそういう戦前の規
定がある。戦前は天皇の恩給でしたから、みな恩
給法にも書いてある。各種年金は、あるいは共済
は、みんなそれを適用したわけですよ。ところが
昭和二十九年になって、恩給受給者が非常に生活
に困つた、あるいは不時の金が要る場合もある。
そこで担保がありませんから、恩給やあるいは共
済の証書を持つていって金を借りる方法はないか
というので、単独立法で国民金融公庫から金を借
りる法律ができたのです。

それなのに、なぜ厚生年金をその後入れないか。
昭和二十九年というのは、まだ受給者がいないか
ら、そのときはやむを得なかつたと言ひのれをす
るかもしれないけれども、その後次から次へでき
た年金はみんな追加をされておりますよ。国民年
金や厚生年金を除いては、なぜかよりに不平等に
扱ひのか、これをひとつ大臣から御答弁願ひたい。
○横田政府委員 ただいま御指摘の年金権につ
きましての譲渡、担保、差し押さへる禁止、これは御

指摘のように戦前からの考え方でございます。
こういつた受給権というものが他人の手に渡ること
によつて本来の機能を果たさなくなつては困
る、そういうことでございまして。

実はこの点につきまして、私どものほうでは社
会保険審議会で十カ月程度いろいろ御議論をいた
しました際に、大きい問題、小さい問題、すべて
お出しをいただいたのですが、この問題について
は、こういう事情があるから、この点は他の年金
と同じように改正すべきであるという御意見を
いただいたわけがございまして。したが
いまして、そういうことで、いまおっしゃられて
みますと、そういうことがあつたら全く不明の
いたすところという感じもいたしております。
で、この点につきましては一体どのような事情に
なつておりますか、十分調査をさせていただきます
と思ひます。

それからまた行政実務上も、たとえば県の年金
課長ですとか保険課長ですとか、こういつた点に
ついて非常に不便があるもので、この点は法律改正
されたという意見も実はいままで聞いておりませ
んでしたので、まことに申しわけございませんが、
その辺の事情を十分調査していただきまして、
しかるべき時期に解決をはかりたいと思ひます。
○多賀谷委員 実は率直に言ひますと、私も知ら
なかつたのです。気がつかないかつたのです。で
すから、昭和二十九年に国民金融公庫から金を借
りるという法律ができたときにも気がつかないか
つた。というのは、厚生年金は受給者がいないか
ら、やがて受給者がきたら入れてくれるものだらう
と期待しておつた。ところが、受給者がどんどん
発生してもさっぱり入れない。しかも、その後新
しく年金の立法ができたのを入れているのです
よ。昭和二十九年以来何回となく改正しているの
ですよ。

たとえば農林年金とか、全部入れている。とこ
ろが国民年金と——国民年金はずつとあとですけ
れども、厚生年金は入れていない。これは何を
言つても手落ちではないか。また、それを金を借

りるような層の人は声として出ないのですよ。た
だとにかく、郵便局の人やあるいは国鉄につと
めておる人は国民金融公庫から金を借りられる
が、どうしてわれわれは金が借りられないか、
こう言ひます。しかも膨大な資金が毎年投資で
行つておるわけでしょう。私は最初、この年金は
国民金融公庫に直接金を融資しているから、そ
ういふ特権があるのかと思つたら、ところが恩給は全
然そういうことはないし、そういうことでもな
い。しかれば一体どうして区別をしておるのか。

基本的にはそれは問題がありますよ。わずかし
かない恩給とか年金をわざわざ担保に入れること
は、ほんとうに困る、かえつて苦しむのではない
かという基本論はあります。それなら、恩給とか
他の年金は入れなくてもいいのですよ。共済とか
恩給は入れて、国民年金とそれから厚生年金は入
れないということが私はふしぎだ。私は福祉年金
のうちに全部が国庫の負担になるものを言つて
いるのではないのです。拠出年金について言つて
おるわけです。これはひとつ早急に私は改正して
もらいたい。どうですか、大臣。

○廣藤国務大臣 実情は十分調査いたしまして、
必要な措置を考えたいと思ひます。
○多賀谷委員 本日は、この程度で終わります。
○田川委員長 次回は来たる五月八日火曜日、午
前十時理事会、十時三十分より委員会を開会する
こととし、本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十七分散会

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律
案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法
律

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二
百七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「当該疾病又は負傷につき」を「その
開始の日前に当該疾病又は負傷につき」に、「二
年」を「三年六箇月」に改め、同条に次のただし書

2 前項ただし書の規定に該当することにより療養の給付を受ける場合における第十条第六項の規定の適用については、同項中「第三項に規定する受給要件」とあるのは、「第十四条第一項ただし書に規定する受給要件」とする。

第十六条の二第二項を次のように改める。

2 傷病手当金の額は、次の各号の区別に従い、一日につき、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか高い方の額とする。

一 当該被保険者について、その者をはじめて当該療養の給付を受けた日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日以上の保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第四級、第三級、第二級及び第一級の順に加算して合計が二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第四級の保険料の納付日数にあつては二千六百四十円に、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額

二 当該被保険者について、その者をはじめて当該療養の給付を受けた日の属する月の前六箇月間に通算して七十八日以上の保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第四級、第三級、第二級及び第一級の順に加算して合計が七十八に達した場合にお

3 被保険者で被扶養者のない者が病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき傷病手当金の額は、一日につき、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額の三分の二に相当する金額とする。

第十六条の三第一項中「四千元」を「一万円」に改める。

第十六条の四第一項中「四千円」を「二万円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、分べんに關し病院又は診療所に収容されている被保険者に対して支給すべき分べん費の額は、一万円とする。

第十六条の五第一項中「分べんの日以後二十一日以内」を「分べんの日前九日以内及び分べんの日以後二十一日以内」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 出產手当金の額は、一日につき、当該被保険者について納付されている当該分べんの日の属する月の前四箇月間の保険料の納付日数を第四級、第三級、第二級及び第一級の順に加算して合計が二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第四級の保険料の納付日数にあつては二千六百四十圓に、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百圓に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百圓に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百圓に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に

3 被保険者で被扶養者のない者が病院又は診療所に収容されている場合に支給すべき出産手当金の額は、一日につき、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額の三分の二に相当する金額とする。

第十七条の三第一項中「二千元」を「一万円」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 保険料は、被保険者の賃金日額が千五百円未満の場合は第一級、千五百円以上二千五百円未満の場合は第二級、二千五百円以上三千五百円未満の場合は第三級、三千五百円以上の場合は第四級とし、その額は、一日につき、第一級にあつては五十円、第二級にあつては九十円、第三級にあつては百三十円、第四級にあつては二百円とする。

2 被保険者及び事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、それぞれ、第一級にあつては二十五円、第二級にあつては四十五円、第三級にあつては六十五円、第四級にあつては百円とする。

第四十五条中「療養の給付期間」を「第十四条第一項本文に規定する期間」に改める。

附則
1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關し療養の給付、特別療養費の支給又は家族療養費の支給開始後二年を経過した被保険者、被保険者であつた者又はこれによつて發した疾病に關する療養の給付又は家族療養費の支給に關する改正後の第十四条第一項(第

3 この法律の施行前に改正前の第十六条の二第
三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金
及びこの法律の施行前に分べんした被保険者又
は被保険者であつた者に係る出産手当金の支給
期間については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十一日までの期間に係る傷病手当金、出産手当金

及び保険料についての改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、同法第十六条の二第二項及び第十六条の五第二項中「第四級第三級」及び「第四級の保険料の納付日数にあつては二千六百四十円に、第三級」とあるのは「第三級」と、同法第三十条第一項中「三千五百円未満の場合は第三級、三千五百円以上の場合は第四級」とあるのは「の場合は第三級」と、「百三十円、第四級にあつては二百円」とあるのは「百三十円」と、同条第二項中「六十五円、第四級にあつては百円」とあるのは「六十五円」とする。

5 被保険者の賃金日額が四百八十円未満の場合における保険料並びに当該保険料が納付されななことににより支給される傷病手当金及び出産手当金についての改正後の日雇労働者健康保険法の規定の適用については、当分の間、同法第十六条の二第二項及び第十六条の五第二項中「及び第一級」とあるのは、「第一級及び特別第一級」と、

「八百円」とあるのは「八百円に、特例第一級の保険料の納付日数にあつては二百四十円」と、同法第三十条第一項中「千五百円未満」とあるのは「四百八十円未満の場合には特例第一級、四百八十円以上千五百円未満」と、「第一級にあつては」とあるのは「特例第一級にあつては二十円、第二級にあつては」と、同条第二項中「第一級」とあるのは「特例第一級にあつては十円、第一級」とする。

改正後の第十六条の二第二項第一号に規定す

二十八日分以上の保険料又は同項第二号に規定する七十八日分以上の保険料のうち改正前の第三十条第一項の規定による第一級（以下「旧第一級」という。）又は同項の規定による第二級（以下「旧第二級」という。）の保険料が含まれているときは、改正後の第十六条の二第二項に規定する傷病手当金の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号の別に従い、一日につき、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、次の各号のうちの二に該当するときは、いずれか高い方の額とする。

一 改正後の第十六条の二第二項第一号に規定する二箇月間に通算して二十八日分以上旧第一級又は旧第二級の保険料が納付されている場合（当該期間に第三級、第二級、第一級又は特例第一級の保険料が納付されている場合を除く。）改正前の第十六条の二第二項本文の規定の例により算定した額

二 改正後の第十六条の二第二項第二号に規定する六箇月間に通算して七十八日分以上旧第一級又は旧第二級の保険料が納付されている場合（当該期間に第三級、第二級、第一級又は特例第一級の保険料が納付されている場合を除く。）改正前の第十六条の二第二項本文の規定の例により算定した額

三 第一号に該当する場合以外の場合であつて、改正後の第十六条の二第二項第一号に規定する二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第三級、第二級、第一級、旧第一級、特例第一級及び旧第二級の順に加算して合計が二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、旧第一級の保険料の納付日数にあつては三百三十円に、特例第一級及び旧第二級の保

険料の納付日数にあつては二百四十円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額

四 第二号に該当する場合以外の場合であつて、改正後の第十六条の二第二項第二号に規定する六箇月間に通算して七十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第三級、第二級、第一級、旧第一級、特例第一級及び旧第二級の順に加算して合計が七十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、旧第一級の保険料の納付日数にあつては三百三十円に、特例第一級及び旧第二級の保険料の納付日数にあつては二百四十円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の七十八分の一に相当する金額

7 改正後の第十六条の五第二項に規定する四箇月間に納付されている保険料のうち旧第一級又は旧第二級の保険料が含まれているときは、同項に規定する出産手当金の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号の別に従い、一日につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 改正後の第十六条の五第二項に規定する四箇月間に通算して二十八日分以上旧第一級又は旧第二級の保険料が納付されている場合（当該期間に第三級、第二級、第一級又は特例第一級の保険料が納付されている場合を除く。）改正前の第十六条の五第二項本文の規定の例により算定した額

二 前号に該当する場合以外の場合であつて、改正後の第十六条の五第二項に規定する四箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されている場合、当該期間の保険料の納付日数を第三級、第二級、第一級、旧第一級、特例第一級及び旧第二級の順に加算して合計が

二十八に達した場合における当該各級の保険料の納付日数を、第三級の保険料の納付日数にあつては千八百円に、第二級の保険料の納付日数にあつては千二百円に、第一級の保険料の納付日数にあつては八百円に、旧第一級の保険料の納付日数にあつては三百三十円に、特例第一級及び旧第二級の保険料の納付日数にあつては二百四十円に、それぞれ乗じて得た額の合算額の二十八分の一に相当する金額

理由

日雇労働者健康保険の給付内容の改善を図るため、療養の給付期間の延長、傷病手当金、埋葬料、分べん費及び出産手当金の額の引上げ等を行なうとともに、被保険者の賃金の実態にかんがみ、保険料額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律案
児童扶養手当法の一部改正
（児童扶養手当法の一部改正）

第一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「公的年金給付」を「国民年金法に基づく障害補正年金及び老齢福祉年金以外の公的年金給付」に改める。

第五条中「四千三百円」を「六千五百円」に改める。

第二条 児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第五条中「二人以上」を「三人」に、「六千五百円」にその児童のうち一人を「七千三百円」とし、三人以上であるときは、七千三百円にその児童のうち二人に改める。

（特別児童扶養手当法の一部改正）
第三条 特別児童扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四条第三項第三号中「父又は母の死亡について支給される公的年金給付」を「政令で定める法律に基づく年金たる給付で療養を支給事由とするものに改め、同項第四号から第六号までを削り、同条第四項第三号を削る。

第五条中「四千三百円」を「六千五百円」に改める。

第七条中「児童扶養手当法」の下に「昭和三十六年法律第二百三十八号」を加える。

第二十五条中「受給資格者、当該児童若しくは当該児童がその支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となつて公的年金給付を受けることができる者に対する公的年金給付」を「当該児童に対する第四条第三項第三号に規定する年金たる給付」に改め、「公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会」を削る。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第二条及び次条第二項の規定は、昭和四十九年一月一日から施行する。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 昭和四十八年九月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年十二月以前の月分の児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日までに同法第六條第一項の認定

の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、同法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

(特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 昭和四十八年九月以前の月分の特別児童扶養手当の額については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の特別児童扶養手当法の規定による特別児童扶養手当の支給要件に該当していない者であつて、この法律による改正後の同法の規定による特別児童扶養手当の支給要件に該当するものが、昭和四十八年十月三十一日まで同法第六條第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する特別児童扶養手当の支給は、同法第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 この法律の施行の際現に特別児童扶養手当の支給を受けている者であつて、この法律による改正前の特別児童扶養手当法第四條第三項第三号から第六号までのいずれかに該当する児童(この法律による改正後の同法第四條第三項各号に該当する児童を除く)を監護し、又は養育しているものが、昭和四十八年十月三十一日まで、同法第十六條において準用する児童扶養手当法第八條第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する特別児童扶養手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、同月から行なう。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二條第六項中、「児童扶養手当法」を「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十号)」

四号)第四條第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書を削る。
(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第五條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項中、「児童扶養手当法」を

「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四條第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書を削る。

附則第三十二條を次のように改める。

第三十二條 削除

(執行官法の一部改正)

第六條 執行官法(昭和四十一年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七條中、「児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法」を「及び児童扶養手当法」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第七條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項中、「児童扶養手当法」を「並びに児童扶養手当法」に改め、「並びに特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第百三十四号)第四條第三項第三号ただし書及び第四項第三号ただし書を削る。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第六條を削る。

理由

児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者の福祉の向上を図るため、これらの手当の額を引き上げるとともに、これらの手当と公的年金給付との併給制限を緩和する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法等の一部を改正する法律案
健康保険法等の一部を改正する法律
(健康保険等の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「及子」を、「子、孫及弟妹」に改める。

第三条第一項の表を次のように改める。

標準	報酬		報酬	月額	額
	等級	月額	日額		
第一級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	二一、〇〇〇円未満	二一、〇〇〇円未満	
第二級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二二、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満	
第三級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満	
第四級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満	
第五級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満	
第六級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満	
第七級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満	
第八級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満	
第九級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満	
第一〇級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満	
第一級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満	
第二級	七八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満	
第三級	五一、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満	

第一四級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一五級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一六級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一七級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一八級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一九級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第三級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九六、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二四級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二五級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二六級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二一、〇〇〇円未満
第二七級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円未満	一二三〇、〇〇〇円未満
第二八級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二九級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第三〇級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三一級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満

第三条の次に次の一条を加える。

第三條ノ二 前條第一項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ區別ハ被保險者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ變動アリタル場合ニ於テハ變動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ガ講ゼラルベキモノトス

第八條中「報酬等」を「報酬(第七十九條ノ三第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム)以下第九條第一項、第八十七條第一号及第八十八條ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ」等」に改める。

第十一条第一項ただし書中「第七十九条ノ二」の下に「第七十九条ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加ふる。

第五十条第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第五十九条ノ二第二項中「百分ノ五十」を「百分ノ六十」に改める。

第五十九条ノ三中「二千元」を「二万円」に改める。
第五十九条ノ四第一項中「一万円」を「四万円」に改める。

第六十七條中「被保險者又は被保險者タリシ者」を「保險給付ヲ受クル權利ヲ有スル者（當該事故ガ被保險者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ、當該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ保險給付ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ保險者ハ其ノ価額ノ限度ニ於テ保險給付ヲ行フ責ヲ免ル

第三級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第三級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第三四級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第三五級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上

第六十九條ノ二中、「第六十五條並ニ第六十七條」を「並ニ第六十五條」に改める。

第七十條ノ三を次のように改める

第七十條ノ三 國庫ハ第七十條ニ規定スル費用

ノ外政府ノ管掌スル健康保險事業ノ執行ニ要

スル費用ノ中療養ノ給付並ニ家族療養費、

傷病手当金及出産手当金ノ支給ニ要スル費用

（療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル

額ヲ控除スルモノトス）ノ百分ノ十ヲ補助ス

国庫ハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外第七十一条

ノ四第三項ノ規定ニ依リ保険料率ガ変更セラ

レタル場合ニ於テ其ノ変更後ノ保険料率ガ千

分ノ七十三ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル保険料

[illegible]

更後ノ果食斗密ガ更ニ變更セラルル迄ノ間ニ

更後ノ低陽利率方更ニ低更ニシテノ逆ノ間

行ハハハ療養ノ維付 其ノ異間ニ行ハハハ

養三俸。凡家族療養費，支給並三其。期間三俸。

凡傷病手_三金及出產手_三金ノ支給ニ要スル費

用（療養ノ給付ニ付テハ一部負担金ニ相当スル

ル額ヲ控除スルモノトス）ノ千分ノ四ヲ補用

ス

第七十一条ノ四第一項中「千分ノ七十」を「千

分ノ七十三」に改め、同条第二項中「千分ノ三

十」を「千分ノ九十」に改め、同条第一項の次に

次の二項を加える。

社会保険庁長官ハ保険料及国庫補助ヲ以テ

險給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足甚

ハ剰余ヲ生ジ又ハ生ズルコト明トナリタル

牛乳・厚生大豆ニ対シ前項ノ保険料率ノ変更

三、周歷三百年之史蹟

付申出ヲ為スコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ千分ノ六十六乃至千分ノ八十ノ範囲内ニ於テ第一項ノ保険料率ヲ変更スルコトヲ得

第七十五条ノ二中「千分ノ三十五」を「千分ノ四十」に改める。

第五章中第七十九条ノ二の次に次の四条を加える。

第七十九条ノ三 政府ハ当分ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一条乃至第七十二条及第七十七条乃至前条ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外本条、次条及第七十九条ノ六ノ規定ニ依リ保険料（以下第七十九条ノ六迄ニ於テ特別保険料ト称ス）ヲ徴収ス

特別保険料ノ額ハ被保険者（標準報酬ノ等級第一級乃至第十二級ナル被保険者、第二十条ノ規定ニ依リ被保険者及第七十一条ノ三ノ規定ニ依リ其ノ月ニ保ル保険料ヲ徴収セラレザル被保険者ヲ除ク）ガ賞与等（第二条第一項ニ規定スル貸金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ準ズベキモノニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ受ケタル月ニ付其ノ額（其ノ額五十万円ヲ超ユルトキハ五十万円）ニ千分ノ十ヲ乗ジテ得タル額トス

賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二条第二項ノ規定ヲ準用ス

第七十二条本文ノ規定ハ特別保険料ニ付之ヲ準用ス

第七十九条ノ四 事業主ハ被保険者ニ対シ金銭ヲ以テ賞与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担スベキ特別保険料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ得

第七十八条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ

準用ス

第七十九条ノ五 健康保険組合ハ当分ノ間第七十一条乃至第七十二条、第七十五条、第七十五条ノ二及第七十七条乃至第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ徴収スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ第七十九条ノ三第一項及第二項並ニ前条ノ規定ノ例ニ依リ特別保険料ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ依ルベキ第七十九条ノ三第二項中千分ノ十トアルハ千分ノ十ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定ムル率トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二条第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十二条本文及第七十五条ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ特別保険料ニ付之ヲ準用ス

第七十九条ノ六 第七十七条、第七十九条及第七十九条ノ二ノ規定ハ第七十九条ノ三第一項又ハ前条第一項ノ規定ニ依リ特別保険料ニ付之ヲ準用ス

第八十七条第四号中「第七十七条本文」の下に「第七十九条ノ六ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加える。

第二条 健康保険法の一部を次のように改正する。

（船員保険法の一部改正）

第三条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条ノ三」を「第二十七条ノ四」に改める。

第一条第二項第一号中「及子」を「子、孫及弟妹」に改める。

第四條第一項の表中		第三四級	
第三四級	一五〇、〇〇〇円五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三五級	一六〇、〇〇〇円五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第三六級	一七〇、〇〇〇円五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三七級	一八〇、〇〇〇円六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三八級	一九〇、〇〇〇円六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三九級	二〇〇、〇〇〇円六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	

に改める。

第四條ノ二の次に次の一条を加える。

第四條ノ三 第四條第一項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ区分ハ被保険者ノ受クル報酬ノ水準ニ著シキ變動アリタル場合ニ於テハ變動後ノ水準ニ即シ速ニ改定ノ措置ヲ講ゼラルベキモノトス

第五條第一項中「又ハ家族葬祭料」を「家族葬祭料又ハ第二十七條ノ四ノ規定ニ依リ給付」に改める。

第二十五條中「保險給付ヲ受ケルべき者」を「保險給付ヲ受ケル權利ヲ有スル者（当該事故ガ被保險者ノ被扶養者ニ付生ジタル場合ニ於テハ当該被扶養者ヲ含ム次項ニ於テ之ニ同ジ）」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ場合ニ於テ保險給付ヲ受ケル權利ヲ有スル者ガ第三者ヨリ同一ノ事由ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ政府ハ其ノ額ノ限度ニ於テ保險給付ヲ行フ責ヲ免ル

第三章第一節中第二十七條ノ三の次に次の一条を加える。

第二十七條ノ四 政府ハ政令ノ定ムル所ニ依リ

本章第二節及第三節並ニ第五十條ノ九及第五十條ノ十二規定スル保險給付ニ併セテ保險給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得

第三十一條ノ二第三項中「百分ノ五十」を「百分ノ六十」に改める。

第三十二條第一項中「二万円」を「四万円」に改める。

第三十三條第一項中「一万円」を「四万円」に改める。

第五十條ノ十中「標準報酬月額ノ一分二相当スル金額」を「前条第一項ノ規定ニ依リ葬祭料ノ金額ノ百分ノ六十ニ相当スル金額（其ノ額二万円ニ滿タザルトキハ二万円）」に改める。

第五十六條ノ二中「第二十五條」を削る。

第五十八條第一項中「及家族葬祭料」を「家族葬祭料及第二十七條ノ四ノ規定ニ依リ給付」に改める。

第五十九條第六項中「前項」を「第五項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

社会保険庁長官ハ療養ノ給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、

育児手当金、配偶者分焼費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用ノ額ガ保険料ノ額ノ中命令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超ユ若ハ之ニ満タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超ユ若ハ之ニ満タザルコト明ナリタルトキハ厚生大臣ニ対シ前項第一号又ハ第二号ノ保険料率ノ變更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

厚生大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保険審議会ノ意見ヲ聴キ第五項第一号又ハ第二号ニ掲グル率ニ十分ノ七ヲ増減シタル率ノ範圍内ニ於テ同項第一号又ハ第二号ノ保険料率ヲ變更スルコトヲ得

第六十条第一項第一号中「千分ノ七十四・五」の下に「第五十九条第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ變更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率」を加え、同項第二号中「千分ノ六十九」の下に「第五十九条第七項ノ規定ニ依リ保険料率ガ變更セラレタルトキハ当該變更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率」を加える。

第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。

目次中第三十一条ノ二を「第三十一条ノ三」に改める。

第五条第一項中「家族療養費」の下に「高額療養費」を加える。

第三章第二節中第三十一条ノ二の次に次の一条を加える。

第三十一条ノ三 療養ニ要シタル費用著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

高額療養費ノ支給要件、支給額其ノ他高額療養費ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八条第一項及び第五十九条第六項中「家族療養費」の下に「高額療養費」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条」を「第五十七條の二」に改める。

第四章第一節中第五十七條の次に次の一条を加える。

(高額療養費)

第五十七條の二 保険者は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付若しくは療養費の支給又は第五十六條第二項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他療養費の支給に關して必要な事項は、政令で定める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第六條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十八條ノ七の次に次の二條を加える。

第十八條ノ八 健康勘定ノ負担ニ於テハ借入金ニ付テハ昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十條ノ規定ニ拘ラズ次項及第三項ノ定ムル所ニ依ル

政府ハ健康勘定ノ昭和四十八年度末ニ於ケル借入金ニ係ル債務ヲ弁済スルタメ必要アルトキハ同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

前項ニ定ムルモノノ外政府ハ健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十一条ノ四第三項ノ規定ニ依リ保険料率ノ引上ニ拘ラズ引上ゲラレタル年度ニ於ケル健康勘定ノ歳計ニ不足ヲ生ズル虞アル場合ニ於テ一年内ニ保険料ヲ以テ其ノ償還ヲ為シ得ルコト明ナルトキハ

当該不足スル金額ヲ限り同勘定ノ負担ニ於テ借入金ヲ為スコトヲ得

第十八條ノ九 政府ハ昭和四十八年度以前ニ健康勘定ニ於テ生ジタル損失ノ額トシテ政令ヲ以テ定ムルモノニ対応スル借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支払ノ財源ニ充ツルタメ当分ノ間一般會計ヨリ予算ニ定ムル金額ヲ限り同勘定ニ繰入ルルコトヲ得

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定並びに附則第三条中国国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第五十一条の改正規定、第六十条の次に一條を加える改正規定及び第六十二条の次に一條を加える改正規定並びに第六十三条第一項の改正規定(昭和三十一年法律第二百三十四号)第三十一条の改正規定及び第三十六条の次に一條を加える改正規定並びに附則第五條中地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)第五十三条の改正規定、第六十二条の次に一條を加える改正規定及び第六十三条第一項の改正規定は同年十月一日から、第五條の規定は昭和五十年十月一日から施行する。

(健康保険法及び船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和四十八年四月一日前に健康保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條の規定による被保険者の資格を有する者を除く)のうち、昭和四十八年三月の標準報酬月額が一万八千円以下である者又は十万四千円である者の同年四月一日から同年九月三十日まで標準報酬月額については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の健康保険法第三条の規定

を適用する。この場合において、その者の同年三月の標準報酬月額が一万八千円以下であるとき又はその者が厚生年金保険の被保険者であつてその者の同年四月における厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による標準報酬月額が十万四千円以上十二万六千円以下であるときは、健康保険法第三条第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その者の同年三月の標準報酬額の基礎となつた報酬月額又はその者の同年四月における厚生年金保険法による標準報酬額の基礎となつた報酬月額を、この法律による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

2 この法律による改正後の健康保険法第六十七條又はこの法律による改正後の船員保険法第二十五條の規定は、第三者の行為により昭和四十八年四月一日以後に保険事故が生じた場合について適用し、同日前に保険事故が生じた場合については、なお従前の例による。

3 この法律による改正後の健康保険法第七十條ノ三第一項の規定は、昭和四十八年四月一日前に行なわれた療養の給付、同日前行なわれた療養に係る家族療養費の支給並びに同日前の期間に係る傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用については、適用しない。

4 この法律による改正後の健康保険法第七十一条ノ四第二項の規定による保険料率の變更についての申出は、昭和四十九年度以降の年度に係る保険料及び国庫補助をもつて当該年度に係る保険給付費、保健施設費その他政令で定める経費に要する費用に不足若しくは剰余を生じ又は生ずることが明らかとなつたときに限り、行なうことができる。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高額療養費

第五十七条第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第六十条の次に次の一条を加える。

(高額療養費)
第六十条の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十一條第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「俸給の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の六十に、「一万円」を「四万円」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第四條 公共企業体職員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第三十一條第二号の次に次の二号を加える。
二の二 高額療養費
第三十四條中「半額」を「十分の六に相当する金額」に改める。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(高額療養費)
第三十六條の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「俸給の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の十分の六に、「一万円」を「四万円」に改める。

第四十二條中「俸給の半月分」を「当該金額の十分の六に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第五條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十三條第二号の次に次の一号を加える。
二の二 高額療養費
第五十九條第二項及び第六項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第六十二條の二 療養に要した費用が著しく高額であるときは、その療養に要した費用につき家族療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十三條第一項ただし書中「二万円」を「四万円」に改め、同条第三項中「給料の半月分」を「第一項本文の規定による出産費の金額の百分の六十に、「一万円」を「四万円」に改める。

第六十五條第一項ただし書中「第三十一條」及び「第三十二條」を「第三十一條」及び「第三十二條」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が二万円に満たない場合には、二万円とする。

第七十二條中「給料の半月分」を「当該金額の百分の六十」に改める。

第百三十六條第一項中「第六十一條」の下に「及び第六十二條の二」を加え、「第三十一條」及び「第三十二條」を「第三十一條」及び「第三十二條」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第六條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

理由

医療保険制度の充実を図るため、家族療養費の給付率の引上げ、高額療養費の支給等の給付の改善を行なうとともに、標準報酬の合理化、政府管掌健康保険に係る国庫補助の定率化、保険料率の改定、賞与等についての特別保険料の徴収等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
(厚生年金保険法の一部改正)
第一条 厚生年金保険法(昭和二十九法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額	額
第一級	二〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円未満	
第二級	二二、〇〇〇円	二、〇〇〇円以上	二三、〇〇〇円未満
第三級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上	二五、〇〇〇円未満
第四級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上	二七、〇〇〇円未満
第五級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上	二九、〇〇〇円未満
第六級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満
第七級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第八級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第九級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第一〇級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第一級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第一二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第一三級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第一四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満

第一五級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一六級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一八級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二二級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満
第二五級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二六級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第二七級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円未満
第二八級	一三四、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第三〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第三二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満

第三三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「四百六十円」を「九百二十円」に改め、同条第五項中「一万二千円」を「二万八千八百円」に、「一人については七千二百円」を「二人までについては、それぞれ九千六百円」に改める。

第五十條第一項第三号中「十万五千六百円」を「二十二万八千八百円」に改める。

第四十三條に次の一項を加える。

第五十四條に次の一項を加える。

5 前条第四項の規定によつて支給する老齢年金については、被保険者である受給権者が六十五歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、その者の請求により、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

2 障害年金は、受給権者が別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第四十六條の四第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第六十條第二項中「十万五千六百円」を「二十二万八千八百円」に改める。

第四十六條第一項中「第三級、第四級又は第五級」を「第五級から第七級までの等級である期間、第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級の等級」に改め、同条第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。

第八十一條第五項第一号中「千分の六十四」を「千分の七十九」に、「千分の三十八」を「千分の五十三」に改め、同項第二号中「千分の四十八」を「千分の六十三」に、「千分の二十六」を「千分の四十一」に改め、同項第三号中「千分の七十六」を「千分の九十一」に、「千分の三十八」を「千分の五十三」に改め、同項第四号中「千分の六十四」を「千分の七十九」に改める。

第四十六條の四第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第百三十條第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

第四十六條の七第一項中「第三級、第四級又は第五級」を「第五級から第七級までの等級である期間、第八級から第十級までの等級である期間又は第十一級若しくは第十二級の等級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十二級」に改め

3 基金は、加人員及び加人員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができ。

第百五十九條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第百三十條第四項」を「第百三十條第

五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 連合会は、基金の加入員及び加入員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることが出来る。

第七百七十六条中「第三百三十条第三項」を「第三百三十条第四項」に、「第五百五十九条第三項」を「第五百五十九条第四項」に改める。

附則第十二条第三項中「第五級」を「第十二級」に改める。

附則第十六条第二項中「十三万二千円」を「二十六万八千八百円」に改める。

附則第二十八条の三第二項中「第五級」を「第十二級」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

等 級	標 準 報 酬		報 酬 月 額
	月 額	日 額	
第一級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二五、〇〇〇円未満
第二級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満
第三級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満
第四級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第五級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第六級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第七級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満
第八級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第九級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第一〇級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第二級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上 五四、〇〇〇円未満

第二級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第三級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第四級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第五級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第六級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満
第七級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上 七八、〇〇〇円未満
第八級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第九級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第二〇級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満

第三〇級	一七〇、〇〇〇円五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第二九級	一八〇、〇〇〇円六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第二八級	一九〇、〇〇〇円六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第二七級	二〇〇、〇〇〇円六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上

第二十三條ノ七第三項中「第四十一條第二項乃至第四項」を「第四十一條第三項乃至第五項」に改める。

第三十四條第四項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十五集第一号中「十一万四百円」を「二十万八百元」に、「七千三百六十円」を「一万四千七百二十円」に、「五万五千二百円」を「十一万四
百元」に改める。

第三十六條第一項中「一万二千円」を「二万八千八百円」に、「七千二百円、子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人を」を「九千六百円、子二人アルトキハ一万九千二百円、子三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中二人に改める。

第三十八條第一項中「第二級、第三級又ハ第四級」を「第三級乃至第五級ノ等級タル期間、第六級乃至第八級ノ等級タル期間又ハ第九級若ハ第十級ノ等級に改め、同条第三項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十八條ノ二に次の一項を加える。

第三十四条第五項ノ規定ニ依リ老齡年金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ六十五歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ六十五歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保險者タリシ期間ヲ其ノ老齡年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齡年金ノ額ヲ改定ス

第三十九条ノ第二項中「第四級」を「第十級」に改める。

第三十九條ノ五項中「第二級、第三級又ハ第四級」を「第三級乃至第五級ノ等級タル期間、第六級乃至第八級ノ等級タル期間又ハ第九級若ハ第十級ノ等級に改め、同条第二項中第四級」を「第十級に改める。

第三十九条ノ六中「支給ヲ受クル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ」を「額ノ改定ニ付」に改める。

第四十一条第一項第一号ロ中「五万五千二百円」を「十一万四百円」に改め、同項第二号中「(其ノ額ガ十万五千六百円ニ滿タザルトキハ十万五千六百円)」を削り、同項の次に次の一項を加える。

障害年金ノ額ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル
額二十二万八百元ニ滿タザルトキハ之ヲ二十
二万八百元トス

第四十一条ノ二

万八千八百圓に、「七千二百圓、子二人以上アルトキハ七千二百圓ニ其ノ子ノ中一人」を「九千六百圓、子二人アルトキハ一万九千二百圓、子三人以上アルトキハ一万九千二百圓ニ其ノ子ノ中二人」に改める。

第四十二条第一項及び第四十四条中「至リタル」を「至リタル日ヨリ起算シ障害年金ヲ受ケタル」を「至リタル日ヨリ起算シ障害年金ヲ受ケタル」に改める。

第四十四条ノ二第三項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第四十四条ノ第三項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改め、同条に第二項として次の一項を加える。

障害年金ハ其ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スル者
ガ障害年金ヲ受クル程度ノ廢疾ノ状態ニ該当
セザルニ至リタルトキハ其ノ廢疾ノ状態ニ該
当セザル間其ノ支給ヲ停止ス

第五十條ノ二第一項第二号ロ中「一万三千八百円」を「二万七千六百円」に改め、同項第三号ロ中「二万七千六百円」を「五万五千二百円」に改め、同条第三項中「十万五千六百円」を「二十二万八千八百円」に改める。

第五十条ノ三第一項中「七千二百円ヲ、二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人を九千六百円ヲ、二人アルトキハ一万九千二百円ヲ、三人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ二人に改め、同条第二項中「七千二百円ヲ、三人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ

子ノ中二人」を、九千六百円ヲ、三人アルトキハ一万九千二百円ヲ、四人以上アルトキハ一万九千二百円ニ其ノ子ノ中三人」に改める。

第五十条ノ四第五号中「又ハ孫」を、「孫又ハ兄弟姉妹」に改め、同条第六号中「又ハ祖父母を」、祖父母又ハ兄弟姉妹」に改める。

第五十条ノ六第三号中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第五十九條第五項第一号中「千分ノ百五十八」を「千分ノ百七十七」に改め、同項第二号中「千分ノ百四十七」を「千分ノ百六十六」に改め、同項第三号中「千分ノ八十」を「千分ノ九十九」に改める。

第六十条第一項第一号中「千分ノ七十四・五」を「千分ノ八十四」に改め、同項第二号中「千分ノ六十九」を「千分ノ七十八・五」に改める。
(国民年金法の一部改正)

第三条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「三百二十円」を「八百円」に改め、同条第二項中「百八十円」を「二百円」に改める。

第三十三条第一項ただし書中「十万五千六百円」を「二十二万八百円」に改める。

第三十五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十八条中「十万八百円」を「二十二万八百円」に改める。

第三十九条第一項中「子一人につき四千八百円」を「子につきそれぞれ四千八百円（そのうち一人については、九千六百円）」に改める。

第四十三条中「十万八百円」を「二十二万八百円」に改める。

第四十四条第一項中「子一人につき四千八百円」を「子につきそれぞれ四千八百円（そのうち一人については、九千六百円）」に改める。

第五十二条の二ただし書中「受給権者又は受給権者であつた」を「支給を受けた」に改める。

第三十條の四第一項の表中

○年未満	一〇、〇〇〇円
を「	三年以上一五

一四、〇〇〇円

年未満	一七、〇〇〇円	に改める。
-----	---------	-------

第五十八条中「六万円」を「九万円」に改める。
第六十二条中「五万一千六百円」を「七万八千

第六十三條第一項中「子一人につき四千八百

円」を「子につきそれぞれ四千八百円（そのうち一人については、九千六百円）」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「三万九千六百

第七十七条第一項第一号中「百二十円」を「三

百円に改め、同項第二号中「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第二項中「百八十円」を「二百円」に改める。

第七十八条第二項及び第七十九条の二第四項中「三万九千六百円」を「六万円」に改める。

第八十五条第一項第三号中「百分の二十五」を「四分の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「次号」を「第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用（次号ハに掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）並びに第四号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 当該年度において第七十七条第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用（次に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。）の総額

イ 第二十七条第一項第一号に掲げる額
ロ 第七十七条第一項第一号に掲げる額に同号の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を当該被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額の四分の三に相当する額

ハ 二百円に第八十七条の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

第八十七条第三項中「四百五十円」を「九百円」に改める。

第八十七条の二第二項中「第八十九条各号又は第九十条第一項各号のいずれかに該当する被保険者で政令で定める者」を「第八十九条又は第九十条第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者」に、「三百五十円」を「四百円」に改める。

第百三十条第二項、第百三十一条及び第百三十三条第一号中「百八十円」を「二百円」に改める。

（年金福祉事業団法の一部改正）
第四条 年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「老人福祉施設、療養施設」を「保護のための総合施設」に改め、同条第三号中前二号を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 次に掲げる者に対し、それぞれ次に掲げる資金の貸付けを行なうこと。

イ 前号イからニまでに掲げる者で自ら居住するため住宅を必要とする厚生年金保険又は船員保険の被保険者に対して住宅の建設又は購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以下「住宅資金」という。）の貸付けを行なうもの、当該貸付けに要する資金

ロ 自ら居住するため住宅を必要とする国民年金の被保険者、住宅資金

ハ 自ら居住するため住宅を必要とする厚生年金保険又は船員保険の被保険者で前号イからニまでに掲げる者から住宅資金の貸付けを受けることが著しく困難なものの住宅資金

第十八条第一項中「前条第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十七条中「第十七条第二号」の下に「及び第三号」を加える。

附則
（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第四条並びに附則第十八条、附則第十九条及び附則第二十九条から附則第三十一条までの規定 昭和四十八年七月一日
二 第三条中国国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七條第一項ただし書、第七十八條

第二項及び第七十九条の二第四項の改正規定並びに附則第十二条第一項の規定 昭和四十八年十月一日

三 第一条及び第二条並びに次条から附則第十条まで、附則第二十条から附則第二十五条の規定 昭和四十八年十一月一日

四 前三号に掲げる規定以外の規定 昭和四十九年一月一日

（厚生年金保険に關する経過措置等）
第二条 昭和四十八年十一月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬に改定されるべき者を除く。）のうち、同年十月の標準報酬月額が一万八千円以下である者又は十三万四千円である者（報酬月額が十三万八千円未満である者を除く。）の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬額は、昭和四十八年十一月から昭和四十九年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が二万円未満である厚生年金保険の第四種被保険者の昭和四十八年十一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかわらず、二万円とする。

第三条 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）は、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者については三十三万六千円とし、その他の者については二十六万八千八百円とする。

2 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、寡

夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）は、二十二万八千八百円とする。

3 厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、配偶者については二万八千八百円とし、子については一人につき四千八百円とする。ただし、当該子のうち二人までについては、それぞれ九千六百円とする。

4 厚生年金保険法第五十二条の規定は、第一項に規定する保険給付の額の改定について準用する。この場合において、同条第一項中「その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じ」とあるのは、「別表第一に定める一級の廃疾の状態にあつた受給権者が当該廃疾の状態に該当しないと認めるとき、又は同表に定める一級の廃疾の状態になつた受給権者が当該廃疾の状態に該当すると認めるときは」と読み替へるものとする。

第四条 昭和四十八年十一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した厚生年金保険の第四種被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の厚生年金保険法の規定により給付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

2 前項の期間を有する者について、厚生年金保険法による老齢年金及び通算老齢年金につき同法第三十四条の規定により基本年金額を計算する場合において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一項第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から四百六十円に当該保険料の納付が

行なわれなかつた月に係る厚生年金保険の被保険者期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第五条 次の表の上欄に掲げる期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を有する者の平均標準報酬月額（厚生年金保険法第七十条第一項及び第百三十二条第二項に規定する平均標準報酬月額を除く。）を計算する場合においては、同法第三

十四条第二項第二号中「各月の標準報酬月額」とあるのは、「各月の標準報酬月額その月が厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。」とする。

昭和三十三年三月以前	三・八七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	三・七九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	三・七四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	三・〇九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	二・八六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	二・五八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	二・三七
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	二・一八
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	一・九〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	一・七五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	一・七〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	一・五一
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	一・一五

2 昭和四十八年十一月一日前に厚生年金保険の

被保険者であつた者の平均標準報酬月額が二万

四に満たないときは、これを二万円とする。ただし、厚生年金保険法第七十条第一項、第八十条第一項第三号及び第百三十二条第二項の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 厚生年金保険法第四十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは「については」と、「のうちに第三十四

条第一項第二号に掲げる額については、その計算（同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む。）の基礎としない」とあるのは「は、第三十四条第一項第一号、第二号及び第三号の規定により計算した額と同条第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額との合算額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする」と、同条第三号及び第四項中「をその額の計算の基礎とする」とあるのは「に係る第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を当該老齢年金の額に算入する」とする。

4 厚生年金保険法第四十六条の五の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは「については」と、「のうちに第三十四条第一項第二号に掲げる額については、その計算の基礎としない」とあるのは「は、第三十四条第一項第一号の規定により計算した額と同項第二号の規定により計算した額との合算額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする」と、同条第三号及び第四項中「をその額の計算の基礎とする」とあるのは「に係る第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を当該通算老齢年金の額に算入する」とする。

第六条 昭和四十八年十月一日以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額について

は、なお従前の例による。

（船員保険に關する経過措置等）

第七条 標準報酬月額が二万四千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和四十八年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四十六条第六項の規定にかかわらず、二万四千円とする。

2 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法律第百五号」という。）附則第八号第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金（昭和二十九年五月一日において職務外の事由による障害年金を受ける権利を有していた者であつて、引き続き昭和四十年五月一日まで当該障害年金を受ける権利を有していたものに支給するものに限る。）の額（加給金の額を除く。）は、二十七万八千四百円とし、その加給金の額は、船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

3 法律第百五号附則第八号第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金（前項に規定する障害年金を除く。）の額（加給金の額を除く。）は、船員保険法第三十五条の規定の例により計算した額（被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、百八十として計算した額とする。）とし、その加給金の額は、同法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

4 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額（加給金又は増額金の額を除く。）は、二十二万八千円とし、その

加給金又は増額金の額は、船員保険法第五十条ノ三の規定の例により計算した額とする。

5 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十四条に規定する障害年金又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）附則第二条第二項後段若しくは第三項後段に規定する遺族年金については、船員保険法第四十一条第一項第一号又は第五十条ノ二第一項第二号若しくは第三号の額は、平均標準報酬月額を二万四千円として計算した額とする。

第九条 昭和四十八年十一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した船員保険法第二十条の規定による被保険者が当該前納に係る期間の各月につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき、その者が前納しなかつたとしたならば、この法律による改正後の同法の規定により納付すべきこととなる保険料の額からこの法律による改正前の同法の規定を適用したとした場合において納付すべきこととなる保険料の額を控除した額とする。

第三十五条の規定により老齢年金の額を計算する場合（通算老齢年金の額の計算について同条の例による場合を含む。）において、同項に規定する額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、この法律による改正後の同条第一号に掲げる額は、同号の規定にかかわらず、同号に規定する額から六百十三円に当該保険料の納付が行なわれなかつた月に係る船員保険の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十條 次の表の上欄に掲げる期間に係る船員保険の被保険者であつた期間を有する者の平均標準報酬月額（船員保険法第四十七条に規定する平均標準報酬月額を除く。）を計算する場合においては、同法第二十七条ノ三第一項中「全期間ノ平均標準報酬月額」とあるのは、「全期間ノ各月ノ標準報酬月額（其ノ月ガ厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第七十二号）附則第十條第一項ノ表ノ上欄ニ掲グル期間ニ属スルトキハ其ノ月ノ標準報酬月額ニ夫々同表ノ下欄ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額）ヲ平均シタル額」とする。

昭和三十三年三月以前	三・七八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	三・六一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	三・五一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	三・二七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	二・七七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	二・四六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	二・二三

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	二・〇一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	一・九〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	一・六六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	一・五八
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	一・三九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	一・一一

2 昭和四十八年十一月一日前に船員保険の被保険者であつた者の平均標準報酬月額が二万四千円に満たないときは、これを二万四千円とする。ただし、船員保険法第四十七条の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 昭和四十六年九月三十日以前に発した疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により廃疾となつたことにより障害年金の支給を受けていた者の死亡に因り支給される船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金の額については、同法第五十条ノ二第一項第二号イ中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ原因ト為リタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日ノ属スル月ニ応ジ厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第七十二号）附則第十條第一項ノ表ノ下欄ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額」とする。

第十一條 昭和四十八年十月以前の月分の船員保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

（国民年金に関する経過措置等）

第十二條 昭和四十八年九月以前の月分の国民年金法による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額については、

2 国民年金法第七十五条第一項の規定による被保険者であつた者に支給する同法による通算老齢年金の額の計算については、同法第二十九条の四第一項の規定によりその例によることとされる同法第二十七条第一項中「八百円」とあるのは、「千二百円」とする。

3 昭和四十八年十二月以前の月分の国民年金法による年金たる給付の額については、なお従前の例による。

第十三條 国民年金法第八十五条第一項の規定による国庫の負担については、当分の間、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第七十二号）以下「改正法」という。（附則別表に掲げる額」と、同項第一号中「総額」とあるのは「総額（改正法附則別表第一号イに掲げる額を除く。）とする。

2 国民年金法第八十五条第一項の改正規定及び前項の規定の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

第十四條 昭和四十九年一月一日前に同日以後の期間について前納された国民年金の保険料（国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年

法律第八十六号。以下「法律第八十六号」といふ。附則第十五条第一項の規定による被保険者に係る保険料を除く。は、この法律による改正後の国民年金法の規定により当該前納に係る期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に、さきに到来する月の分から順次充当するものとする。

2 前項の前納に係る期間のうち、この法律による改正後の国民年金法の規定により納付すべき保険料の納付が行なわれなかつた国民年金の被保険者期間は、同法の規定（第八十五条第一項第二号の規定を除く。）の適用については、保険料免除期間とみなす。

第十五条 昭和四十九年一月一日前（同日以後の期間に係る国民年金の保険料を前納した法律第八十六号附則第十五条第一項の規定による被保険者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき国民年金の保険料の額は、一月につき百五十円とする。

2 前項の期間を有する者について、同項の規定による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、法律第八十六号附則第十六条第二項に規定する老齢年金の額は、同項の規定にかかわらず、同項に定める額から千五百円に当該納付が行なわれなかつた月数を乗じて得た額を控除した額とする。

第十六条 国民年金法第八十七条第三項及び前条第一項に定める保険料の額は、昭和五十年一月以後においては、法律で定めるところにより引き上げられるものとする。

第十七条 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者（国民年金法による老齢年金及び通算老齢年金の受給権者を除く。）は、都道府県知事に申し出て、昭和四十八年四月一日前のその者の国民年金の被保険者期間（同法第七十五条第一項、附則第六条第一項及び附則第七條第一項並びに法律第八十六号附則第十五条第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。）の

うち、国民年金の保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。）について、一月につき九百円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十年十二月三十一日（同日以前に六十五歳に達する者にあつては、六十五歳に達する日の前日）までに行なわれなければならない。

3 第一項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次行なうものとする。

4 第一項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

第十八条 明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえ、五十五歳をこえない者）であつて、国民年金法第七條第二項第一号から第三号までのいずれにも該当しないもの（法律第八十六号附則第十五条第一項の規定による被保険者を除く。）は、都道府県知事に申し出て、国民年金の被保険者となることのできる。ただし、その者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 国民年金法による老齢年金若しくは通算老齢年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。

四 国民年金法第五條第一項に規定する被用者年金各法による通算老齢年金若しくは通算退職年金を受けることができるとき、又はこれらの年金の受給資格要件たる期間を満たしているとき。

2 前項の申出は、昭和四十九年三月三十一日までにを行なわれなければならない。ただし、同項の規定による被保険者が、国民年金法第七條第二

項第一号に該当するに至つたため被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合において行なう申出は、その者が同号に該当しなくなつた日から起算して三月以内に行なわれなければならない。

3 第一項の申出をした者は、その申出をした日に被保険者の資格を取得するものとする。

4 国民年金法第十三條第一項の規定は、第一項の申出があつた場合に準用する。

5 第一項の規定による被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

6 第一項の規定による被保険者は、国民年金法第九條各号（第四号を除く。）及び次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（次の第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日に）被保険者の資格を喪失する。

一 国民年金法第七條第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 前項の申出が受理されたとき。

三 国民年金の保険料を滞納し、国民年金法第九十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

四 国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金の受給資格要件たる期間を満たすに至つたとき。

7 第一項の規定による被保険者の昭和四十八年十二月までの月分の国民年金の保険料の額は、国民年金法第八十七條第三項の規定にかかわらず、一月につき九百円とする。

8 第一項の申出をした者は、昭和四十五年六月から当該申出をした日の属する月の前月までの期間（国民年金の保険料納付済期間及び他の公的年金制度に係る通算対象期間を除く。）について、一月につき九百円を納付することができる。

9 前項の規定による納付は、昭和五十年六月三十日までにを行なわれなければならない。

10 第八項の規定により納付する金額は、国民年金法第八十五條第一項第一号の規定の適用については、保険料とみなす。

11 第一項の規定による被保険者については、国民年金法第八十七條の二、第八十九條、第九十條及び附則第七條の二の規定を適用しない。

第十九條 前條第一項の規定により被保険者となつた者が、その者の次の各号に掲げる期間を合計した期間が五年に達した後に六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した後にその者の当該期間が五年に達したときは、国民年金法第二十六條に定める老齢年金の支給要件に該当するものとみなして、その者に老齢年金を支給する。

一 昭和四十八年七月一日以後の国民年金の保険料納付済期間

二 前号の期間が二年以上である者の昭和四十八年七月一日前の国民年金の保険料納付済期間

三 前條第八項の規定による納付に係る期間

2 前項の規定により支給する老齢年金の額は、国民年金法第二十七條第一項の規定にかかわらず、九万六千円とする。

3 国民年金法第二十八條及び第二十八條の二の規定は、第一項の規定により支給する老齢年金に關しては、適用しない。

4 第一項の規定により支給する老齢年金は、通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一號）第五條の規定の適用については、国民年金法第七十八條第一項の規定により支給する老齢年金とみなす。

（年金額の自動的改定措置）

第二十條 厚生年金保険法による年金たる保険給付、船員保険法による年金たる保険給付（障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る。）及び国民年金法による年金たる給付（障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金を除く。以下同じ。）については、政府は、総理府において作成する

年度平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」といふ。）が昭和四十七年度（この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の物価指数の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の十一月（国民年金法による年金たる給付にあつては、一月）以降の当該年金たる保険給付又は年金たる給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。
（厚生年金保険及び船員保険文書法の一部改正）
第二十一条 厚生年金保険及び船員保険文書法（昭和二十九年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（老齢年金の特例）

第十一条の二 第二条第一項又は第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する厚生年金保険法による老齢年金の額は、同法第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額に加給年金額を加算した額とする。

一 厚生年金保険法第三十四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額

二 船員保険の被保険者であつた期間を除外して厚生年金保険法第三十四条第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額。ただし、同法第六十六条に規定する厚生年金基金（以下「基金」といふ。）の加入員であつた期間（同法第四十四条の二第二項各号に掲げる期間を除く。以下同じ。）があるときは、その額から当該加入員であつた期間に係る同法第三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とす

る。

三 船員保険の被保険者であつた期間について船員保険法第三十五条第二号の規定により計算した額

2 厚生年金保険法第四十四条の二第三項及び第四項の規定は、前項の老齢年金について準用する。

第十二条の見出しを削り、同条第一項第三号中「の規定により計算した額（厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、同条第四項本文の規定により計算した額）」を「又は第四項本文の規定により計算した額」とし、基金の加入員であつた期間があるときは、その額から当該加入員であつた期間に係る同法第三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする。」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「第五級を」第十二級に改める。
第十九条の三第一項中「第四級を」第十級に改め、同条第二項中「第五級を」第十二級に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。
（遺族年金の特例）
第二十五条の二 第二条第一項又は第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二条第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する同法による遺族年金の額は、同法第六十条第一項の規定にかかわらず、第十一条の二第一項各号（第二号ただし書を除く。）に掲げる額を合算した額の二分の一に相当する額（その額が二十万八千八百円に満たないときは、二十万八

千八百円）とする。ただし、妻又は子に対する遺族年金の額は、その額に加給年金額を加算した額とする。

第二十六条の見出しを削り、同条中「第十二条第一項の例により計算した額」を「第十二条第一項各号（第三号ただし書を除く。）に掲げる額を合算した額」とし、「十万五千六百円」を「二十万八千八百円」に改める。

（厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十二條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。
附則第三十一条を次のように改める。

第三十一条 削除
（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第二十三條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「十三万七千二百八十円」を「二十七万八千四百円」に改める。
（船員保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十四條 法律第百五号の一部を次のように改正する。

附則第十六条第三項中「四百六十円」を「九百二十円」に改め、同条第四項第一号中「四百六十円」を「九百二十円」に、「十六万五千六百円」を「三十三万一千二百円」に改める。
附則第十七条第二項中「第四級を」第十級に改める。

第二十五條 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律七十二号）の一部を次のように改正する。
附則第三条を次のように改める。

第三條 削除

（国民年金法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十六條 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項を削る。
第二十七條 法律第八十六号の一部を次のように改正する。

附則第十一条及び第十二条を次のように改める。
第十一条及び第十二条 削除
附則第十五条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

附則第十六条第二項中「三万円」を「九万六千円」に改める。
（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）
第二十八條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第五級を」第十二級に改める。
附則第十四条第三項中「第四級を」第十級に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）
第二十九條 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。
第二十三條第八項中「の規定により」を「又は年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により」に改め、「雇用促進事業団」の下に「又は年金福祉事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）
第三十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十四号の次に次の一号を加える。
十四の二 年金福祉事業団が年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）第十七条

法（昭和三十六年法律第百八十号）第十七条

第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(印紙税法の一部改正)

第三十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)第十七条第二号」の下に「及び第三号」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第三十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の六の項の第三欄を次のように改め

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

二 年金福祉事業団法第十七条第一号(業務の範囲)の業務の用に供する建物で政令で定めるものの所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関)に規定する病院若しくは診療所の用に供する建物の所有権又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利を目的とする質権又は抵当権の設定の登記

附則別表

一 当該年度において国民年金法による給付に要する費用(同法第八十五条第一項第四号及び第二項に規定する費用を除く)の総額から同条第一項第二号及び第三号に掲げる額を控除した額に次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除して得た数を乗じて得た額の三分の一に相当する額

イ 当該年度において納付された国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者に係る保険料の総額に相当するものとして政令で定める額
ロ 当該年度において納付された保険料(国民年金法第八十七条の二第二項の規定による保険料を除く)の総額

る。

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

二 厚生年金保険法第三十条第三項又は第五十九条第三項(福祉施設)の施設の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該施設の用に供する土地の権利の取得登記

別表第三の二十五の項の第三欄及び第四欄を次のように改める。

第三欄の第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限り、第三欄の第三号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限り、

国民年金法第八十七条の二第二項の規定による保険料を除く)の総額

二 当該年度において法律第八十六号附則第十條第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

三 当該年度において附則第十二条第二項の規定によつてその額が計算される通算老齢年金の給付に要する費用のうち三百二十円に当該通算老齢年金の額の計算の基礎となつた国民年金の保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当する部分の給付に要する費用の総額の四分の一に相当する額

四 当該年度において附則第十九条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の八分の一に相当する額

理由

最近における国民生活水準の向上と人口構造の老齡化傾向とに鑑み、年金受給者の福祉の向上を図るため、厚生年金保険、船員保険及び拠出制国民年金の各制度について、給付内容を大幅に改善し、年金額を物価の変動に応じて自動的に改定する等の措置を講ずるとともに、福祉年金の額を大幅に引き上げ、あわせて年金福祉事業団にこれらの年金制度の被保険者のための住宅資金の貸付けを行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(国民年金法の一部改正)

第一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(年金額及び保険料額の調整)

第四条 この法律による年金の額は、国民の生活水準、労働者の賃金、物価その他の諸事情に變動が生じた場合には、これに即応した改定の措置が講ぜられなければならない。

2 保険料の額は、三年を一期として、その期間内における保険料及び国庫負担金をもつてその期間内におけるこの法律による給付に要する費用がまかなわれるほか、その期末においてこの法律による給付に要する費用の六月份に相当する金額が準備金として保有されることとなるように定められるべきものとす

3 当分の間、保険料の額は、被保険者の負担、この法律による給付に要する費用の見通し等について配慮して、前項の規定による額に必要な調整を行なつて定められるべきものとす。

4 保険料の額は、少なくとも三年ごとに、前二項の基準に従つて再計算されるべきものとす。

第二十四条ただし書中「権利については、」を「権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及びこれらの権利を」に改める。

第二十七条第一項中「三百二十円」を「千二百円」に、「三分の一」を「四分の三」に改める。

第三十三条第一項ただし書中「十万五千六百円」を「三十九万六千円」に改める。

第三十五条第二号を削り、第三号を第二号とする。

第三十八条中「十万八百万円」を「三十九万六千円」に改める。

第三十九条第一項中「四千八百円」を「二万二千円」に改める。

第四十三条中「十万八百万円」を「三十九万六千円」に改める。

第四十四条第一項中「四千八百円」を「二万二千円」に改める。

第四十七条第二項中「第三項若しくは第四項」を「第二項」に改める。

第五十六条第一項及び第二項、第五十六条の二第一項及び第二項並びに第五十七条第一項及び第二項中「一級に該当する」を削る。

第五十八条中「六万円」を「廃疾の程度が別表に定める一級に該当する者に支給するものにあつては三十九万六千円とし、廃疾の程度が別表に定める二級に該当する者に支給するものにあつては二十九万七千円」に改める。

第五十九条中「又は別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当しなくなつた日から起算して同表に定める一級に該当する程度

の廃疾の状態に該当することなく三年を経過したときを削る。

第五十九条の二を削る。

第六十条を次のように改める。

(障害福祉年金についての適用除外規定)

第六十条 第三十一条及び第三十二条の規定は、前後の廃疾のうち、その一が障害福祉年金を支給すべき事由に該当し、他が障害福祉年金以外の障害年金を支給すべき事由に該当するときは、適用しない。

第六十一条第一項中「一級に該当する」を削る。

第六十二条中「五万一千六百円」を「二十九万七千円」に改める。

第六十三条第一項中「四千八百円」を「一万二千円」に改め、同条第三項第二号及び第三号中「一級に該当する」を削る。

第六十四条の三第二項後段中「一級に該当する」を削る。

第六十六条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第六十七条第二項第二号を削り、同項第三号中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同項第二号とし、同条第三項中「及び第三号」及び「から第四項まで」を削る。

第七十七條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、その額が二十四万円に満たないときは、二十四万円とする。

第七十七條第一項第一号中「百二十円」を「九百円」に改め、同項第二号中「三分の一」を「四分の三」に改め、同条第四項を削る。

第七十八條を次のように改める。

第七十八條 削除

第七十九條の二第一項中「七十歳」を「六十五

歳」に改め、同項の表中

「明治四十五年四月一日以前に生まれた者」を「四十九歳を四年を一日以前に生まれた者」に改め、同項の表中

「明治四十四年四月二日から明治四十五年四月一日までの間に生まれた者」を「四十九歳を四年を一日以前に生まれた者」に改め、同項の表中

「四十九歳を四年を一日以前に生まれた者」を「四十九歳を四年を一日以前に生まれた者」に改め、同項の表中

第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「三万九千六百円」を「二十四万円」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中、第二項及び第五項を「及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第七十九條の三第一項から第四項まで中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「一級に該当する」を削る。

第七十九條の四第一項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「一級に該当する」を削る。

第七十九條の五中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第三項を削る。

第八十條第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第三項を削る。

第八十一條第三項から第五項まで中「一級に該当する」を削り、「七十歳」を「六十五歳」に改める。

第八十二條第三項中「七十歳」を「六十五歳」に改め、「一級に該当する」を削る。

第八十二條の二第二項中「七十歳」を「六十五歳」に改める。

第八十五條第一項第一号中「二分の一」を削り、同項第三号中「百分の二十五」を「四分の一」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号中「次号」を「第七十七條第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用(次号へに掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く。並びに第四号に、

「三で除して得た数」を「四分の三を乗じて得た数」に改め、同項の次に次の一号を加える。
三 当該年度において第七十七條第一項又は第二項の規定によつてその額が計算される老齢年金の給付に要する費用(次に掲げる額に相当する部分の給付に要する費用を除く)の総額
イ 第二十七條第一項第一号に掲げる額
ロ 第七十七條第一項第一号に掲げる額に同項の被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を当該被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて得た額の二分の一に相当する額
ハ 百八十円に第八十七條の二第一項の規定による保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額
八十五條に次の一項を加える。
四 国庫は、前各項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用を負担するものとする。
第八十七條第三項中、当分の間を削り、「四百五十円」を「五百五十円」に改め、同条第四項

を削る。

第二百二條第四項中「民法」の下に「明治二十九年法律第八十九号」を加える。

附則第七條の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

附則第九條の三第四項中「附則第七條の二第三項及び」を削り、「第七十八條第一項の規定により支給する老齢年金」を「老齢福祉年金」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)

第二條 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二條の二を次のように改める。

(年金額の改定)
第二條の二 この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準、労働者の賃金、物価その他の諸事情に變動が生じた場合には、これに即応した改定の措置が講ぜられなければならない。

第六條第一項第一号及び第二号中「であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの」を削る。

第二十條の表を次のように改める。

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額	額
第一級	二〇、〇〇〇円	二二、〇〇〇円未満	
第二級	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満
第三級	二四、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満
第四級	二六、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満
第五級	二八、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上	二二、〇〇〇円未満
第六級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上	三一、五〇〇円未満

第七級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第八級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第九級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第一〇級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第一一級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第一二級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第一三級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第一四級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第一五級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第一六級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第一七級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第一八級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第一九級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第二〇級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二一級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二二級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二三級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第二四級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満

第二五級	一二〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一二四、〇〇〇円未満
第二六級	一二八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円未満
第二七級	一二六、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円以上	一二三、〇〇〇円未満
第二八級	一三四、〇〇〇円	一一三、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二九級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第三〇級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第三一級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第三二級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三三級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三四級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三五級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	

第三十四条第一項第一号中「四百六十円」を「千六百五十円」に改め、同項第二号及び同条第四項中「千分の十」を「千分の十五」に改め、同条第五項中「一万二千円」を「四万八千円」に、「四千八百円」を「二万八千円」に改め、同項ただし書を削る。

第四十一条第一項ただし書中「ただし」の下に「老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び」を加え、「権利については、」を「権利を」に改める。

第四十二条第三項中「第五級」を「第十五級」に改める。

第四十三条に次の一項を加える。

5 前条第四項の規定によつて支給する老齢年金については、被保険者である受給権者が六十五歳に達した後においては、第三項の規定にかかわらず、その者の請求により、六十五歳に達した月前における被保険者であつた期間を基本年金額の計算の基礎とするものとし、その請求をした日の属する月の翌月から、当該老齢年金の額を改定する。

第四十四条の二の次に次の一条を加える。

(支給の繰上付)
第四十四条の三 第四十二条第一項第一号又は第二号に規定する被保険者期間を満たしている被保険者であつた者(第三種被保険者としての被保険者期間が二十年以上である者及び

女子を除く。)で五十五歳以上六十歳未満のものは、六十歳に達する前に、同項の老齢年金の支給繰上げの請求をすることが出来る。

2 前項の請求があつたときは、第四十二条第一項の規定にかかわらず、その請求があつた日から前項に規定する者が六十歳に達するまでの期間内でその者が希望する時から、その者に同項の老齢年金を支給する。

3 前項の規定によつて支給する老齢年金の額(同項の規定によつて老齢年金の支給を受けた者が、第四十二条の規定による老齢年金の受給権を取得する場合又は第四十三条第四項若しくは第五項若しくは前条第三項若しくは第四項の規定により老齢年金の額が改定される場合における当該老齢年金の額を含む)は、第四十三条の規定にかかわらず、同条に定める額から政令で定める額を減じた額とする。

第四十六条第一項中「第三級、第四級又は第五級を、第六級から第十級までの等級である期間又は第十一級から第十五級までの等級」に、「第六十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給権者である被保険者が六十五歳に達した後においてその者の標準報酬等級が第一級から第十五級までの等級である期間があるときは、その期間については、この限りでない。

第四十六条第三項中「第五級」を「第十五級」に改める。

第四十六条の三第二項中「第五級」を「第十五級」に改める。

第四十六条の四第三項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第四十六条の七第一項中「第三級、第四級又は第五級を、第六級から第十級までの等級である期間又は第十一級から第十五級までの等級」に、「第六十又は百分の八十」を「又は百分の六十」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給権者である被保険者が六十五歳に達した後においてその者の標準報酬等級が第一級から第十五級までの等級である期間があるときは、その期間については、この限りでない。

第四十六条の七第二項中「第五級」を「第十五級」に改める。

第五十条第一項第三号中「十万五千六百円」を「三十九万六千円」に改める。

第五十三条中「該当しなくなつた」を「該当しなくなつた日から起算して同表に定める程度の廃疾の状態に該当することなく三年を経過した」に改める。

第五十四条に次の一項を加える。

2 障害年金は、受給権者が別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その廃疾の状態に該当しない間、その支給を停止する。

第六十条第二項中「十万五千六百円」を「三十九万六千円」に改める。

第八十条第一項第一号中「百分の二十五」を「百分の三十五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の二十」を「百分の三十」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国庫は、前二項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用を負担するものとする。

第八十一条第六項を削り、同条第五項中「、当分の間」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項を削り、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 保険料率は、三年を一期として、その期間内における保険料及び国庫負担金をもつてその期間内におけるこの法律による給付に要する費用がまかなわれるほか、その期末において

てこの法律による給付に要する費用の六月份に相当する金額が準備金として保有されることとなるように定められるべきものとする。

5 当分の間、保険料率は、被保険者の負担、この法律による給付に要する費用の見通し等について配慮して、前項の規定による率に必要な調整を行なつて定められるべきものとする。

6 保険料率は、少なくとも三年ごとに、前二項の基準に従つて再計算されるべきものとする。

第八十二条第一項本文を次のように改める。
被保険者は保険料の百分の三十に相当する額を、被保険者を使用する事業主は保険料の百分の七十に相当する額を、それぞれ負担する。

第三百三十二条第二項中「千分の十」を「千分の十五」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第四十四条の三第二項の規定による老齢年金の受給権者(同条第三項に規定する者を含む)に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から政令で定める額を減じた額」と、同項第二号中「合算した額」とあるのは「合算した額から政令で定める額を減じた額」と改める。

とする。

第三百三十七条第二項中「百分の二十」を「百分の三十」に、「百分の二十五」を「百分の三十五」に改める。

第三百三十九条第一項を次のように改める。

加入員は掛金の百分の三十に相当する額を、加入員を使用する設立事業所の事業主は掛金の百分の七十に相当する額を、それぞれ負担する。

附則第二条の二を削る。

附則第十二条第三項中「第五級」を「第十五級」に改める。

附則第十六条第二項中「十三万二千円」を「四十六万八千円」に改める。

附則第二十八条の三第二項中「第五級」を「第十五級」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条ノ二を次のように改める。

第二条ノ二 本法ニ依ル年金タル保険給付ノ額ハ国民ノ生活水準、労働者ノ賃金、物価其ノ他ノ諸事情ニ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ之ニ即応セル改定ノ措置ヲ講ゼラルベキモノトス

第四条第一項の表を次のように改める。

標準報酬		報酬月額額	
等級	月額額	報酬月額額	報酬月額額
第一級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二五、〇〇〇円未満
第二級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上
第三級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上
第四級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上

第五級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上	三四、五〇〇円未満
第六級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上	三七、五〇〇円未満
第七級	三九、〇〇〇円	一、三〇〇円	三七、五〇〇円以上	四〇、五〇〇円未満
第八級	四二、〇〇〇円	一、四〇〇円	四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円未満
第九級	四五、〇〇〇円	一、五〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第一〇級	四八、〇〇〇円	一、六〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第一級	五一、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第二級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第三級	六〇、〇〇〇円	二、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第四級	六四、〇〇〇円	二、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第五級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第六級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第七級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第八級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第九級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二〇級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	一〇七、〇〇〇円未満

第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上	一一四、〇〇〇円未満
第二四級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上	一二二、〇〇〇円未満
第二五級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満
第二六級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満
第二七級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満
第二八級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二九級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第三〇級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第三一級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第三二級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第三三級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上	

第二十三条ノ七第三項中「第四十一条第二項乃至第四項」を「第四十一条第三項乃至第五項」に改める。

第二十七条本文中「譲渡シ」の下に、「担保ニ供シ」を加へ、同条ただし書中「但シ」の下に「老齡年金又ハ通算老齡年金ヲ受クル權利ヲ國民金融公庫又ハ沖繩振興開発金融公庫ニ担保ニ供スル場合及」を加へ、「權利ニ付テハ」を「權利ヲ」に改める。

第三十四条第四項中「第四級」を「第十三級」に改める。

第三十五条第一号中「十一万四百円」を「三十九万六千円」に、「七千三百六十円」を「二万六千四百円」に、「五万五千二百円」を「十九万八千

円」に改め、同条第二号中「七十五分ノ一」を「五十分ノ一」に改める。

第三十六條第一項中「一万二千円」を「四万八千円」に改め、「子一人アルトキハ七千二百円、子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル」を削り、「四千八百円」を「一万八千円」に改める。

第三十八條第一項中「第二級、第三級又ハ第四級を」第四級乃至第八級ノ等級タル期間又ハ第九級乃至第十三級ノ等級に、「百分ノ六十又ハ百分ノ八十」を「又ハ百分ノ六十」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ受給権者タル被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後ニ於テ其ノ者ノ標準報酬等級ガ第一

級乃至第十三級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第三十八条第三項中「第四級」を「第十三級」に改める。

第三十八条ノ二に次の一項を加える。

第三十四条第五項ノ規定ニ依リ老齡年金ノ支給ヲ受クル被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後ニ於テハ其ノ者ノ請求ニ依リ六十五歳ニ達シタル月ノ前月迄ノ被保険者タリシ期間ヲ其ノ老齡年金ノ額ノ計算ノ基礎トスルモノトシ其ノ請求ヲ為シタル日ノ属スル月ノ翌月ヨリ老齡年金ノ額ヲ改定ス

第三十九条ノ二第二項中「第四級」を「第十三級」に改める。

第三十九条ノ五第一項中「第二級、第三級又ハ第四級」を「第四級乃至第八級ノ等級タル期間又ハ第九級乃至第十三級ノ等級」に、「百分ノ六十又ハ百分ノ八十」を「又ハ百分ノ六十」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ受給権者タル被保険者ガ六十五歳ニ達シタル後ニ於テ其ノ者ノ標準報酬等級ガ第一級乃至第十三級ノ等級タル期間アルトキハ其ノ期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九条ノ五第二項中「第四級」を「第十三級」に改める。

第三十九条ノ六中「支給ヲ受クル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ」を「額ノ改定ニ付」に改める。

第四十一条第一項第一号中「六日分」を「九日分」に、「五万五千二百円」を「十九万八千円」に、「百分ノ百二十」を「百分ノ百八十」に改め、同項第二号中「其ノ額ガ十萬五千六百円ニ滿タザルトキハ十萬五千六百円」を削り、同項の次に次の一項を加える。

障害年金ノ額ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル額三十九萬六千円ニ滿タザルトキハ之ヲ三十九萬六千円トス
第四十一条ノ二第一項中「一万二千円」を「四

萬八千円」に改め、「子一人アルトキハ七千二百円、子二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人ヲ除キ」を削り、「四千八百円」を「一万八千円」に改める。

第四十二条第一項中「至リタル」を「至リタル日ヨリ起算シ障害年金ヲ受クル程度ノ廢疾ノ狀態ニ該當セズシテ三年ヲ経過シタル」に改める。

第四十二条ノ三第二項中「三十六日分」を「五十四日分」に改める。

第四十四条中「至リタル」を「至リタル日ヨリ起算シ障害年金ヲ受クル程度ノ廢疾ノ狀態ニ該當セズシテ三年ヲ経過シタル」に改める。

第四十四条ノ二第三項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第四十四条ノ三第二項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

障害年金ハ其ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ障害年金ヲ受クル程度ノ廢疾ノ狀態ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ廢疾ノ狀態ニ該當セザル期間其ノ支給ヲ停止ス

第五十条ノ二第一項第二号中「一万三千八百円」を「四萬九千五百円」に、「百分ノ三十」を「百分ノ四十五」に改め、同項第三号中「二萬七千六百円」を「九萬九千円」に、「百分ノ六十」を「百分ノ九十」に改め、同条第二項中「三日分」を「四・五日分」に改め、同条第三項中「十萬五千六百円」を「三十九萬六千円」に改める。

第五十条ノ三第一項中「子一人アルトキハ七千二百円、二人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円」を「子アルトキハ一人ニ付一万八千円」に改め、同条第二項中「二人アルトキハ七千二百円、三人以上アルトキハ七千二百円ニ其ノ子ノ中二人ヲ除キタル子一人ニ付四千八百円」を「二人以上アルトキハ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付一万八千円」に改める。

第五十条ノ四第五号中「又ハ孫」を「孫又ハ兄弟姉妹」に改め、同条第六号中「又ハ祖父母」を「祖父母又ハ兄弟姉妹」に改める。

第五十条ノ六第三号中「第四十一条第三項」を「第四十一条第四項」に改める。

第五十八条第一項中「四分ノ一」を「百分ノ三十五」に改め、同条に次の一項を加える。

国庫ハ前四項ニ規定スル費用ノ外財源調整ノ為必要アルトキハ予算ノ範圍内ニ於テ之ニ要スル費用ヲ負担スルモノトス

第五十九条第六項を削り、同条第五項中「当分ノ間」を削り、同条第四項を削り、同条第三項の次に次の三項を加える。

保険料率ハ三年ヲ一期トシ其ノ期間内ニ於ケル保険料及国庫負担金ヲ以テ其ノ期間内ニ於ケル本法ニ依リ給付ニ要スル費用ガ賄ハルルノ外其ノ期末ニ於テ本法ニ依リ給付ニ要スル費用ノ六分ニ相當スル金額ガ準備金トシテ保有セラルベク定メラルベキモノトス

当分ノ間保險料率ハ被保険者ノ負担、本法ニ依リ給付ニ要スル費用ノ見通シ等ニ付配慮シ前項ノ規定ニ依リ率ニ必要ナル調整ヲ為シテ定メラルベキモノトス

保險料率ハ少クモ三年毎ニ前二項ノ基準ニ從ヒ再計算セラルベキモノトス

第六十条第一項第一号中「千分ノ七十四・五」を「千分ノ五十八・五」に改め、同項第二号中「千分ノ六十九」を「千分ノ五十三」に改める。

（年金福祉事業法の一部改正）
第四十条 年金福祉事業法（昭和三十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「老人福祉施設、療養施設」を「保護のための総合施設」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。
三 次に掲げる者に対し、それぞれ次に掲げる資金の貸付けを行ふこと。
イ 前号イからニまでに掲げる者で自ら居住するため住宅を必要とする厚生年金保

險又は船員保險の被保険者に対して住宅の建設又は購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。以下「住宅資金」という。）の貸付けを行ふもの。当該貸付けに要する資金

ロ 自ら居住するため住宅を必要とする国民年金の被保険者 住宅資金

ハ 自ら居住するため住宅を必要とする厚生年金保險又は船員保險の被保険者で前号イからニまでに掲げる者から住宅資金の貸付けを受けることが著しく困難なものの 住宅資金

第十八条第一項中「前条第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十七号中「第十七条第二号」の下に「及び第三号」を加える。

附則
（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、附則第一条及び附則第四十条から附則第四十三条までの規定 昭和四十八年七月一日

二 第一条、附則第三条から附則第十三条まで、附則第二十四条から附則第三十三条まで及び附則第三十九条の規定 昭和四十八年十月一日

三 第二条（次号に掲げる規定を除く）、第三条、附則第十四条から附則第二十三条まで及び附則第三十四条から附則第三十八条までの規定 昭和四十八年十一月一日

四 第二条中厚生年金保險法第六條の改正規定（政府の措置） 昭和四十九年四月一日
第二条 政府は、次の各号に掲げる事項について検討を加え、すみやかに必要な措置を講じなければならない。

ればならない。

一 厚生年金保険制度への日雇労働者の加入に
関する事項

二 厚生年金保険及び船員保険制度における被
保険者期間で当該制度の年金給付の対象期間
とされていないものを年金給付の対象期間と
することに關する事項

(国民年金に關する経過措置)

第三条 明治四十年十月三日から昭和二十八年十
月一日までの間に生まれた者(昭和四十八年十
月一日において二十歳をこえ六十五歳未満であ
る者)が、廃疾認定日(国民年金法第三十条第
一項に規定する廃疾認定日をいう。以下この条
において同じ。)が昭和四十八年十月一日前であ
る傷病(初診日において同法第七條第二項第一
号から第四号までのいずれかに該当した者のそ
の傷病を除く。)により、同日において同法別表
に定める程度の廢疾の状態にあるときは、この
法律による改正後の同法第五十六條第一項本文
の規定にかかわらず、その者に同条の障害福祉
年金を支給する。ただし、昭和四十八年十月一
日前に当該傷病に係る国民年金法による障害福
祉年金の受給権を取得したことがある者につい
ては、同日において当該傷病により同法別表に
定める二級に該当する程度の廢疾の状態にある
場合に限る。

2 前項の規定は、初診日が昭和三十六年四月一
日(同日において二十歳未満であつた者にあつ
ては、二十歳に達した日)以後である傷病によ
り同項に規定する廢疾の状態にある者について
は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り
適用し、初診日が同日以前である傷病による廢疾
と初診日が同日以後である傷病による廢疾とを
併合して同項に規定する廢疾の状態にある者に
ついては、初診日が同日以後である傷病による
廢疾が厚生大臣の定める程度以上のものであり、
かつ、その傷病に係る廢疾認定日の前日におい
て次の各号のいずれかに該当する場合に限り適用

する。ただし、明治四十四年四月一日以前に生
まれた者(昭和三十六年四月一日において五十
歳をこえた者)については、この限りでない。

一 初診日において国民年金の被保険者であつ
た者については、国民年金法第五十六條第一
項各号のいずれかに該当したこと。

二 初診日において国民年金の被保険者でなか
つた者については、この法律による改正後の
国民年金法第七十九條の二第一項に規定する
老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

第四条 昭和四十八年十月一日前に、国民年金法
による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給
権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有
する妻又は祖母若しくは姉が、同法第六十一條
第一項に規定する要件に該当する子又は同法第
六十四條の三第二項に規定する要件に該当する
孫若しくは弟妹であつて同法別表に定める二級
に該当する程度の廢疾の状態にあるもの(その
母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件
となり、又はその額の加算の対象となつてい
る者を除く。)と生計を同じくするときは、昭和四
十八年十月から、その子又は孫若しくは弟妹の
数に應じて、その母子福祉年金又は準母子福祉
年金の額を改定する。

第五条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し
た妻(前条に規定する妻を除く。)であつて、
昭和二十八年十月一日以前に生まれたもの(昭
和四十八年十月一日において二十歳をこえる
者)が、昭和四十八年十月一日において夫又は
妻の子であつて国民年金法別表に定める二級に
該当する程度の廢疾の状態にあり、かつ、義務
教育終了後二十歳未満であるもの(夫の死亡
の当時夫によつて生計を維持した者に限る。)と
生計を同じくするときは、同法第六十一條第一
項本文の規定にかかわらず、その者に同条の母
子福祉年金を支給する。ただし、次の各号のい
ずれかに該当するときは、この限りでない。
一 妻が、現に婚姻をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者
の養子となつてゐるとき(夫の死亡後に養子
となつた場合に限る。)

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に
婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子と
なつてゐるとき(その子のすべてが、夫の死
亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限
る。)

2 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の当時そ
の死亡者によつて生計を維持した女子(前条に
規定する祖母又は姉を除く。)であつて、昭和二
十八年十月一日以前に生まれたもの(昭和四十
八年十月一日において二十歳をこえる者)が、
昭和四十八年十月一日において国民年金法第六
十四條の三第二項に規定する準母子状態(同項
に規定する孫又は弟妹は、同法別表に定める二
級に該当する程度の廢疾の状態にあり、かつ、
義務教育終了後である者に限る。)にあるとき
は、この法律による改正後の同法第六十四條の
三第一項本文の規定にかかわらず、その者に同
条の準母子福祉年金を支給する。ただし、次の
各号のいずれかに該当するときは、この限りで
ない。

一 女子が、現に婚姻をしているとき。

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の
者の養子となつてゐるとき(その死亡者の死
亡後に養子となつた場合に限る。)

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべ
てが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の
者の養子となつてゐるとき(その孫又は弟妹
のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、
又は養子となつた場合に限る。)

3 前二項の規定は、死亡者の死亡日が昭和三十
六年四月一日以後である妻又は女子について
は、次の各号の要件に該当したものであるとき
に限り、適用する。ただし、明治四十四年四月
一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日
において五十歳をこえた者)については、この

限りでない。

一 死亡者の死亡日において被保険者であつた
者については、国民年金法第五十六條第一項
各号のいずれかに該当したこと。

二 死亡者の死亡日において被保険者でなかつ
た者については、この法律による改正後の国
民年金法第七十九條の二第一項に規定する老
齡福祉年金の支給要件に該当したこと。

第六条 この法律による改正後の国民年金法第六
十六條並びに第六十七條第二項及び第三項(同
法第七十九條の二第五項においてこれらの規定
を準用する場合を含む。)の規定は、昭和四十七
年以降の年の所得による国民年金の障害福祉年
金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齡福
祉年金(以下この条において「福祉年金」とい
う。)の支給の停止について適用し、昭和四十六
年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止
については、なお従前の例による。

第七条 国民年金法第七十五條第一項の規定によ
る被保険者であつた者に支給する同法による通
算老齡年金の額の計算については、同法第二十
九條の四第一項の規定によりその例によること
とされる同法第二十七條第一項中「千二百円」と
あるのは「千九百五十円」とする。

2 国庫は、毎年度、当該年度において前項の規
定によつてその額が計算される通算老齡年金の
給付に要する費用のうち七百五十円に当該通算
老齡年金の額の計算の基礎となつた国民年金の
保険料納付済期間の月数を乗じて得た額に相当
する部分の給付に要する費用の總額の二分の一
に相当する額を負担する。

第八条 昭和四十八年九月三十日においてこの法
律による改正前の国民年金法第七十八條第一項
の規定により老齡年金の受給権を有していた者
のうちこの法律による改正後の同法第八十條第
二項の規定及び附則第十一條の規定により老齡
福祉年金の受給権を取得することとならない者
には、この法律による改正前の同法第七十八條

の規定の例により老齢年金を支給する。同日においてこの法律による改正前の同法第七十八条第一項に規定する要件に該当していた者のうちこの法律による改正後の同法第七十九條の二第一項又は第八十條第二項の規定により老齢福祉年金の受給権を有することとならない者についても、同様とする。

第九條 この法律による改正後の国民年金法第七十九條の二第一項及び第八十條第二項の規定により七十歳未満の者に支給する老齢福祉年金の額は、この法律による改正後の同法第七十九條の二第三項の規定にかかわらず、昭和四十八年十月から昭和四十九年九月までの月分については十二万円とし、同年十月から昭和五十年九月までの月分については十八万円とする。

第十條 昭和四十八年九月三十日においてこの法律による改正前の国民年金法第七十九條の二第二項又は第八十條第三項の規定により老齢福祉年金の受給権を有していた者は、同年十月一日においてこの法律による改正後の同法第八十條第二項の規定により老齢福祉年金の受給権を有する者とする。

第十一條 明治三十六年十月二日から明治四十二年十月一日までの間に生まれた者（昭和四十八年十月一日において六十五歳をこえ、七十歳をこえない者）に対するこの法律による改正後の同法第八十條第二項の規定の適用については、同項中「が六十五歳に達したときは、第七十九條の二第一項本文の規定にかかわらず、その者に」とあるのは、「には、第七十九條の二第一項本文の規定にかかわらず、昭和四十八年十月一日に」とする。

第十二條 昭和四十八年九月以前の月分の国民年金法による年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（保険料納付の特例）

第十三條 国民年金の被保険者又は被保険者であつた者（国民年金法による老齢年金及び通算老

齢年金の受給権者を除く。）は、都道府県知事に申し出て、昭和四十八年十一月一日前のその者の被保険者期間（同法第七十五條第一項、附則第六條第一項及び附則第七條第一項並びに国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十五條第一項の規定による被保険者に係る被保険者期間を除く。）のうち、国民年金の保険料納付済期間又は保険料免除期間以外の期間（当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る。）について、一月につき五百五十円を納付することができる。

2 前項の規定による納付は、昭和五十年九月三十日（同日以前に六十五歳に達する者にあつては、六十五歳に達する日の前日）までに行なわなければならない。

3 第一項の規定による納付は、さきに経過した月の分から順次行なうものとする。

4 第一項の規定により納付が行なわれたときは、納付が行なわれた日に、納付に係る月の保険料の納付がされたものとみなす。

（厚生年金保険に関する経過措置等）

第十四條 昭和四十八年十一月一日前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者及び同月から標準報酬を改定されるべき者を除く。）のうち、同年十月の標準報酬月額が一万八千円以下である者又は十三万四千円である者（報酬月額が十三万八千円未満である者を除く。）の標準報酬は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、都道府県知事が改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬は、昭和四十八年十一月から昭和四十九年九月までの各月の標準報酬とする。

3 標準報酬月額が二万円未満である厚生年金保

険の第四種被保険者の昭和四十八年十一月以後の標準報酬月額は、厚生年金保険法第二十六条の規定にかかわらず、二万円とする。

第十五條 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）は、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者については五十八万五千円とし、その他の者については四十六万八千円とする。

2 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定によつて支給する従前の遺族年金、寡婦年金、繰上年金又は遺児年金の例による保険給付の額（従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く。）は、三十九万六千円とする。

3 厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、配偶者については四万八千円とし、子については一人につき一万八千円とする。

4 厚生年金保険法第五十二條の規定は、第一項

に規定する保険給付の額の改定について準用する。この場合において、同条第一項中「その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に依つて」とあるのは、「別表第一に定める一級の廃疾の状態にあつた受給権者が当該廃疾の状態に該当しないと認めるとき、又は同表に定める一級の廃疾の状態になかつた受給権者が当該廃疾の状態に該当すると認めるときは」と読み替へるものとする。

第十六條 次の表の上欄に掲げる期間に係る厚生年金保険の被保険者期間を有する者の平均標準報酬月額（厚生年金保険法第七十條第一項及び第三十二條第二項に規定する平均標準報酬月額を除く。）を計算する場合においては、同法第三十四條第一項第二号中「各月の標準報酬月額」とあるのは、「各月の標準報酬月額（その月が国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第十六條第一項の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の標準報酬月額にそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。）とする。

昭和三十三年三月以前	三・八七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	三・七九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	三・七四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	三・〇九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	二・八六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	二・五八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	二・三七
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	二・一八
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	一・九〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	一・七五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	一・七〇

昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで

一・五一
一・一五

2 昭和四十八年十一月一日前に厚生年金保険の被保険者であつた者の平均標準報酬月額が二万円に満たないときは、これを二万円とする。ただし、厚生年金保険法第七十条第一項、第八十条第一項第三号及び第三十二条第二項の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 厚生年金保険法第四十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは「については」と、「のうち第三十四条第一項第二号に掲げる額については、その計算（同条第四項の規定を適用して計算する場合を含む。）の基礎としない」とあるのは、第三十四条第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額と同条第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額との合算額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする」と、同条第三項及び第四項中「をその額の計算の基礎とする」とあるのは「に係る第三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を当該老齢年金の額に算入する」とする。

4 厚生年金保険法第四十六条の五の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは「については」と、「のうち第三十四条第一項第二号に掲げる額については、その計算の基礎としない」とあるのは、第三十四条第一項第一号の規定により計算した額と同項第二号の規定により計算した額との合算額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする」と、同条第三項及び第

四項中「をその額の計算の基礎とする」とあるのは「に係る第三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を当該通算老齢年金の額に算入する」とする。

第十七条 昭和四十八年十月以前の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額については、なお従前の例による。

第十八条 厚生年金保険法第八十二条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、当分の間、同法第八十二条第一項及び第三十九条第一項中「百分の三十」とあり、「百分の七十」とあるのは、それぞれ百分の五十とする。（船員保険に關する経過措置等）

第十九条 標準報酬月額が二万四千円未満である船員保険法第二十条の規定による被保険者の昭和四十八年十一月以後の標準報酬月額は、同法第四十六条六項の規定にかかわらず、二万四千円とする。

第二十条 船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百十六号）附則第七条の規定によつて支給する従前の養老年金の例による保険給付の額は、船員保険法第三十五条及び第三十六条第一項の規定の例により計算した額とする。

2 船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百五号）以下次項において「昭和四十年改正法」という。附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金（昭和二十九年五月一日において職務外の事由による障害年金を受ける権利を有していた者であつて、引き続き昭和四十年五月一日まで当該障害年金を受ける権利を有していたものに支給するものに限る。）の額（加給金の額を除く。）は、四十八万二千四百円とし、その加給金の額は、船員保険法第四十一条ノ二第一項の規定により

計算した額とする。

3 昭和四十年改正法附則第八条第一項の規定によつて支給する従前の例による障害年金（前項に規定する障害年金を除く。）の額（加給金の額を除く。）は、船員保険法第三十五条の規定の例により計算した額（被保険者であつた期間の月数が百八十に満たないときは、百八十として計算した額とする。）とし、その加給金の額は、同法第四十一条ノ二第一項の規定により計算した額とする。

4 船員保険法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十八号）附則第三項の規定によつて支給する従前の寡婦年金、寡夫年金又は遺児年金の例による保険給付の額（加給金又は増額金の額を除く。）は、三十九万六千円とし、その加給金又は増額金の額は、船員保険法第五十条ノ三の規定の例により計算した額とする。

5 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十二号）附則第十四条に規

定する障害年金又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第七十二号）附則第二条第二項後段若しくは第三項後段に規定する遺族年金については、船員保険法第四十一条第一項第一号又は第五十条ノ二第一項第二号若しくは第三号の額は、平均標準報酬月額を二万四千円として計算した額とする。

第二十一条 次の表の上欄に掲げる期間に係る船員保険の被保険者であつた期間を有する者の平均標準報酬月額（船員保険法第四十七条に規定する平均標準報酬月額を除く。）を計算する場合においては、同法第二十七条ノ三第一項中「全期間ノ平均標準報酬月額」とあるのは、「全期間ノ各月ノ標準報酬月額（其ノ月ガ国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第二十一条第一項ノ表ノ上欄ニ掲グル期間ニ属スルトキハ其ノ月ノ標準報酬月額ニ夫々同表ノ下欄ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額）ヲ平均シタル額」とする。

昭和三十三年三月以前	三・七八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	三・六一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	三・五一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	三・二七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	二・七七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	二・四六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	二・三二
昭和三十九年四月から昭和四十年三月まで	二・〇一
昭和四十年四月から昭和四十一年三月まで	一・九〇
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	一・六六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	一・五八
昭和四十三年四月から昭和四十四年三月まで	一・三九
昭和四十四年四月から昭和四十五年三月まで	一・一一

2 昭和四十八年十一月一日前に船員保険の被保険者であつた者の平均標準報酬月額が二万四千円に満たないときは、これを二万四千円とする。ただし、船員保険法第四十七条の規定を適用する場合は、この限りでない。

3 昭和四十六年九月三十日以前に発した疾病又は負傷及びこれにより発した疾病により廃疾となつたことにより障害年金の支給を受けていた者の死亡に關し支給される船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金の額については、同法第五十条ノ二第一項第二号イ中「最終標準報酬月額」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ原因ト為リタル疾病又ハ負傷ノ発シタル日ノ属スル月ニ応ジ国民年金法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第二十一条第一項ノ表ノ下欄ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額」とする。

第二十二條 昭和四十八年十月以前の月分の船員保険法による保険給付の額については、なお従前の例による。

第二十三條 船員保険法第六十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「千分ノ五十八・五」とあるのは「千分ノ七十四・五」と、同項第二号中「千分ノ五十三」とあるのは「千分ノ六十九」とする。

（年金額の自動的改定措置）

第二十四條 国民年金法による年金たる給付、厚生年金保険法による年金たる保険給付及び船員保険法による年金たる保険給付（障害年金及び遺族年金については、職務外の事由によるものに限る。）については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額（以下「平均給与額」という。）が昭和四十七年度（この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の平均給与額の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月（国民年金法による年金たる給付にあつては、九月）以降の当該年金たる給付又は年金たる保険給付の額を改定する措置を講じなければならない。

（政令への委任）
第二十五條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

（国民年金法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十六條 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四條第二項を削る。

第二十七條 国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条及び附則第十二条を次のように改める。

附則第十五條第六項第六号を削る。

附則第十六條第二項中「三万円」を「二十七万六千円」に改め、同条第四項中「第七十八條第一項の規定によつて支給される老齢年金」を「老齢福祉年金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六條の二 国庫は、毎年度、当該年度において前条第一項の規定により支給する老齢年金の給付に要する費用の総額の五分の二に相當する額を負担する。

（通算年金通則法の一部改正）
第二十八條 通算年金通則法（昭和三十六年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「第七十八條第一項の規定によつて支給される老齢年金及び同法」を削る。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（遺族給付及び障害給付に關する通算措置）
第一条の二 政府は、各公的年金制度における

遺族給付及び障害給付についても通算措置が講ぜられるように検討を加え、その結果に基づいて、すみやかに必要な措置を講じなければならない。

（通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正）
第二十九條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「第五級」を「第十五級」に改める。

附則第十四條第三項中「第四級」を「第十三級」に改める。

（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正）
第三十條 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第三項及び附則第四十二條第六項中「第六項」を「第五項」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正）
第三十一條 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

（地方公務員災害補償法の一部改正）
第三十二條 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六條第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に關する法律等の一部を改正する法律の一部改正）
第三十三條 公立学校の学校医、学校歯科医及び

学校薬剤師の公務災害補償に關する法律等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第六項」を「第五項」に改める。

（厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正）
第三十四條 厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「第三十四條中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」とを「第三十四條第一項中「五十五歳ニ達シタル後」とあるのは「六十歳ニ達シタル後」と、「五十五歳ニ達シタルトキハ」とあるのは「六十歳ニ達シタルトキ又ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル後被保険者トナルコトナクシテ五十五歳乃至六十歳ノ間ニ老齢年金支給線上ノ請求ヲ為シタルトキハ」と、同条第三項中「五十五歳」とあるのは「六十歳」とに改める。

第十一條の次に次の一条を加える。

（老齢年金の額の特例）

第十一條の二 第二條第一項又は第三條の第二項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する厚生年金保険法による老齢年金の額は、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額に加給年金額を加算した額とする。

一 厚生年金保険法第三十四條第一項第一号、第二項及び第三項の規定により計算した額

二 船員保険の被保険者であつた期間を除外して厚生年金保険法第三十四條第一項第二号又は第四項本文の規定により計算した額。ただし、同法第六條に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員であつた期間（同法第四十四條の二第二項各号に掲げる期間を除く。以下同じ。）がある

ときは、その額から当該加入員であつた期間に係る同法第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする。

三 船員保険の被保険者であつた期間について船員保険法第三十五条第二号の規定により計算した額

2 次条第二項の老齢年金の支給を受けた者に對する厚生年金保険法による老齢年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額から政令で定める額を控除した額とする。

3 厚生年金保険法第四十四条の二第三項及び第四項の規定は、前二項の老齢年金について適用する。

第十二条の見出しを削り、同条第一項第三号中「の規定により計算した額(厚生年金保険の被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、同条第四項本文の規定により計算した額)」を「又は第四項本文の規定により計算した額。ただし、基金の加入員であつた期間があるときは、その額から当該加入員であつた期間に係る同法第百三十二条第二項第一号又は第二号に規定する額を控除した額とする。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第十一條第一項本文の規定により読み替えられた船員保険法第三十四條第一項の規定により五十五歳から六十歳までの間に老齢年金の支給繰上げの請求をした者に対する老齢年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額から政令の定める額を控除した額とする。厚生年金保険法第四十四條の二第三項の規定による老齢年金の支給を受けた者及び前段の規定による老齢年金の支給を受けた者に対する船員保険法による老齢年金の額についても、同様とする。

第十二條第三項後段を削る。

第十六條第一項中「第五級」を「第十五級」に改める。

第十九條の三第一項中「第四級」を「第十三級」に改め、同条第二項中「第五級」を「第十五級」に改める。

第二十五條の次に次の一條を加える。

(遺族年金の額の特例)

第二十五條の二 第二條第一項又は第三條の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二條第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する同法による遺族年金の額は、同法第六十條第一項の規定にかかわらず、第十一條の二第一項各号(第二号ただし書を除く。)に掲げる額を合算した額の二分の一に相当する額(その額が三十九万六千円に満たないときは、三十九万六千円)とする。ただし、妻又は子に対する遺族年金の額は、その額に加給年金額を加算した額とする。

第二十六條の見出しを削り、同条中「第十二條第一項の例により計算した額」を「第十二條第一項各号(第三号ただし書を除く。)に掲げる額を合算した額」に、「十萬五千六百円」を「三十九萬六千円」に改める。

第三十五條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の一部改正

第三十五條 厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

附則第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十六條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「十三萬七千二百八十円」を「四十八萬二千四百円」に改める。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第三項中「四百六十円」を「千六百五十円」に改め、同条第四項第一号中「四百六十円」を「千六百五十円」に、「十六萬五千六百円」を「五十九萬四千円」に改める。

附則第十七條第二項中「第四級」を「第十三級」に改める。

第三十八條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三條を次のように改める。

第三條 削除

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第三十九條 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中第五項の次に次の三號を加える。

六 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)に規定する老齢年金及び通算老齢年金

七 船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)に規定する老齢年金及び通算老齢年金

八 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十号)に規定する老齢年金(同法第七十九條の二第二項の規定によつて支給されるものを除く。)及び通算老齢年金

(住宅金融公庫法の一部改正)

第四十條 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第八項中「の規定により」を「又は年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十八條第一項の規定により」に改め、「雇用促進事業団」の下に「又は年金福祉事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

第四十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十四號の次に次の一號を加える。

十四の二 年金福祉事業団が年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七條第一號に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

(印紙税法の一部改正)

第四十二條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第百八十号)第十七條第二号」の下に「及び第三号」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第四十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十五の項の第三欄及び第四欄を次のように改める。

一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記

二 年金福祉事業団法(第十七條第一号)業務の範囲の業務の用に供する建物で政令で定めるものの所有権の取得登記又は当該業務の用に供する土地の権利の取得登記

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関)に規定する病院若しくは診療所の用に供する建物の所有権又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利を目的とする質権又は抵当権の設定の登記

第三欄の第三号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添附があるものに限る。

理由

国民年金、厚生年金保険及び船員保険における年金の給付水準が現在の国民の生活水準等に照らし著しく低位にあることにかんがみ、年金受給者に老後を託するに足る年金を保障することを旨として、これらの年金制度につき、給付内容を大幅に改善し、老齢福祉年金等の受給権者の範囲を拡大し、年金財政について賦課方式を採用し、年金額を賃金の変動に応じて自動的に改定する等の措置を講ずるとともに、あわせて年金福祉事業団にこれらの年金制度の被保険者のための住宅資金の貸付けを行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約四百億円の見込みである。
(平年度約一千五百億円)

国民年金等の積立金の運用に関する法律案

国民年金等の積立金の運用に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民年金特別会計、厚生保険特別会計及び船員保険特別会計の積立金を社会福祉施設の整備等に資するための資金として貸し付ける等その運用方法を定め、もつて国民年金、厚生年金保険及び船員保険の被保険者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(積立金の管理及び運用)

第二条 国民年金特別会計国民年金勘定、厚生保険特別会計年金勘定及び船員保険特別会計の積立金(以下「積立金」という。)は、厚生大臣が管

理し、及び運用する。

(積立金の区分)

第三条 積立金は、福祉資金及び一般資金に区分して経理するものとする。

2 積立金の福祉資金及び一般資金への配分は、厚生大臣が国民年金等積立金運用審議会の議に基づいて、これを定める。

(福祉資金の運用の範囲)

第四条 福祉資金は、社会福祉施設の整備、住宅資金の貸付けその他国民年金の被保険者等(国民年金、厚生年金保険又は船員保険における被保険者、被保険者であつた者及び受給権者をいう。以下同じ)の福祉の増進のための事業に要する費用に充てるための資金として、地方公共団体、年金福祉事業団、労働金庫その他政令で定める法人に貸し付けるものとする。

2 前項の規定による福祉資金の貸付けに關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(一般資金)

第五条 一般資金は、資金運用部に預託する。

(国民年金等積立金運用審議会)

第六条 厚生省に、国民年金等積立金運用審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の権限)

第七条 審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、積立金の運用に關する重要事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を厚生大臣に建議することができる。

(審議会の組織)

第八条 審議会は、次に掲げる者につき厚生大臣が任命する委員十八人で組織する。
一 大蔵事務次官

二 厚生事務次官

三 自治事務次官

四 国民年金の被保険者等を代表する者 十人

五 学識経験のある者 五人

(委員)

第九条 厚生大臣は、前条第四号又は第五号の委員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

2 前条第四号又は第五号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、厚生大臣は、前項の規定にかかわらず、これらの号の委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、厚生大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、前条第四号又は第五号の委員となることができない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者
前条第四号又は第五号の委員は、前項各号の一に該当するに至つた場合において、その職を失ふものとする。

6 厚生大臣は、前条第四号又は第五号の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合又はこれらの委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

7 前条第四号及び第五号の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前条第四号及び第五号の委員は、再任されることができない。

9 委員は、非常勤とする。

(福祉資金の運用計画)

第十条 厚生大臣は、毎年度福祉資金の運用に關して必要な計画を定め、あらかじめ審議会の議に付さなければならない。その計画を変更しようとするときも、また同様とする。

(事務局)

第十一条 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置く。

(政令への委任)

第十二条 前六条に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十九年度以降における積立金について適用する。

2 昭和四十九年四月一日において現に資金運用部に預託されている積立金のこの法律の規定による運用については、政令で定める。

3 この法律の施行後最初に任命される第八条第四号又は第五号の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第九条第二項及び第三項の規定を準用する。

4 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
第十四条を次のように改める。

(積立金の運用)
第十四条 国民年金勘定の積立金は、国民年金等の積立金の運用に関する法律(昭和四十八年法律第 号)の定めるところにより運用することができる。

5 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第十三条中、「年金勘定」を削り、同条に第二項として次のように加える。

年金勘定ノ積立金ハ国民年金等の積立金の運用に關する法律(昭和四十八年法律第 号)ノ定ムル所ニ依リ運用スルコトヲ得

6 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。
 第十六条を次のように改める。
 第十六条 この会計の積立金は、国民年金等の積立金の運用に関する法律(昭和四十八年法律第 号)の定めるところにより運用することができる。
 7 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項「資金運用部特別会計」の下に「国民年金特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計」を加える。
 8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
 第十四条の二第四号の次に次の一号を加える。
 四の二 国民年金等積立金運用審議会に関すること。

第二十九条第一項の表中 国民年金審議会
 国民年金事業に関する重要事項について、厚生大臣又は社会保険庁長官の諮問に応じて調査審議し、及び関係行政機関に対し意見を述べること。

国民年金等積立金運用審議会
 厚生大臣の諮問に応じて、国民年金特別会計等の積立金の運用に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認め事項を厚生大臣に建議すること。
 に改める。

理由
 国民年金特別会計、厚生保険特別会計及び船員保険特別会計の積立金を国民年金の被保険者等の福祉の増進に資するための資金等として運用することとし、かつ、その運用を適正にするために国民年金等積立金運用審議会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
 本案施行に要する経費としては、初年度約二千六百万円の見込みである。
 (平年度約三千六百万円)

